

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

Mitsui Sumitomo
Aioi Life Insurance
DISCLOSURE 2016

三井住友海上あいおい生命の現状



会社概要	2016年3月31日現在
社名	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
英文名称	Mitsui Sumitomo Aioi Life Insurance Company, Limited
設立	1996年(平成8年)8月8日
資本金	355億円
従業員数	2,554名
本社所在地	東京都中央区新川2-27-2
URL	http://www.msa-life.co.jp

*本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

目次

トップメッセージ 2

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループについて 4
 MS&ADインシュアランス グループの価値創造ストーリー 6
 MS&ADインシュアランス グループのコーポレートガバナンス 8
 MS&ADインシュアランス グループ 中期経営計画 Next Challenge 2017 9

経営について

平成28年(2016年)熊本地震への対応について 14
 代表的な経営指標 16
 三井住友海上あいおい生命 中期経営計画 Next Challenge 2017 ステージ2 26
 三井住友海上あいおい生命 行動憲章 28
 情報開示方針 30
 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 30
 利益相反取引の管理について 31
 コーポレート・ガバナンス体制 32
 内部統制システムに関する方針 33
 コンプライアンス(法令等遵守)の体制 34
 ERM経営推進の取り組み 35
 リスク管理の取り組み 35
 監査体制 38
 個人情報の取り扱い 39
 お客さま満足度向上に向けた取り組み 40
 金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について 46
 当社の勧誘方針 47
 生命保険契約者保護機構について 48
 当社が目指す「新しい働き方」について 50

商品・サービス

商品トピックス 52
 お客さまに医療情報をお伝えする活動 53
 ご契約時のご案内 55
 商品ラインアップ 61
 サービストピックス 66
 ご契約後のサービス・情報提供 67
 保険金等支払管理態勢とお支払い状況 72
 代理店教育・研修 75
 FC社員・LIM社員について 76

CSR活動

社会貢献活動 77
 スポーツ振興 79
 環境問題への取り組み 81

会社データ

目次 84
 会社データ 86

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

トップメッセージ



本年4月に発生いたしました熊本地震により被災されました皆さまに対して、心からお見舞い申し上げます。被災地の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、日ごろより三井住友海上あいおい生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。当社は今年、創立5周年、損保系生保設立から20周年目を迎えました。これもひとえに平素より格別のご支援を賜りました多くの皆さまのおかげと深く感謝申し上げます。

2015年度を振り返って

2015年度の我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善がみられたものの、中国をはじめとする新興国の景気減速や原油価格の下落の影響等により、景気回復に遅れが見られました。

また、金融情勢については、2016年1月29日の日銀金融政策決定会合にて、マイナス金利政策が導入され、国内長期金利は大幅に低下しました。

生命保険業界におきましては、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化によって、生命保険に対するお客様のニーズや販売チャネルが多様化している中、よりきめ細かな商品・サービスの提供等、一層の企業努力が求められています。

2014年にスタートした中期経営計画「Next Challenge 2017」ではさまざまな施策を確実に実施し、「業界トップ水準の品質と飛躍的な成長の実現」に向けて取り組みを進めてまいりました。

2015年度は、品質面では、募集プロセスの改革として申込手続きをタブレット端末等で完結できる「生保かんたんモード」を展開し、お客様の利便性向上と業務効率化を推進したほか、改正保険業法の2016年5月の全面施行に向けて保険募集の基本的ルールの創設について代理店・募集人研修を行うなど、お客様対応品質を確実に向上させました。

また、成長面では、営業拠点の拡充および要員の増員により営業力強化を図り、法人マーケット開拓強化のため、定期保険等の保険料率見直しを中心とする商品改定を実施しました。

このような取り組みにより、当社は引き続き順調に業績を伸ばし、個人保険および個人年金保険の新契約高は2兆4,233億円となり、保有契約高は前年度末比3.1%増加し、22兆5,760億円となりました。生命保険会社における保険金等支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は1,598.4%と、引き続き高い健全性を維持しています。

中期経営計画「Next Challenge 2017」はステージ2へ

当社は、中期経営計画「Next Challenge 2017」の確実な実行に向けて、2016年度～2017年度を期間とする中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」を策定しました。

品質面では、引き続き生保かんたんモードの推進や、安心お届け日数(証券作成日数および保険金・給付金等の支払日数)等について高い目標をもって取り組み、お客様目線ですべての業務プロセスにおいて最高品質を実現していきます。

成長面では、多様なお客様ニーズに対応した商品を迅速に開発・提供していきます。2016年5月には保険料払込免除特約の保障範囲の拡充等を図った新医療保険A^{プラス}を発売しました。

また、ERM経営の高度化と経営基盤の強化により企業価値の持続的拡大を図っていきます。

こうした取り組みを着実に積み重ねることにより、MS&ADインシュアランスグループの成長領域を担う中核生保会社として、お客様に安心と満足をお届けし、お客様・社会から信頼される企業を目指していきます。

今後とも、当社を引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2016年7月

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 取締役社長

丹保人重

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは、三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社が2010年4月に経営統合し、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「MS&ADホールディングス」)を持株会社として、発足しました。

グループ発足後、経営統合の第一段階として、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の合併、三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社の合併、シェアードサービスの統合などを進め、グループ経営の効率化を図ってきました。

また、経営統合の第二段階として、グループ全体での「成長」と「効率化」の実現、多様化するお客さまニーズへの対応およびガバナンスの強化を目的として、グループの中核損保である三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を中心に、機能別再編の取り組みを進めてきています。

さらに、2015年度には、英国ロイズ保険市場を中心にグローバルに保険事業を展開するAmlin社をグループに迎え、「世界トップ水準の保険・金融グループ」としての基盤を構築しました。

MS&ADインシュアランス グループは、経営ビジョンである「持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループの創造」に向けて、グループを挙げ、スピード感をもって取り組みを展開していきます。

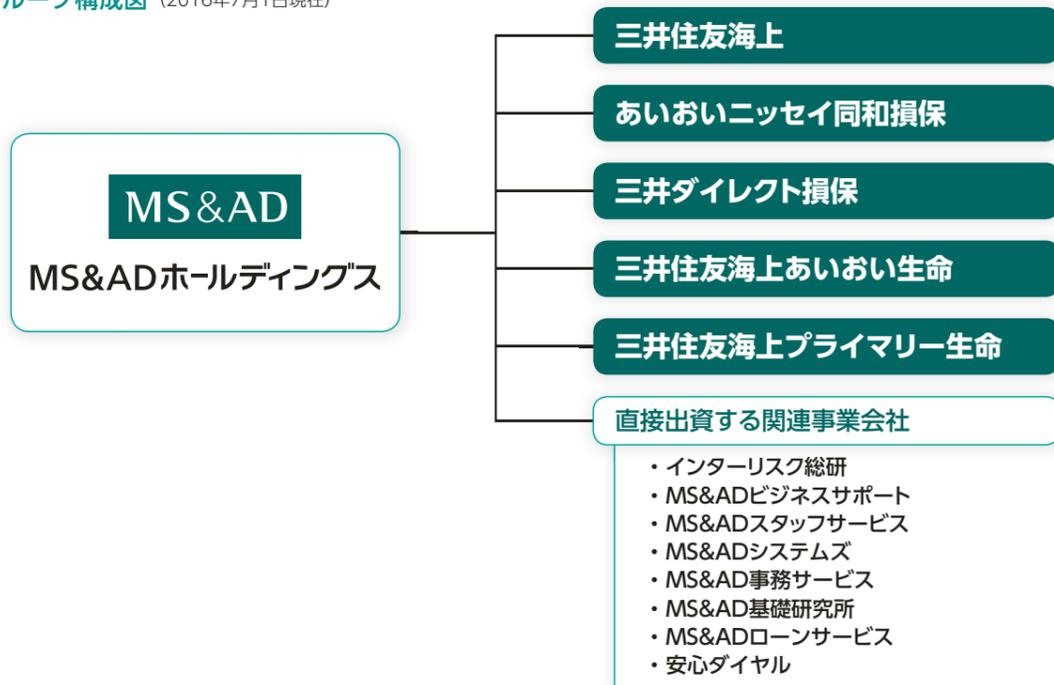


MS&ADホールディングスが入る東京住友ツインビルディング

グループの構成

MS&ADホールディングスは、直接出資する5つのグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上あいおい生命、三井住友海上プライマリー生命)と8つの関連事業会社(インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&AD基礎研究所、MS&ADローンサービス、安心ダイヤル)を有する上場持株会社です。

グループ構成図 (2016年7月1日現在)



MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

MS&ADインシュアランス グループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動指針を次のとおり定めています。

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

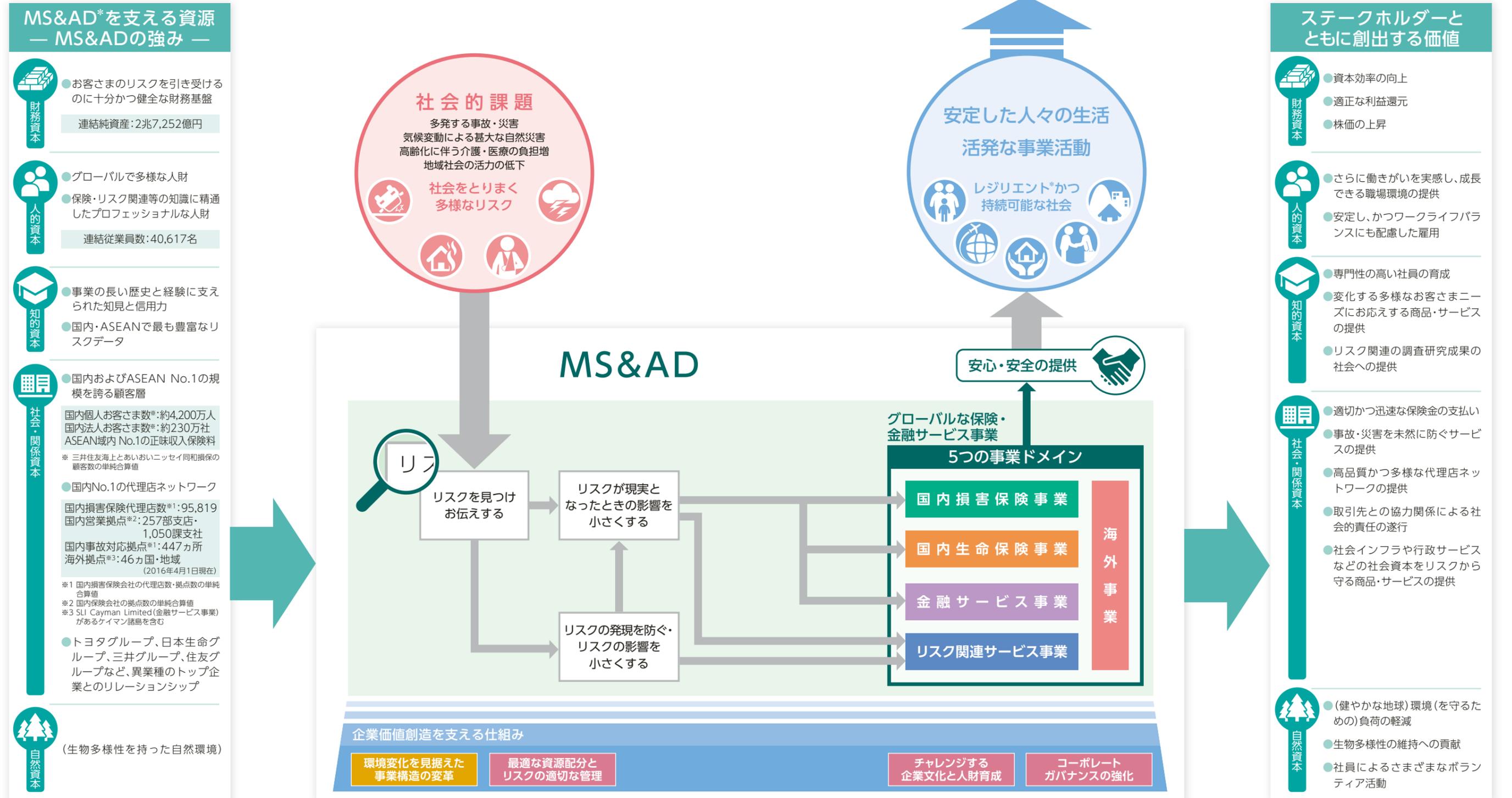
お客さま第一	CUSTOMER FOCUSED カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
誠実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

MS&ADインシュアランスグループの価値創造ストーリー

MS&ADインシュアランスグループは、国内損保事業、国内生保事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連サービス事業の5つの事業ドメインで、グループのミッションの実現に向けた活動を展開しています。
『私たちの目指す「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を支えるために、それを阻害する社会的課題から生じる

多様なリスクをいち早く見つけ、リスクの発現を防ぎ、リスクが現実となった場合の影響を小さくし、経済的な影響を補うためのさまざまな商品・サービスを提供する。それによって、世界中のチャレンジするお客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行う』、これが私たちの価値創造ストーリーです。
MS&ADインシュアランスグループは、ステークホルダーの皆さまとともに、持続的成長と企業価値向上を追い続け、世界トップ水準の保険・金融グループを創造することを通じて、世界中でこの価値創造を展開してまいります。

活力ある社会の発展と 地球の健やかな未来



* 上記は、国際統合報告評議会(IIRC)が2013年12月に発表した「国際統合報告フレームワーク」に掲載されている「価値創造プロセス」の図を参考に、当社グループのミッションの実現に向けたプロセスを図示したものです。
* 上記「社会的課題」は、ステークホルダーとの対話やISO26000、持続可能な開発目標(SDGs)等を参考に、当社グループの重要課題として抽出したものです。
* 「MS&AD」は、MS&ADインシュアランスグループを略した表記です。

* 「レジリエント」とは、防災力を備えたしなやかさと強さを持ち合わせた社会という意味で使用しています。

MS&ADインシュアランスグループのコーポレートガバナンス

基本的な考え方

MS&ADホールディングスは、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念(ミッション)」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、すべてのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

MS&ADホールディングスは、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。また、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督と業務執行の役割を明確化して、グループ経営管理の強化を図っています。加えて、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役11名(男性10名、女性1名)のうち3分の1以上となる4名、監査役5名(男性5名)のうち3名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会である「人事委員会」「報酬委員会」(委員の過半数および委員長は社外取締役)および「ガバナンス委員会」(社外取締役全員が委員)を設置しています。

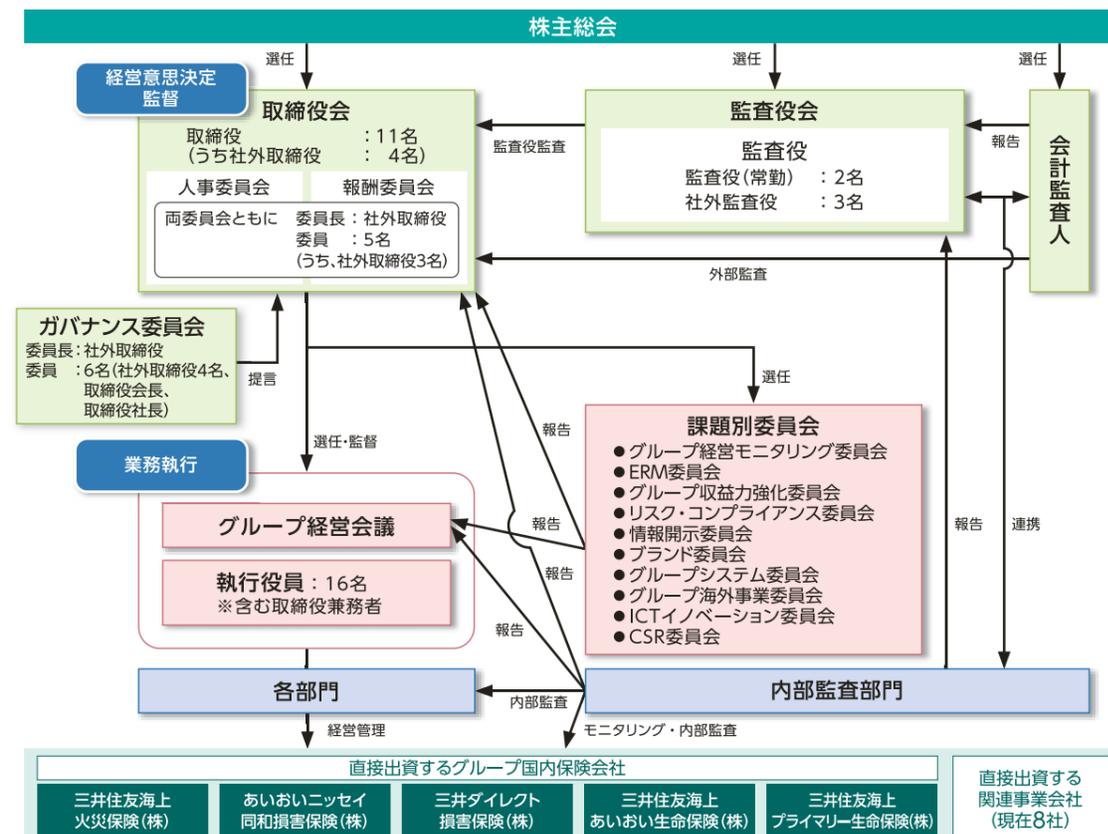
グループ経営管理体制

MS&ADホールディングスは、直接出資するグループ国内保険会社5社および関連事業会社8社との間で経営管理契約等を締結し、適切な経営管理体制を構築しています。

グループ国内保険会社の事業に関する情報を直接かつ迅速に入手することは、グループ経営の円滑な運営に資することから、MS&ADホールディングスの社内取締役の多くは、グループ国内保険会社の取締役を兼務しています。また、MS&ADホールディングスのグループ経営会議には、議事に応じてグループ国内保険会社の役員も出席しています。

コーポレートガバナンス体制の概要 (MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社)

(2016年7月1日現在)



MS&ADインシュアランスグループ 中期経営計画 Next Challenge 2017

ステージ2の位置付け

MS&ADインシュアランスグループでは、「Next Challenge 2017」ステージ2を、「成長」と「効率化」を同時実現し、グループ中期経営計画の達成により、経営ビジョンを実現するための事業基盤を確立する期間と位置付けています。将来の環境変化を見据え、商品・販売・マーケット戦略を展開するとともに事業構造の変革に取り組み、グループの持続的成長を支える礎を構築していきます。



経営数値目標

目標項目	2015年度 当初目標	2015年度 結果	2017年度 当初目標	2017年度 修正目標
グループコア利益 ^(注1)	1,200億円	1,475億円	1,600億円	2,200億円
国内損保事業	760億円	919億円	1,000億円	1,350億円
国内生保事業	130億円	250億円	160億円	150億円
海外保険事業	270億円	279億円	390億円	650億円
金融サービス事業 リスク関連サービス事業	40億円	26億円	50億円	50億円
連結正味収入保険料	3兆円	3兆789億円	3兆1,000億円	3兆5,700億円
損保コンバインド・レシオ	95%水準	91.6%	95%以下	93%台
三井住友海上あいおい生命EV ^(注2) 増加額	400億円超	△520億円	450億円超	500億円超
グループROE ^(注3)	5.4%	5.2%	7.0%	7.5%

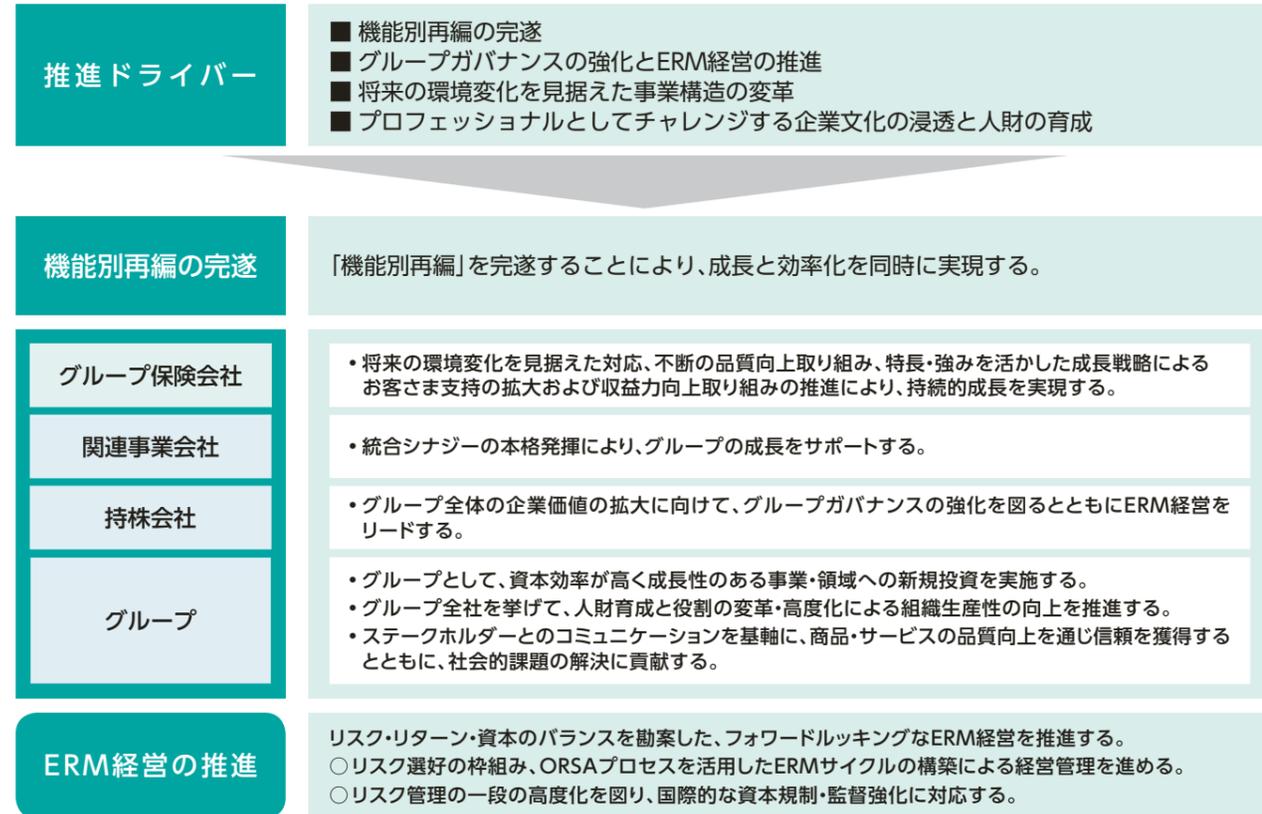
(注1) グループコア利益 = 連結当期利益 - 株式資本損益(売却損益・評価損) - クレジットデリバティブ評価損益 - 特殊要因(特別損益等) + 非連結グループ会社持分利益
なお、企業買収にかかる、のれんおよび無形固定資産の償却額は特殊要因とする。

(注2) 三井住友海上あいおい生命のEVは、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (EEV) 原則に準拠。

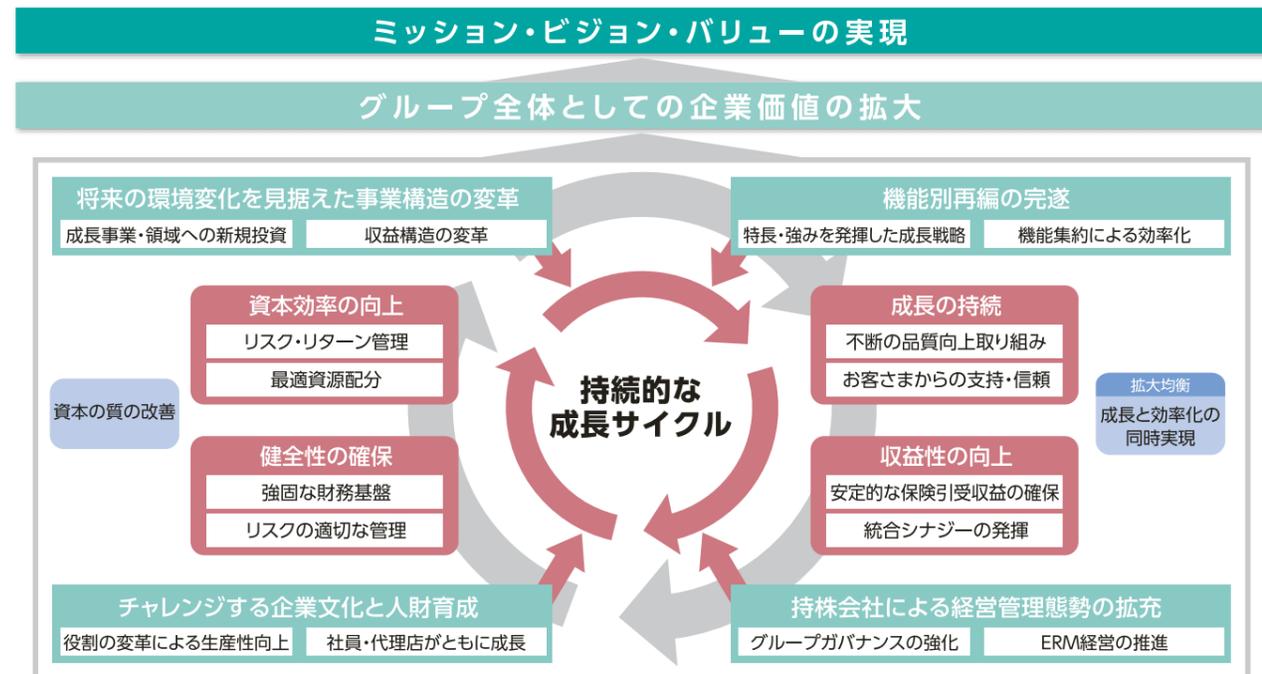
(注3) グループROE = グループコア利益 ÷ 連結純資産(期初・期末平均、除く非支配株主持分)

グループ基本戦略

MS&ADインシュアランス グループは、成長の持続、健全性の確保、および収益性と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値を拡大させていきます。



【グループ基本戦略の全体像】



機能別再編計画

「機能別再編」とは、グループ保険会社各社の強みを活かしつつ事業再編を行うもので、2013年の保険業法改正で可能となった過去に例のないビジネスモデルです。

MS&ADインシュアランス グループでは、グループ全体の持続的な成長と企業価値の拡大を図るために、「機能別再編」の取り組みを中期経営計画「Next Challenge 2017」の柱として進め、以下の3つの実現を目指しています。

- ① グループ全体での「成長」と「効率化」の実現
- ② 多様化するお客さまのニーズへの対応を図るため、中核損保2社（三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保）の特長を最大限発揮
- ③ 持株会社を中心としたグループガバナンス態勢の強化

【機能別再編の主な取り組み】

新 損害サービス再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ お客さま満足、損害調査力、生産性を向上し、業界No.1損害サービスを実現 <ul style="list-style-type: none"> ○ 損害サービスシステムの共同化およびオペレーションの共通化による、損害サービス機能の共同化を実施し、機能強化および効率化を図る ○ 「損害調査業務」「後方事務」について業務集約を推進し、共同体制を構築 ○ 両社の種目特化型拠点（自賠責、債権管理等）を集約・統合し、損害サービスインフラを共同利用 ○ 拠点の集約・統合により、最適かつ効率的な損害サービス体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案集約や拠点の集約・統合（大規模化）を進め、拠点の削減を実施 ・ 集約・統合した種目特化型サービスセンターと同居する調査拠点は、両社の共同拠点とする 	<p>【共同システム】 2019.4～ 2020.4～ 2段階で稼働</p> <p>【業務集約・機能共同化】 2016年度～段階的に実施</p> <p>【拠点の集約・統合】 2016年度～段階的に実施</p>
-------------------	---	--

以下の既存実施分野におけるシナジー効果の拡大、商品共通化、施策の相互活用等をさらに進め、再編効果の拡大を図る。

第三分野再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三分野長期契約の商品供給機能を三井住友海上あいおい生命に一元化 <ul style="list-style-type: none"> ○ お客さま対応レベルをより向上させるとともに、経営資源の集中によって効率的なオペレーションを実現させ、グループ全体での総合力を発揮したお客さま満足度・成長力・収益力のさらなる向上
地域拠点・販売網再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における拠点の集約・統廃合、販売網（取り扱い契約）の移行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔対応の排除、小規模拠点の統廃合等により、拠点对応を最適化。営業対応力・サービス力を強化し、営業効率を向上
海外事業再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日系事業を三井住友海上に集約、あいおいニッセイ同和損保はトヨタリテール事業を強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 三井住友海上は新規事業投資、M&Aを含めて総合的に事業展開。あいおいニッセイ同和損保は引き続きトヨタリテール事業を中心に強化 ○ 両社のファンリテールの相互活用、業務運営の一体化により収益性・効率性を向上
モーターチャネル再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ あいおいニッセイ同和損保を主たる取引先とする三井住友海上のモーターチャネル代理店（取り扱い契約）のあいおいニッセイ同和損保への集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ モーターチャネルに強みを持つあいおいニッセイ同和損保への集約と、両社ノウハウを相互活用し、モーターチャネルにおけるリーディングポジションを確立
本社機能再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持株会社・三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の本社機能の集約・再編とグループガバナンス強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 重複機能の集約、管理スキームの統一、業務の標準化・簡略化により、経営管理の高度化、本体制のスリム化、意思決定の迅速化を同時実現 ○ 持株会社体制の強化により、グループ戦略達成およびシナジー追求に向けた指示・調整機能、内部管理態勢におけるチェック機能を発揮
拠点の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の近接拠点の集約、同一ビルの共同利用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産コスト・物流コストの圧縮、両社共同作業を効率化するとともに、連携・コミュニケーションを強化し、さらなる一体感を醸成
マリン・航空分野再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三井住友海上への船舶、航空・宇宙、貨物・運送保険の集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶、航空・宇宙、貨物・運送いずれの分野も契約移行を完了し、移行後の増収を達成

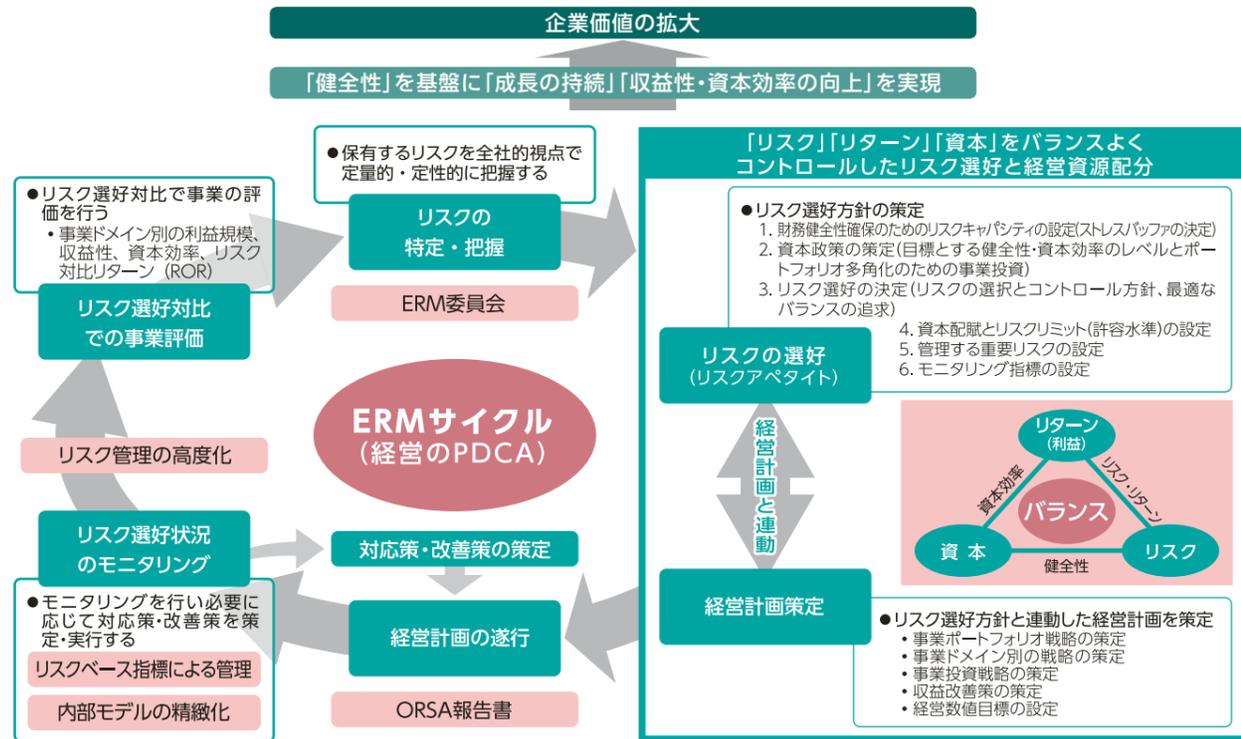
進化

継続

完了

ERM経営の推進

MS&ADインシュアランス グループでは、リスク・リターンにもとづく経営管理を進化させ、事業ポートフォリオの分散、収益源の多角化およびリスク性資産の削減等をさらに進めていきます。積み上げたキャピタルバッファは有望な国内外の成長領域に振り向け、グループとしての収益性を高めていく持続的なサイクルを実現します。



事業ドメインごとの戦略

MS&ADインシュアランス グループでは、国内損害保険、国内生命保険、海外、金融サービス、リスク関連サービスの5つの事業ドメインで、将来の環境変化に着実に対応し、それぞれの事業を拡大することにより、グループとして成長していきます。

国内損害保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、機能別再編の進化に取り組むとともに、機能別再編やシステム統合により構築した事業基盤を活かし、それぞれの事業コンセプトのもと、さらなるグループ共通化、共同化を進め、国内トップの成長と効率的経営による収益力向上を実現する。 三井ダイレクト損保とあわせ、グループ全体で多様なお客さまニーズへの対応を万全にし、国内No.1損保グループの地位を確保する。
国内生命保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 保障性商品と資産形成商品の両分野を展開し、業界トップレベルの成長性を維持する。 超低金利環境の継続を踏まえた、商品戦略、資産運用力の強化およびリスク管理の高度化等により事業基盤を強化し、グループの利益拡大に貢献する。 第三分野について、お客さまニーズの変化、社会保障制度改革および医療技術の進化を着実に捉えた商品・販売戦略を展開する。
海外事業	<ul style="list-style-type: none"> 機能別再編により、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の強みを発揮した成長戦略を推進し、規模を拡大する。 効率的な事業運営により収益性を向上させ、利益拡大に貢献するとともに、事業リスク・保険引受リスクの分散に寄与する。 既存事業基盤のさらなる強化と、MS Amlin社とのシナジーを最大限に発揮する。 <p>損害保険事業 三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の海外拠点の業務について、一体的運営体制を構築することにより、管理コストを削減</p> <p>生命保険事業 合併・提携生保社の収益力向上に向けた経営関与、技術・ノウハウ支援を強化</p>
金融サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 多様化するお客さまニーズに対して、グループの特長を活かした新たな金融商品・サービスを開発・提供して、保険・金融グループとしての総合力を発揮する。
リスク関連サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> グローバルなリスク・ソリューション・サービス事業を展開し、保険事業とのシナジーを発揮させる。

【用語解説】

ERM (Enterprise Risk Management) 企業等が業務遂行上のすべてのリスクに関して、組織全体の視点から統一的・包括的・戦略的に把握・評価し、企業価値等の最大化を図る統一的リスク管理のことです。	リスクベース指標 取得しているリスクに対して、どれだけのリターンが得られているかを示す指標で、リスク調整後のリターンを測ります。
リスクの選好 (リスクアベタイト) 保険会社が自らの意思で決定する目指すべきリスク・リターン・資本のバランスを定義するものです。どのようなリスクをどの程度とるかといった、リスクの取得方針を表しています。	ORSA (Own Risk and Solvency Assessment) リスクと支払余力の自己評価であり、現在直面している、または将来直面する可能性のあるリスクを認識し、定性的・定量的に評価しソルベンシー水準の十分性を確認するプロセスのことです。

平成28年(2016年)熊本地震への対応について

平成28年(2016年)熊本地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

当社は、今後も迅速な保険金等のお支払いとともに、復興支援にも努めてまいります。

被害を受けられたお客さまのご契約について

当社では、以下の取り扱いを実施しています。

(1) 保険料払込猶予期間の延長、保険金支払い・契約者貸付の簡易迅速な取り扱い

	項目	内容
①	保険料払込猶予期間の延長	災害救助法の適用を受けられた熊本県にお住まいのお客さまには、お申し出により保険料のお払い込みについて猶予する期間を最長6ヵ月(2016年10月末日まで)延長しています。
②	保険金支払いの簡易迅速な取り扱い	必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取り扱いをしています。
③	契約者貸付の簡易迅速な取り扱い	

(2) 保険金・給付金等のお支払いについて

今回の熊本地震を原因とした保険金・給付金等のお支払いおよび保険料の払込免除については、約款上に規定している「地震等による場合は、保険金等をお支払いしない場合がある」等の規定を適用せず、保険金・給付金等を全額お支払いし、保険料のお払い込みを免除する取り扱いをしています。

(3) 新規の契約者貸付への特別金利の適用(利息の減免)について

対象のご契約者	災害救助法適用地域*で被災されたご契約者
貸付利率	年0.0% (従来は、保険種類・ご契約日に応じて年1.80 ~ 3.75%)
貸付金額の上限	上限なし(ただし、解約返戻金一定割合以内)
上記利率適用期間	2016年10月31日まで
受付期間	2016年6月30日まで

また、災害救助法適用地域で被災されたご契約者(法人のご契約者を除きます)については、2016年6月30日まで契約者貸付のご利用実績にかかわらず、お電話で手続きを承る対応をいたしました。

*平成28年(2016年)熊本地震に係る災害救助法の適用地域

(4) ご契約の失効に関して

災害救助法適用地域でのご契約について保険料のお払い込みがなく失効となる場合は、お申し出がなくとも保険料のお払い込みについて、猶予する期間を延長し、2016年10月31日までご契約を失効としないお取り扱いをしています。

(5) 入院給付金のご請求のお取り扱いについて

- 平成28年(2016年)熊本地震によりケガをされ入院が必要となったものの、病院、被災地等の事情により一定期間経過後に入院された場合、お申し出または病院・診療所の発行した領収証・診療明細書等のご提出によりケガをした日から入院されたものとして、入院給付金をお支払いしています。
- 入院の開始時期および理由に関わらず、平成28年(2016年)熊本地震を原因とする病院の事情により入院が開始できず、または退院を余儀なくされ、自宅・避難所等で医師の治療を受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等のご提出により当該期間入院をされたものとして、入院給付金をお支払いしています。

その他の取り組み

当社は、MS&ADインシュアランスグループの取り組みとして行った被災地・被災者の方々への支援のための義援金の募集活動に参加しました。グループ社員からの義援金に災害時義援金マッチングギフト制度による会社拠出金を合わせ、熊本県・大分県、ボランティア団体へ寄贈しました。

代表的な経営指標

代表的な経営指標について、2015年度の状況は以下のとおりです。

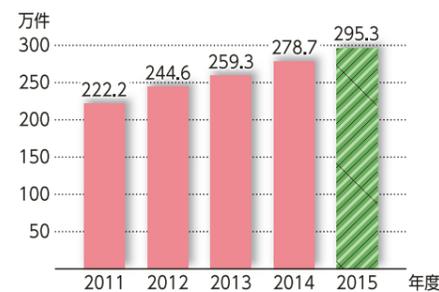
なお、本項目においては、注釈がない限り、2011年度の数値は、2011年4月～9月までの旧三井住友海上きらめき生命・旧あいおい生命2社の業績の合算値と三井住友海上あいおい生命の2011年10月～2012年3月の数値を合算して記載しています。

お客さまの数(保有契約件数)

295.3 万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2015年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2014年度末の278.7万件から5.9%増加し、295.3万件になりました。

【お客さまの数の推移】



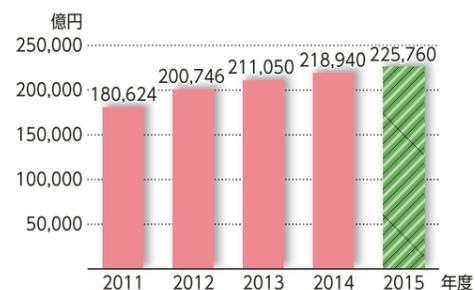
保有契約高

22兆5,760 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します)。

当社の2015年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2014年度末の21兆8,940億円に比べ3.1%増加し、22兆5,760億円となりました。団体保険を含む保有契約高は、29兆947億円となりました。

【保有契約高の推移】

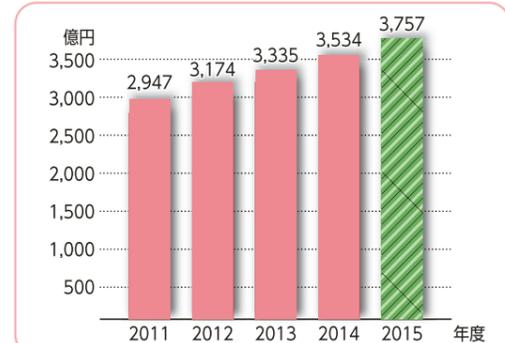


保有契約年換算保険料

3,757 億円(個人保険・個人年金保険)

当社の2015年度末の保有契約年換算保険料は、2014年度末の3,534億円から6.3%増加し、3,757億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



基礎利益と経常利益

基礎利益 **194** 億円 経常利益 **186** 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。

保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

なお「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。詳細については、119ページに掲載しています[V.10.経常利益等の明細(基礎利益)]をご参照ください。

$$\text{経常利益 } 186 \text{ 億円} = \text{基礎利益 } 194 \text{ 億円} + \text{キャピタル損益 } 25 \text{ 億円} + \text{臨時損益 } \triangle 33 \text{ 億円}$$

当期純利益

60 億円

2014年度に比べ16億円増加の60億円の当期純利益となりました。

資本金

355 億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2015年度末の資本金の額は、355億円です。

総資産

3兆2,290 億円

2014年度末の3兆92億円から7.3%増加し、2015年度末の総資産は、3兆2,290億円です。

有価証券残高

2兆7,654 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は85.6%です。有価証券残高のうち90.9%にあたる2兆5,143億円を国債・地方債・社債で運用しています。139ページに「VI.4. (1)①b.当社の運用方針」、146ページに「VI.4. (12)有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。

貸付金残高

526 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は1.6%であり、また、いわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。113ページに「V.5.債権者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。

責任準備金残高

2兆6,617 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。

当社の格付け(2016年7月1日現在)

A+
AA-

スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

格付投資情報センター(R&I)
保険金支払能力格付け

逆ざやの状況

「逆ざや」状態ではありません。

生命保険会社は、お客さまにお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があります。

この予定利息分を運用収益などで確保できている状態を「順ざや」状態、一方、確保できていない状態を「逆ざや」状態といえます。

逆ざや額は次の方法で算出し、マイナスの場合が「逆ざや」状態となります。

逆ざや額

=

(基礎利益上の運用収支等の利回り*1 - 平均予定利率*2)
× 一般勘定責任準備金*3

*1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。

*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。

$(\text{年始責任準備金} + \text{年末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$

ソルベンシー・マージン比率

1,598.4%

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。114ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

項目	2014年度	2015年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	330,141	380,460
リスクの合計額(B)	46,175	47,604
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ 1,429.9%	1,598.4%

2015年度末ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value:以下「EV」といいます)は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現するなど、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標といえます。

当社では、2011年度末の開示より、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則(以下「EEV原則」といいます)に準拠したEV(以下「EEV」といいます)を開示しております。また、当社では、EEVの算出にあたり、資産・負債のキャッシュフローを市場で取引されている金融商品と総合的に評価しようとする市場整合的手法を用いています。

(注1) EEV原則は、欧州の大手保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムによって、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に、2004年5月に制定されたものです。

(2) 2015年度末EEV

(単位:億円)

	2014年度末	2015年度末	増減
EEV	6,478	5,958	△520
純資産価値	2,684	4,072	1,387
保有契約価値	3,794	1,885	△1,908
うち新契約価値(注1)	504	408	△96

(注1)「新契約価値」は、EEV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

純資産価値は、資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2014年度末	2015年度末	増減
純資産価値	2,684	4,072	1,387
純資産の部合計(注2)	746	807	60
危険準備金	258	291	32
価格変動準備金	45	52	7
配当準備金中の未割当額	3	4	1
一般貸倒引当金	0	0	0
有価証券等の含み損益	2,369	4,162	1,793
貸付金の含み損益	46	26	△20
退職給付の未積立債務	△1	△2	△0
上記項目に係る税効果	△783	△1,269	△486

(注2) 評価・換算差額等合計を除いた額を計上しています。

保有契約価値は、当該年度末の保有契約から生ずる利益の現在価値で、内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	2014年度末	2015年度末	増減
保有契約価値	3,794	1,885	△1,908
確実性等価将来利益現価	5,306	2,831	△2,474
オプションと保証の時間価値	△914	△565	348
必要資本維持のための費用	△97	△49	47
非フィナンシャル・リスクに係る費用	△500	△330	169

- 確実性等価将来利益現価は将来の税引後利益の割引現在価値です。運用利回りの前提と割引率はどちらもリスクフリーレートとして計算しています。
- オプションと保証の時間価値は、将来においてキャッシュフローが変動する可能性を価値評価したもので、本源的価値以外の価値となります。なお、本源的価値は確実性等価将来利益現価に含まれます。
- 必要資本維持のための費用は、必要資本に対応する資産から生じる運用収益に対する税金、および同資産の運用コストとなります。
- 非フィナンシャル・リスクに係る費用は、「確実性等価将来利益現価」や「オプションと保証の時間価値」で反映できていない費用のことで、オペレーショナル・リスクに係る費用等となります。

(3) 主要な前提条件

経済前提

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスクフリーレートとして評価日時点の国債利回りを使用しています。

【リスクフリーレート(スポット・レート換算)】

	1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年
2015年度末	△0.154%	△0.206%	△0.229%	△0.205%	△0.190%	△0.048%	0.209%
2014年度末	0.030%	0.037%	0.057%	0.093%	0.131%	0.402%	0.817%
	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年
2015年度末	0.454%	0.601%	0.571%	0.629%	0.683%	0.719%	0.748%
2014年度末	1.198%	1.406%	1.450%	1.517%	1.581%	1.627%	1.665%

オプションと保証の時間価値を計算するための確率論的手法では、金利スワップション、株式オプション等のインプライド・ボラティリティに基づいてキャリブレーションされた経済シナリオを使用しています。

非経済前提

保険料、経費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュフローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース(ベスト・エスティメイト前提)で予測しています。

(4) 前年度末からの変動要因

(単位:億円)

	純資産価値	保有契約価値	EEV
2014年度末(前年度末) EEV	2,684	3,794	6,478
①当年度新契約価値	△302	710	408
②期待収益(リスクフリーレート分)	0	83	84
③期待収益(超過収益分)	2	12	15
④保有契約価値から純資産価値への移転	72	△72	-
⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異	13	△74	△60
⑥前提条件(非経済前提)の変更	0	385	385
⑦前提条件(経済前提)と実績の差異	1,569	△2,924	△1,354
⑧その他事業関係の変動	0	△47	△47
⑨その他事業外の変動	32	16	49
2015年度末(当年度末) EEV	4,072	1,885	5,958

①当年度新契約価値

新契約価値は、当年度に新契約を獲得したことによる価値(当年度末時点)を表したものです。

②期待収益(リスクフリーレート分)

市場整合的手法では、将来見込まれる株主への配当可能利益をリスクフリーレートにより割り引いた金額をEVとしており、当項目では時間の経過とともに発生する割戻し分を掲げています。なお、当項目には、オプションと保証の時間価値、必要資本維持のための費用および非フィナンシャル・リスクに係る費用の解放を含みます。

③期待収益(超過収益分)

市場整合的手法では、将来の運用利回りの前提はすべての資産についてリスクフリーレートとしていますが、実際はリスク性資産の保有により、リスクフリーレートを超過する利回りを期待しています。当項目は、リスクフリーレートを超過して期待される運用収益(当年度分)です。

④保有契約価値から純資産価値への移転

前年度末の保有契約価値で想定していた将来の利益の一部(当年度分)は、当年度末には実現化して純資産価値に移転されることとなります。当項目ではその移転の額を表していますが、移転によるEEVの金額の増減はありません。

⑤前提条件(非経済前提)と実績の差異

前年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当年度実績との差異による影響額です。

⑥前提条件(非経済前提)の変更

当年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)を洗い替えたことにより、来年度(2016年度)以降の収支が変化することによる影響額です。

⑦前提条件(経済前提)と実績の差異

前年度末の保有契約価値の計算に用いた経済前提(市場金利やインプライド・ボラティリティ等)と、当年度末実績との差異、および経済前提を前年度から変更したことによる影響額です。主に市場金利の低下により、純資産価値は増加(有価証券含み益の増加等)する一方で、保有契約価値は減少しています。

⑧その他事業関係の変動

上記の項目以外の事業関係の変動による影響額です。なお、この項目にはモデルの変更による影響も含まれます。

⑨その他事業外の変動

当年度末のEEV計算において、法人税率の引下げを反映したことによる影響額です。

(5) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)

(単位:億円)

前提条件	EEV	増減額
2015年度末EEV	5,958	-
感応度1: リスクフリーレート50bp 上昇	6,874	915
感応度2: リスクフリーレート50bp 低下	5,111	△846
感応度3: 株式・不動産価値10%下落	5,955	△3
感応度4: 経費率(維持費) 10%減少	6,160	202
感応度5: 解約・失効率10%減少	5,753	△204
感応度6: 保険事故発生率(死亡保険) 5%低下	6,263	304
感応度7: 保険事故発生率(年金保険) 5%低下	5,956	△1
感応度8: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ 25%上昇	5,958	0
感応度9: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ 25%上昇	5,737	△220
感応度10: 必要資本を法定最低水準に変更	5,991	33

(6) ご使用にあたっての注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EEVから著しく乖離することがあります。EEVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、十分な注意を払っていただく必要があります。

(7) 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を得ております。

意見書については、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp/>)掲載のニュースリリースをご覧ください。

直近5事業年度の推移

【2社合算ベース】

(単位:億円)

項目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
保有契約件数 ^(注1)	222.2万件	244.6万件	259.3万件	278.7万件	295.3万件
保有契約高 ^(注1)	180,624	200,746	211,050	218,940	225,760
保有契約年換算保険料 ^(注1)	2,947	3,174	3,335	3,534	3,757
経常利益	18	74	174	159	186
基礎利益	41	58	153	161	194
当期純利益又は当期純損失(△)	△113	4	66	44	60
資本金	355	355	355	355	355
総資産	21,366	24,362	26,360	30,092	32,290
有価証券残高	18,482	21,026	22,855	25,487	27,654
貸付金残高	463	476	494	512	526
責任準備金残高	18,125	20,194	22,148	24,335	26,617
格付け ^(注2)	スタンダード&プアーズ(S&P)	A+	A+	A+	A+
	格付投資情報センター(R&I)	AA-	AA-	AA-	AA-
逆ざや額	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	1,212.8%	1,309.8%	1,264.9%	1,429.9%	1,598.4%
ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(EEV) ^(注3)	5,119	4,964	5,881	6,478	5,958

(注1) 保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注2) 格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

(注3) EEV原則に基づき市場整合的手法により計算したエンベディッド・バリュー(EEV)の数値。

【法定ベース】

(単位:億円)

項目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
保有契約件数 ^(注1)	222.2万件	244.6万件	259.3万件	278.7万件	295.3万件
保有契約高 ^(注1)	180,624	200,746	211,050	218,940	225,760
保有契約年換算保険料 ^(注1)	2,947	3,174	3,335	3,534	3,757
経常利益	26	74	174	159	186
基礎利益	49	58	153	161	194
当期純利益又は当期純損失(△)	△89	4	66	44	60
資本金	355	355	355	355	355
総資産	21,366	24,362	26,360	30,092	32,290
有価証券残高	18,482	21,026	22,855	25,487	27,654
貸付金残高	463	476	494	512	526
責任準備金残高	18,125	20,194	22,148	24,335	26,617
格付け ^(注2)	スタンダード&プアーズ(S&P)	A+	A+	A+	A+
	格付投資情報センター(R&I)	AA-	AA-	AA-	AA-
逆ざや額	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	1,212.8%	1,309.8%	1,264.9%	1,429.9%	1,598.4%

(注1) 保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。

(注2) 格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

目指す姿

～業界トップ水準の品質と飛躍的な成長の実現～

- 変化に機敏に対応し、お客さま目線で、最高品質の商品・サービスを提供する
- グループ中核生保会社として、代理店とともに飛躍的な成長と持続的な収益向上を実現する
- 社員一人ひとりがMSAスタイル^{※1}を実践し、会社とともに成長する

(※1 M: 自ら考え行動する S: シナジー効果を発揮する A: 明るく元気にチャレンジする)

戦略の柱

品質・サービス向上戦略

- 環境変化をとらえ、お客さま目線で、すべての業務プロセスにおいて最高の品質を実現する
 - お客さま目線での対応品質向上と、お客さまの声を改善に活かすPDCAサイクルの確立
 - 改正保険業法下における的確な代理店体制整備と募集品質の一層の向上
 - お客さまに対して安心と満足を提供するアフターフォロー活動の定着と高齢者対応態勢の確立
 - 正確・迅速・丁寧な引受・保全・保険金等支払態勢と高品質なコンタクトサービスを会社の強みとして推進
 - 「生保かんたんモード」(ペーパーレス申込手続き) 推進等による業務の高度化とお客さま満足度の向上
 - FinTech、ビッグデータ等のICT活用の推進

商品戦略

- 多様なお客さまニーズに対応した競争力のある商品を迅速に開発・提供する
 - お客さまニーズをとらえた保障性商品を軸に、環境変化に応じた迅速かつ適切な商品の開発・提供
 - 収益力と競争力を兼ね備えた第一分野・第三分野商品の開発・提供と商品収益管理の強化
 - 生存保障および職域等損保マーケットに最適な商品の開発・提供等
 - システム統合リスク管理態勢の強化による損保社第三分野長期保有契約の確実な当社移転
 - 効果的・効率的な広報戦略推進による幅広い情報提供と企業ブランド・商品ブランドの確立・浸透

○オペレーション改善

営業事務集中化・本社事務効率化への着手

○システム開発力強化

商品開発力強化、オペレーション改善等の早期化を支える基盤の強化

成長・収益力向上

○商品開発力強化

商品開発期間の短縮など商品開発態勢の強化

○損保系生保の強みを徹底追求

営業支援機能の強化、生損一体運営等によるトップラインの効率的拡大

経営基盤・収益拡大戦略

- ERM経営^{※2}の高度化・経営基盤の強化による企業価値の持続的拡大を図る
 - 国際会計基準導入等の変化に対応する経営管理態勢の強化およびリスク管理の高度化
 - 収支分析の高度化による経営の安定性・健全性の向上および財務基盤の強化
 - 負債の金利リスク特性を踏まえた資産運用とリスク対比での運用収益の向上
 - 費差改善取組の強化と成長・収益力向上取組への重点的資源投入
 - システム基盤・開発力強化、コンプライアンス推進態勢・事業継続態勢(BCP)の一層の強化
- (※2保有するリスクの特性を踏まえ「リスク」「リターン」「資本」のバランスのとれたコントロールを通じて、「健全性の確保」「成長の持続」を図る経営)

販売・チャネル戦略

- 国内収入保険料No.1損保グループの中核生保会社として損保系生保成長力No.1を目指す
 - 生損一体運営によるクロスセルチャネルの一層の強化と新たな代理店対応態勢の構築
 - 金融機関代理店・広域大型代理店深耕、直販社員提携推進等を通じた拡販とチャネル多角化の推進
 - 代理店新設・稼働、低出力代理店見極め、高出力代理店多数輩出による代理店基盤の強化
 - 企業・職域を含むグループ顧客基盤に対する第一分野・第三分野商品両軸の開拓・深耕
 - 社員・募集人に対する教育・研修の強化、生保販売への「使命感」「高いコンサルティング能力」の追求
 - グループ会社とのシナジーの一層の強化

人財育成・企業文化創造

- 会社の成長を支え、自らも成長する
 - 「教育と研修のMSA生命^{※3}」確立に向けたMSA生命アカデミーによる営業力強化、エキスパート制度の定着等教育・研修態勢の一層の充実
 - 社員の積極的なチャレンジを支援し、人財イノベーションを推進する人事制度の確立と運営の充実
 - 多様な人財の強みを活かすマネジメントの実践と女性社員の一層の活躍を支援する環境づくり

人財育成に最大の価値観を置き、チャレンジする人財が集まる企業文化を実現する

- シヨクバリュー・クリエイト^{※4}による社員一人ひとりの働きがい、生産性の向上と中長期的な付加価値の拡大
 - 生命保険会社としての使命を果たし、一層の信頼を集めるCSRの推進と企業ブランドの確立・浸透
- (※3 [MSA生命]は、「三井(M)住友(S)海上あいおい(A)生命」の社内呼称)
(※4 一人ひとりの仕事の付加価値(職バリュー)を高め、新しい職場の付加価値(職場バリュー)を創造していく取組み)

三井住友海上あいおい生命 行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランスグループの「行動指針」の具体的な活動を示すものとして「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険事業の社会性・公共性を原点として、

- お客さまに安心と満足をお届けすることを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、適切かつ積極的に広く情報の開示を行い、社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します。

- ① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって、誠実・親切に接します。
公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
- ② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
また、関連情報を含む正確で有益な情報提供に努めます。
- ③ 保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。
- ④ 業務上入手したお客さま情報は、許された目的、用途以外には使用しません。
お客さま情報の取扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正な管理に努めます。
- ⑤ お客さまからの意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、業務の改善等に反映させます。
万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

- ① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用、適切なリスク管理、業務の効率化を通じて、持続的な成長と収益力の向上を目指します。
- ② インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

- ① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
- ② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
- ③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

- ① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
- ② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めることは行いません。
- ③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

- ① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、

公平、公正な人事を行います。

社員一人ひとりの能力発揮を重視し、自己成長を実現する企業風土を醸成します。

- ② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。
- ③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。
万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会への責任

地域社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

- ① それぞれの地域の文化、慣習、歴史を尊重します。
相互理解の促進によって友好関係を築き、各地域の発展に貢献します。
- ② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
- ③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

- ① 地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
- ③ MS&ADインシュアランスグループ環境基本方針に沿って、継続的な取組みを推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

【行動の基本】

持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。
人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。
情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

【日常活動において心がけること】

自らの良心に恥ずべき行為は行いません。
相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。

目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。
ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。

改革、革新を求める姿勢を大切に、新たな課題に挑戦します。

良いところを学ぶ気風を大切に、次の世代を担う社員を大事に育てます。

【コミュニケーションの重視】

笑顔を忘れず、心のこもった挨拶、対応を行います。

簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。

会社方針を全員で理解し、情報を共有します。

マイナス情報は優先的に報告します。

チームワークを大切に、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

【コンプライアンスの徹底】

関連する全ての法令、ルールを遵守します。

法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。

会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。

反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

【迷ったときの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。

非倫理的ではないか。

十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。

全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。

家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

MS&ADインシュアランスグループの信頼・ブランドを損なわないか。

MS&ADインシュアランスグループの持続的な発展への障害とならないか。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランスグループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示してまいります。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

なお、当社は2012年度から生命保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者(契約者・被保険者・受取人)が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項に基づき保険契約を解除いたします。

三井住友海上あいおい生命 反社会的勢力に対する方針(2011年10月制定)

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

以上

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引の管理に努めています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ① お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ② お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法やその他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④ 対象取引または当該取引に係るお客さまの他の取引を中止する方法

以上

(注) 当社以外に該当する会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子金融機関等に該当する会社
- 保険持株会社直資の関連事業会社

親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

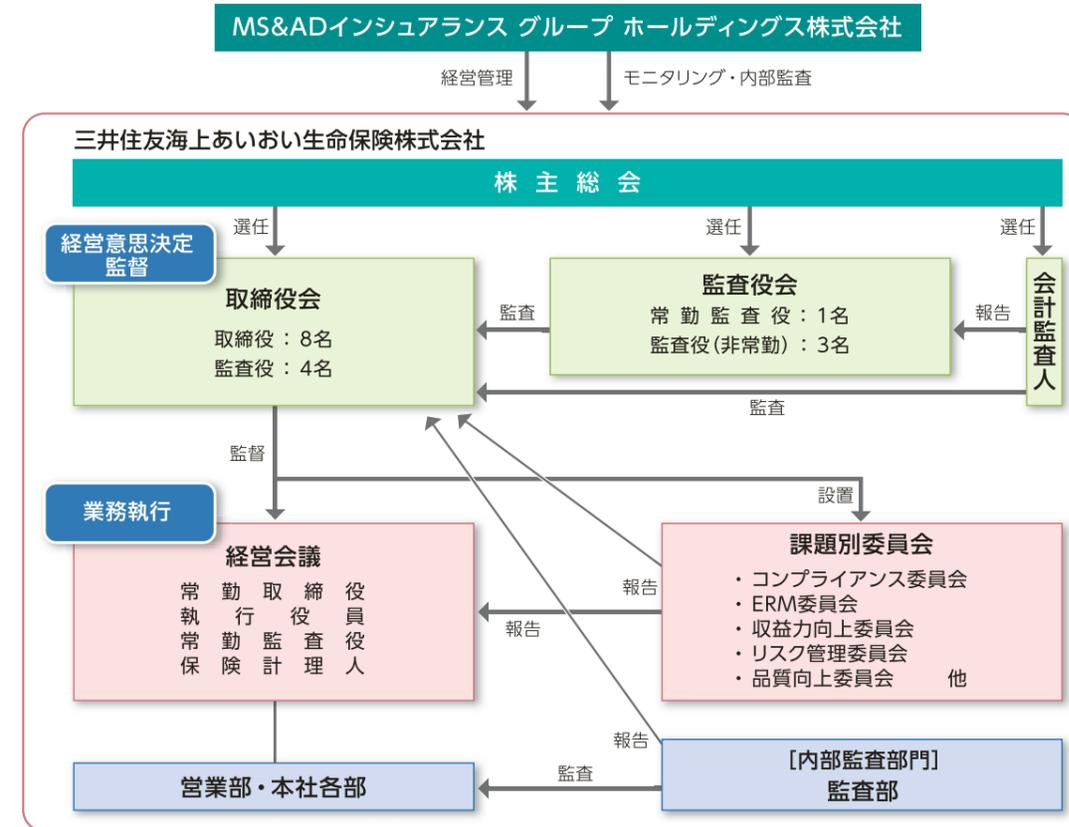
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

加えて、意思決定において十分な意見交換・論議を尽くすため、「経営会議」、「課題別委員会」等を設置し、活用しています。

なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

2016年7月1日現在



内部統制システムに関する方針

概要は以下のとおりです。

1. 当社ならびに親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」という)が定める経営理念・経営ビジョン・行動指針および当社が定める「目指す企業像」、「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」、「[MSA スタイル] ~ 社員の活動基本姿勢~」を、当社の全役員へ浸透させるよう努めます。
- (2)当社は、持株会社と締結する経営管理契約(以下「経営管理契約」という)に基づき、持株会社が定めるMS&ADインシュアランス グループの基本方針(コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等)を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社の規模・特性等に応じた体制を整備します。
- (3)当社は、当社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告します。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

- (1)当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図ります。
- (2)当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にします。
- (3)当社は、取締役、執行役員および従業員が共有する全社目標として、MS&ADインシュアランス グループの経営計画に則って中期経営計画および年次実行計画を定め、その浸透を図るとともに、適切な経営資源の配分を行います。
- (4)各執行役員は、当社の月次の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、目標達成に向けた課題について、経営会議等における論議を踏まえ、具体的な対策を講じます。取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営資源の追加配分等の対応を行います。

3. 法令等遵守体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランス グループのコンプライアンス基本方針に従い、全役員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行います。
- (2)当社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を制定するとともに、その実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視します。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、当社の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行います。
- (3)当社は、当社のコンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備します。また、コンプライアンス推進態勢のさらなる充実・強化を図るためコンプライアンス委員会を設置し、同会議で確認された課題について必要な措置を講じます。
- (4)当社は、MS&ADインシュアランス グループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門

機関等との連携強化等)に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役員に徹底します。

- (5)当社は、MS&ADインシュアランス グループの内部通報制度運用規程に従い、組織または個人による違法・不正・反倫理的行為について、全役員が社内および社外の窓口で直接通報できる内部通報制度を設け、全役員に対し制度の周知を図ります。

4. 統合リスク管理体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランス グループのリスク管理基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を策定し、適切なリスク管理を実行します。
- (2)当社は、統合リスク管理の推進・徹底を図るため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する方針・計画、統合リスク管理状況およびその他の重要事項にかかる協議・調整を行います。
- (3)当社は、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、当社が定める危機管理マニュアルに従い、当社の危機管理態勢および事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備します。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)当社は、監査役候補の選任にあたり、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任します。
- (2)当社は、MS&ADインシュアランス グループの情報開示統制基本方針に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備します。
- (3)当社は、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の当社における整備・運用状況の評価結果について、検証を行います。
- (4)当社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制および手続基準を定め、情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応を行います。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1)当社は、MS&ADインシュアランス グループの内部監査基本方針に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実行するための体制を整備します。
- (2)当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社のすべての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施します。
- (3)内部監査部門は、実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を取締役に報告します。

7. 情報管理体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の会社情報を適切に保存および管理します。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- ① 当社は、監査役職務を補助するため、監査役会事務局を設け専任の職員を置きます。
 - ② 取締役は、監査役会事務局の独立性に配慮し、監査役会事務局の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行います。
- (2) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告します。
 - ② 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について遅滞なく監査役に報告します。
 - ③ 当社の役員は、経営上重大な不正・違法・反倫理的行為について、持株会社および当社の監査役に直接内部通報することができるものとします。
 - ④ 当社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行いません。

(3) その他

- ① 当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できます。
- ② 取締役会長、取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
- ③ 内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力します。
- ④ 当社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払いまたは償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続きを行います。

以上

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

保険事業(生命保険・損害保険)は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立してまいります。当社では、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策を立案し、本社各部と連携してコンプライアンスの推進・徹底に取り組んでいます。また、全国5カ所に、コンプライアンス部に所属する地域コンプライアンスグループを設置し、地域におけるコンプライアンスの推進・徹底、コンプライアンスに関する相談業務等を行っています。なお、コンプライアンス部の業務運営状況については、取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会へ定期的に報告を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役会の課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整を行う機関です。主に以下に関する経営的な重要事項をコンプライアンス委員会における付議事項としています。

- コンプライアンス態勢の整備、推進に係る事項
- 不祥事件に係る事項
- 本人確認、疑わしい取引、反社会的勢力対応に係る事項
- 利益相反・グループ内取引に係る事項
- 情報漏えいに係る事項

委員会における協議内容・結果は委員長(コンプライアンス部担当役員)が取りまとめ、必要に応じて取締役会および経営会議等に報告・提案することとしています。また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

ERM経営推進の取り組み

当社は、MS&ADインシュアランスグループの中期経営計画の基本戦略であるERM経営を推進するため、ERMの経営への活用に向けた協議・検証機関として「ERM委員会」を設置し、ERM態勢の強化を図っています。

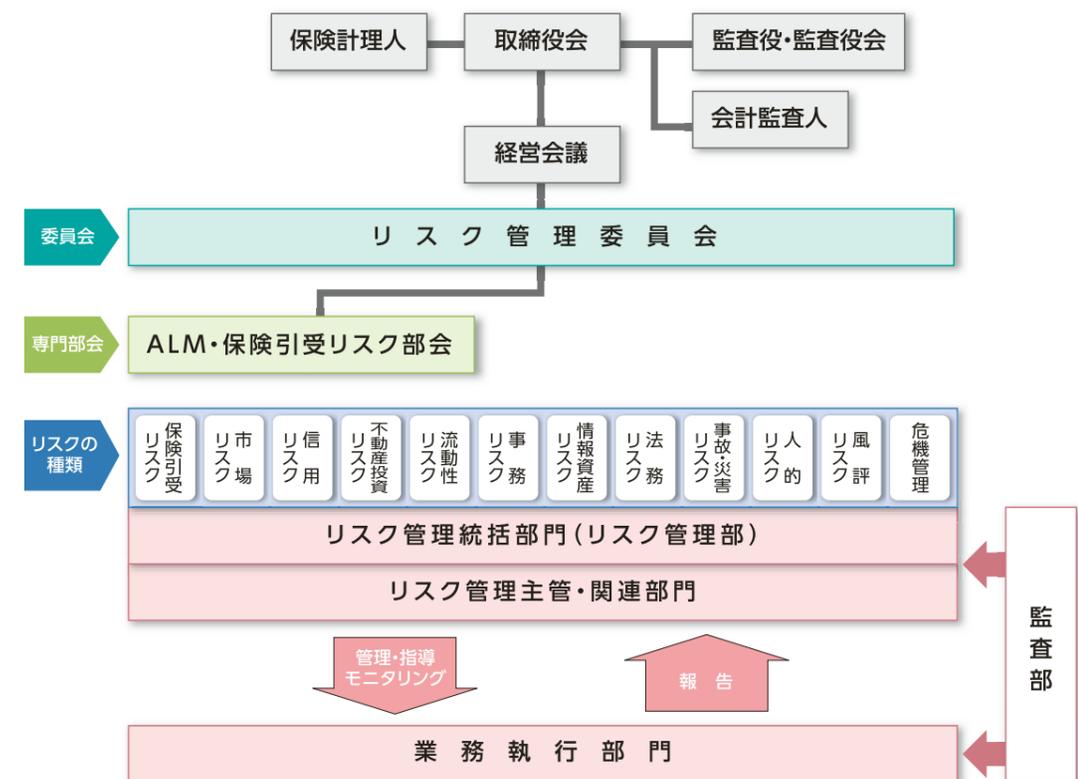


保有するリスクを全社的視点で定量的、定性的に把握し、その特性を踏まえ、「リスク」「リターン」「資本」をバランスよくコントロールした経営資源の配分を行い、「健全性の確保」「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し企業価値の拡大を目指します。

リスク管理の取り組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



◇リスクの内容

●保険引受リスク	保険料設定時に予測できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率等)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
●市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
●信用リスク	主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
●不動産投資リスク	賃貸料の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変化等により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
●流動性リスク	新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
●事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
●情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク(情報漏えいリスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
●法務リスク	企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
●事故・災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは、第三者に対する賠償責任を負うリスク
●人的リスク	人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスク
●風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスク

〈ストレステストの実施について〉

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレステスト(感応度テスト)」を定期的の実施しています。テスト結果は、リスク管理委員会等に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部門等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組みを構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

(1)取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、統合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。また、リスク管理統括部門(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

(2)リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- リスクおよびリスク管理の状況のモニタリング
- 統合リスク管理にかかる重要事項
- 収益管理にかかる重要事項
- その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

〈ALM・保険引受リスク部会〉

資産・負債の総合管理(ALM)や保険引受リスクに関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

(3)役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役職員の役割・行動を以下のように定めています。

〈取締役および執行役員〉

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役職員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

〈執行役員〉

リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

〈本社部長〉

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

〈本社部長以外の部長〉

本社部長の指示および諸規程、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

〈社員〉

諸規程、マニュアル等および部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長または本社各部に報告する。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および監査法人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査〉

- 監査法人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査(会社法・金融商品取引法に基づく会計監査)
なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査も実施されます。

内部監査態勢

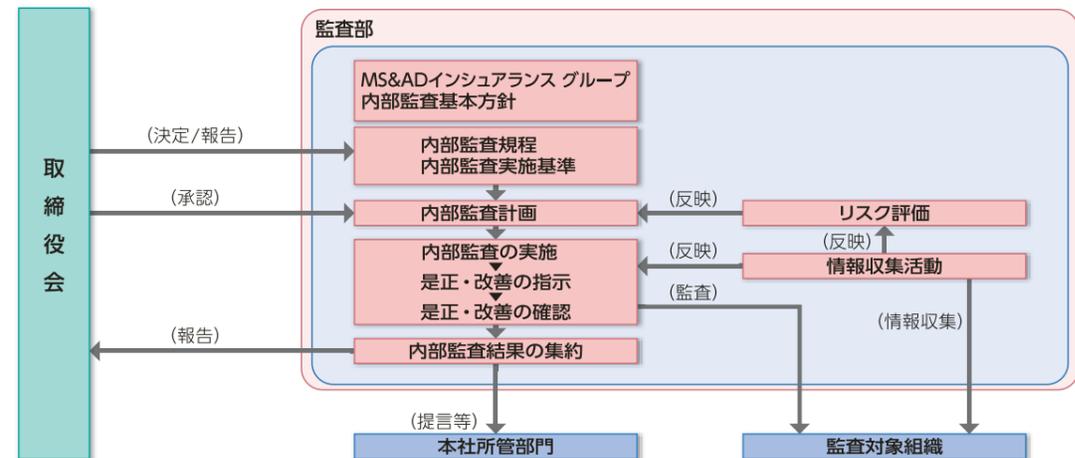
〈目的と要員態勢〉

当社では、MS&ADインシュアランス グループ共通の「MS&ADインシュアランス グループ内部監査基本方針」に基づいて内部監査態勢を整備しており、内部監査部門として他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として実施します。監査部には、2016年4月1日現在で21名の要員が配置されています。営業・管理・運用・システム・保険金等各部門の業務経験を有する要員を配置し、内部監査の品質を高めるための態勢を強化しています。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

〈内部監査の全体像〉



個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報ははじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための管理指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報については、下記9. をご覧ください。)を、次の目的および下記5. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

- ①生命保険契約のお申し込みにかかわる引き受けの審査、引き受け、および履行
- ②保険金・給付金等のお支払
- ③保険契約の維持・管理
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらに引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと
- ⑤保険契約に付帯されるサービスの提供
- ⑥当社が取り扱う商品の案内または提供、代理、媒介、取次、管理、ならびに当社のサービスおよびMS&ADインシュアランスグループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理 他

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報については、下記9. をご覧ください。)を提供しません。

- ①法令に基づく場合
- ②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ③個人情報保護法第23条第2項に基づく手続を行って第三者に提供する場合
- ④グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部に委託することがあります。

5. グループ会社との共同利用

- (1)MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社(以下、「持株会社」といいます。)がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
- (2)当社およびグループ各社は、その取り扱い商品・サービスを案内または提供するために、各社間で、個人データ(下記9. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。
- (3)当社は、代理店の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生・直販社員等に関する個人データを共同して利用することがあります。

6. 情報交換制度等について

- (1)当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データを共同利用します。
- (2)当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

7. 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8. センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、センシティブ情報を、業務の適切な運営の確保のため必要と認められる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

9. 個人番号および特定個人情報の取扱い

- (1)当社は、お客さまの個人番号および特定個人情報を、法令で限定的に明記された目的以外のために取得しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5. の共同利用も行いません。
- (2)当社は、法令に基づき、お客さまの個人番号および特定個人情報を、限定された利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

10. 開示、訂正等のご請求

- (1)ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が正確でない場合には、正確なものに変更させていただきます。
- (2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

11. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ(上記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

12. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記9. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号:0120-324-386
受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除く。)

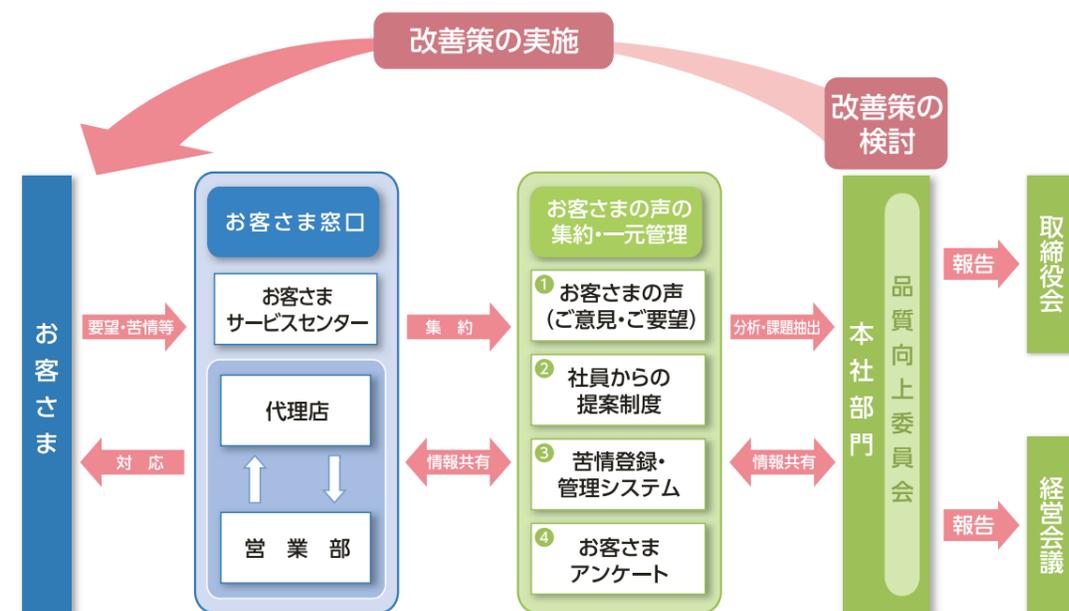
お客さま満足度向上に向けた取り組み

当社は、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケート等を通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、本社部門で分析・課題抽出し、改善策を検討しています。

さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取り組みを進めています。



(1) 「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話やホームページ等でお受けしています。お受けしたお客さまからのご意見は集約・分析し、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

(2) 社員からの提案制度による改善取り組み

当社社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社員提案制度を構築しています。同制度は、当社社員が自らのアイデアやお客さまや代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みです。

2015年度 提案数：158件 うち、61件について改善済または改善予定。

(3) 苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

当社は、苦情を「お客さまからの不満の表明」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内イントラネット上に構築し、不満を感じられたお客さまに対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。

また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2015年度 苦情件数：4,625件 苦情件数の内訳は、101ページをご参照ください。

(4) お客さまへの満足度アンケートの実施

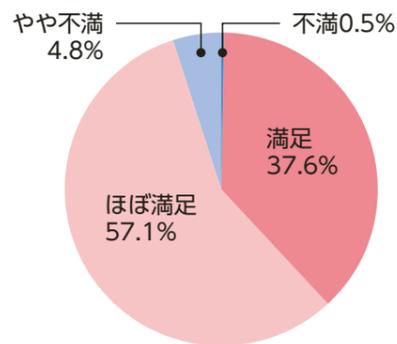
より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

【お客さまアンケートの主な内容】

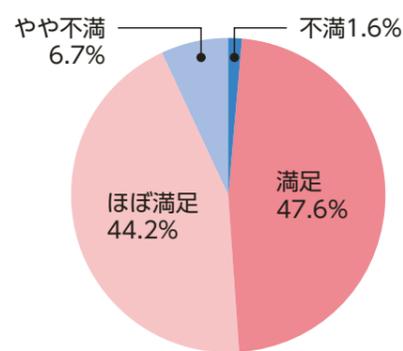
	実施方法	お伺いしている内容	ご回答数
ご契約者へのアンケート	専用の Web サイトでアンケートを実施し、年に一度お届けする「ご契約内容のお知らせ」に URL を掲載	商品・サービスや代理店・募集人の対応・サービス等ご契約全般の満足度・推奨度について	6,286件 送付数約181万件 2015年5月～11ヵ月間実施
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りする書類にアンケート用紙を同封	コミュニケーターの電話対応や書類記入方法のご案内の分かりやすさ、手続き完了までの期間・手続き全般の満足度について	3,361件 送付数6,807件 2015年8月～1ヵ月間実施
給付金お支払い手続きのアンケート	給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケート用紙を同封	手続きのご説明や書類の分かりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度について	2,571件 送付数10,000件 2015年12月～3ヵ月間実施

【ご契約者へのアンケート結果 抜粋】

当社の商品・サービスへの満足度



代理店・募集人の対応・サービスへの満足度



※四捨五入の関係から、合算値は100.0%になっていません。

お客さまの声を活かした改善例

お客さまの声	改善例
<p>保険金・給付金請求のときには診断書の省略など、できるだけ簡単な手続きにしたい。</p>	<p>入院給付金や通院給付金のご請求の際は、原則として診断書のご提出が必要ですが、以前より一定の条件を満たす場合には、省略ができるようにしておりました。 今般これを拡大し、手術給付金のご請求の際においても、一定の条件*を満たす場合には診断書の省略を可能としました。 *主契約・特約が新医療保険A・新医療保険Aプラス・女性総合医療特約などの商品であること 請求期間に受けた手術が1回であること 等 (2015年9月)</p>
<p>電話をかけたときにいつも親切に対応していただくと安心です。</p> <p>オフィシャルホームページがわかりやすいと親しみがわきます。</p>	<p>当社では、お客さまサービスセンターの対応品質向上やお客さま目線でのホームページのわかりやすさの改善に取り組んでいます。 こうした取組みが評価され、HDI-Japan (ヘルプデスク協会、以下HDI) が実施する「HDI問合せ窓口格付け」において、「クオリティモニタリング(電話)」「サポートポータル(Web)」の2項目で最高評価の三つ星を獲得しました。 <評価のポイント> ●前向きで礼儀正しい対応で、スキルが高く、顧客のビジネスニーズを把握し、どんな質問にも時間をかけずに対応できている。(お客さまサービスセンター) ●わかりやすくまとまっており、初めて利用する顧客にとって見つけやすく使いやすく顧客視点で作られている。(ホームページ) ※詳細は、P66「HDI格付け調査「クオリティモニタリング」「サポートポータル」両部門において、最高評価の三つ星を獲得」をご参照ください。 (2015年10月)</p>

社員一人ひとりの品質向上取り組み

当社では、お客さまに満足いただける品質、お客さまから求められる品質を実現するため、社員一人ひとりがお客さまの視点に立って業務の改善に向けたPDCAサイクルを実践しています。
すべての職場で、品質向上に関わるその職場での課題と解決策を話し合い、職場で解決できない課題は、社員提案制度を通じて提案し、所管部門が改善策を検討しています。
各職場でのこれらの取り組みについて、年に一度、ノウハウ・情報交換会を開催し、社員の品質に対する意識向上と好取り組み事例についての全社レベルでの共有を図っています。

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、2012年4月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。旧三井住友海上きらめき生命では、2007年7月より、同規格に関する適合宣言を行っていましたが、2011年10月、旧あいおい生命との合併後、三井住友海上あいおい生命として、苦情対応態勢の整備を進め、「ISO10002」への適合を宣言するに至りました。今後も当社では、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客さまの声を業務改善に活かし、お客さま満足度向上のための取り組みを推進していきます。

「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客さまの声対応方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランスグループの経営理念およびMS&ADインシュアランスグループのお客さまの声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取り組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客さまの声の定義〉

本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられた全ての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足」の表明」とします。また、「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

行動指針

〈基本姿勢〉

- 全役職員は、お客さまから寄せられた全てのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立ちます。

〈苦情等対応管理態勢〉

- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情等対応に関する取り組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「苦情等対応マネジメントシステム基本規程」および「お客さまの声対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画にしたがって取り組みを進めます。

〈周知徹底〉

- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情等対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉

- 取締役会・経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取り組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取り組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取り組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情等対応管理責任者より、取締役会に報告します。
- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本お客さまの声対応方針は、三井住友海上あいおい生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
取締役社長 丹保 人重

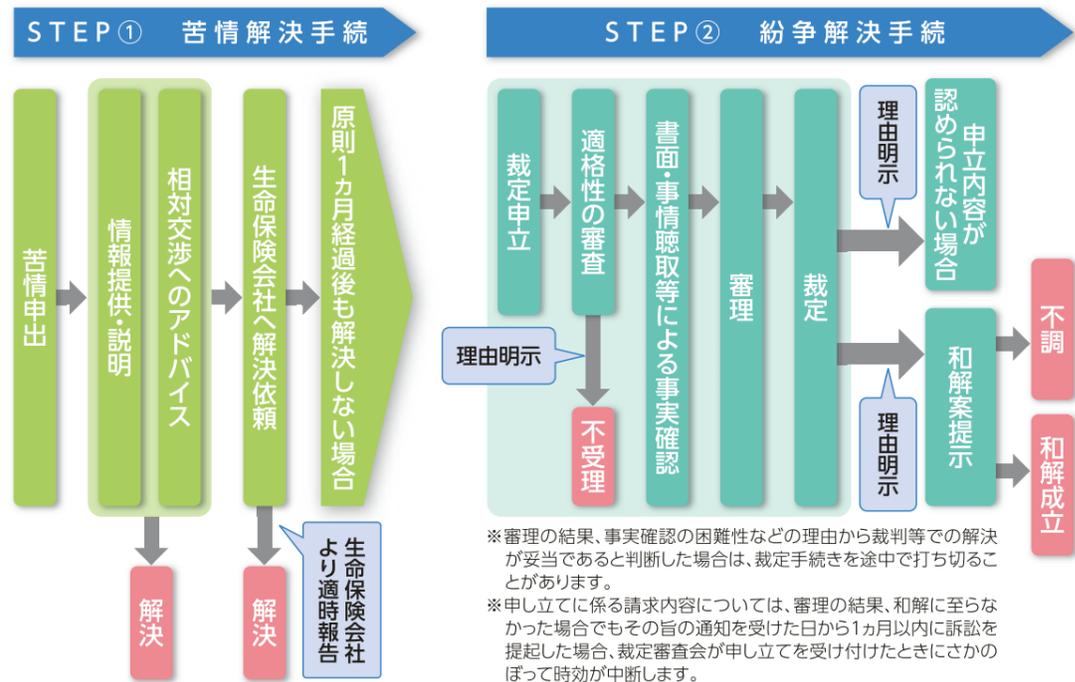
金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

～ 生命保険相談所のご案内 ～

- 2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対する確実に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実に努めることを目的としています。
- 「一般社団法人生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決(ADR)機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
 - (1) 生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
 - (2) なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ】

※詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。



ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所
TEL:03-3286-2648
受付時間:9:00～17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻した場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

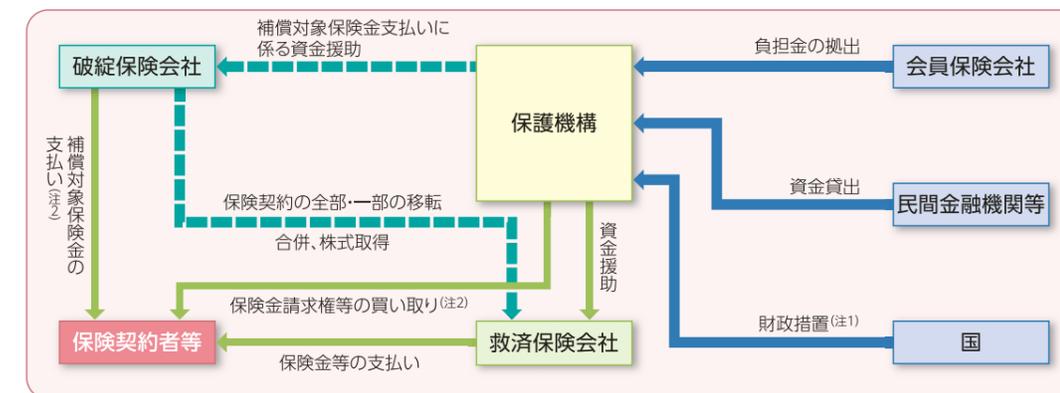
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

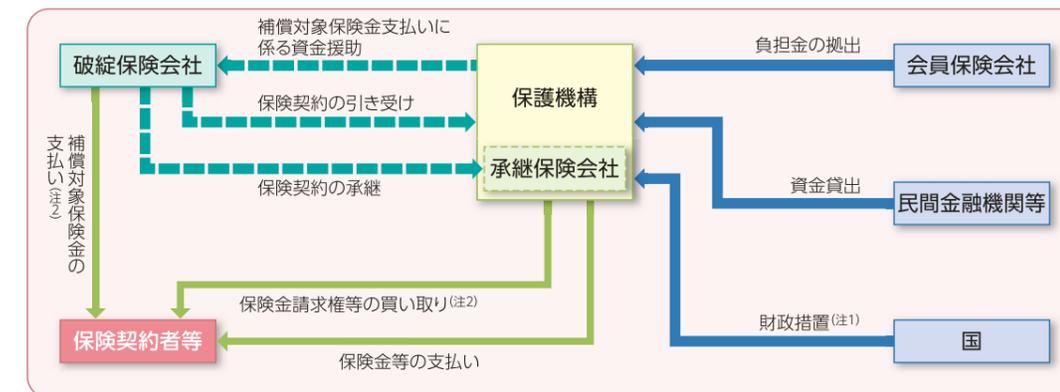
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

生命保険契約者保護機構の仕組み（概略図）

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買収率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります）。

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
 TEL : 03-3286-2820
 受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 9:00～12:00、13:00～17:00
 ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

当社が目指す『新しい働き方』について

当社が目指す『新しい働き方』とは

各組織のあるべき姿とそれに向けた課題をメンバー全員で共有し、その解決に向けて、業務の効率化やレベルアップ、業務領域の拡大、スキルアップに全員で取り組み、社員一人ひとりの「働きがい」や「組織の生産性」を高め、「目指す企業像」を実現する働き方です。

〈働きがいの向上〉

- 成長を実感することができる仕事、自分の強みを最大限に発揮できる仕事をする事が、働きがいややりがいにつながっていくものと考え、社員一人ひとりがこのような働き方を実践することで、活気に満ちた会社にしていくことを目指します。

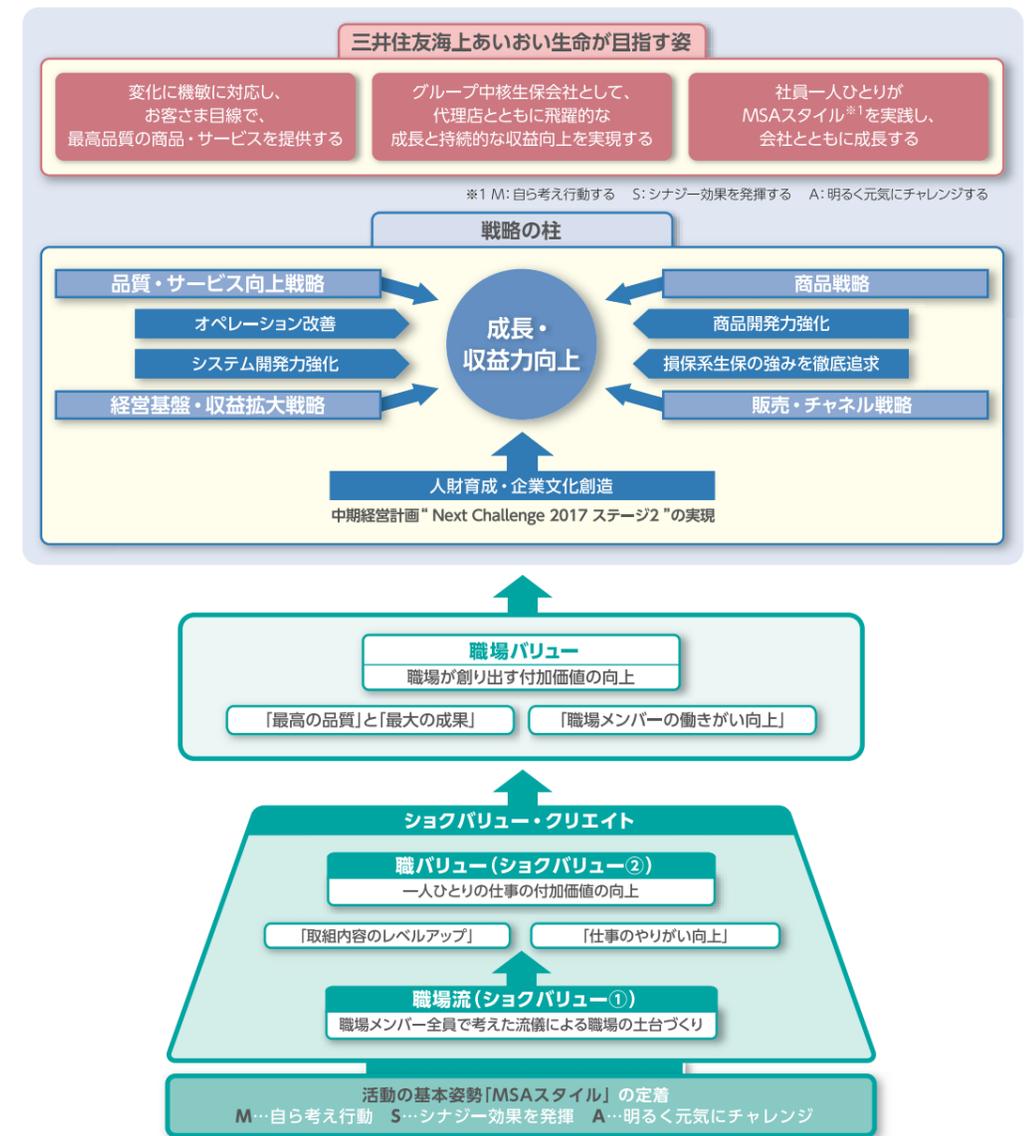
〈組織の生産性の向上〉

- MS&ADインシュアランスグループの真の中核企業、社会に知名度と存在感のある企業、社外から賞賛される企業、当社に関わる誰もが誇りを感じることができる企業となるために、社員一人ひとりがプロフェッショナルになり、仕事の質と生産性を高めることで、抜群の競争力と先進性を持つ企業となることを目指します。

『新しい働き方』の推進

2016年度・2017年度の2か年を計画期間とする中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」では、5つの戦略【①品質・サービス向上戦略 ②商品戦略 ③経営基盤・収益拡大戦略 ④販売・チャネル戦略 ⑤人財育成・企業文化創造】を柱として、さらなる成長・収益力向上を目指します。中でも、「人財育成」は当社の「目指す姿」実現に向けたすべての取組みのベースであることから、プロフェッショナル人財の育成につながる『新しい働き方』の実践を全社で推進しています。

なお、2015年度より、『新しい働き方』の実践による働きがい・生産性の向上とあわせ、当社の一層の成長と品質向上を目指す全社取組み「シヨクバリュー・クリエイト」をスタートしました。この「シヨクバリュー・クリエイト」の取組みにより、各職場の流儀で（職場流）、社員一人ひとりの仕事の付加価値（職場バリュー）を高め、全員で新しい職場の付加価値（職場バリュー）の創造・向上を図ります。



商品トピックス

「&LIFE 新医療保険A^{エース}プラス(低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当)」発売

2016年5月2日に、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズの新商品「新医療保険A^{エース}プラス」を発売しました。

本商品は、2013年12月に発売した「新医療保険A^{エース}」をバージョンアップしたものです。短期入院から三大疾病による長期入院まで幅広くサポートする手厚い保障等、「新医療保険A^{エース}」でご好評いただいた点はそのまま引き継ぎ、「悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院したとき」以後の保険料のお払い込みが不要となる「新保険料払込免除特約」を新設しました。

さらに、ガンや介護等を保障する特約についても、お客さま一人ひとりのニーズに柔軟にお応えできるように改定しました。



《主な特徴》

主契約	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日帰りから4泊5日までの短期の入院では、一律5日分の給付金をお受け取りいただけます。 2. 三大疾病(ガン・心疾患・脳血管疾患)による入院の場合、1回の入院、保険期間通算の入院ともお支払限度日数の制限はありません。 ※三大疾病以外の1回の入院についてのお支払限度日数は、30日型・60日型・120日型の3タイプよりお選びいただけます。また、保険期間通算のお支払限度日数は1,095日となっています。 3. 手術保障は、公的医療保険の算定対象となる約1,000種類の手術に対応します。 4. 放射線治療や入院中に集中治療室管理を受けられたときにも、給付金をお受け取りいただけます。 5. お客さまのニーズに応じ、低解約返戻金型と払込期間中無解約返戻金型より選択いただけます。
特約	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガンと診断されたとき、および三大疾病による入院時に一時金をお受け取りいただけます。いずれも再発時に対応できるようお支払回数を無制限としました。 2. ガンの治療のための通院時に給付金をお受け取りいただけます。 3. 女性疾病を保障する特約は、保障の対象となる女性疾病の範囲が幅広く、また、乳ガンによる乳房の切除・再建術や子宮の摘出術などにはより手厚い給付金をお受け取りいただけます。 4. 先進医療にかかわる技術料・交通費・宿泊費を保障する特約のお支払限度額は2,000万円です。 5. 要介護状態となった場合に、年金や一時金をお受け取りいただけます。 6. 悪性新生物(ガン)と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患により入院したとき、以後の保険料のお払い込みが不要となる特約を新設しました。

※商品の概要を説明しています。お支払事由等の商品の詳細は「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お客さまに医療情報をお伝えする活動

当社は、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。日々進化する医療について「正しく知ること」。そのお手伝いをすることが生命保険会社の社会的使命の一つだと考えています。

最先端の医療をお伝えする活動

オープンセミナーの開催

健康・医療をテーマとしたオープンセミナーとして「粒子線治療セミナー」「ガン経験者によるセミナー」を全国各地で開催し、多くのお客さまに聴講をいただいています。健康と医療、備えの大切さについて、お客さまの理解を深めていただくことに努めています。

冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な先進医療技術について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。



(ガイドブック)

ホームページでの情報発信

先進医療.net (先進医療ドットネット)

<http://www.senshiniryu.net/>

先進医療や最新の医学情報を閲覧できる情報発信型の専用WEBサイトです。先進医療を実施している医療機関の詳細レポートや先進医療に関するコラムにより、最先端の医療に関する情報をお届けしています。



先進医療ナビ

http://www.msa-life.co.jp/senshin_navi/

先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を調べることができる情報検索型の専用WEBサイトです。平易な表現を用いた解説や、豊富な検索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。



脳卒中に関する啓発活動(脳卒中プロジェクト)

「日本脳卒中協会セミナー」の開催

公益社団法人日本脳卒中協会と共同事業契約を結び、全国各地で脳卒中の専門医を講師とする「日本脳卒中協会セミナー」を開催しています。脳卒中では治療後の後遺症に悩む方が多くいます。また、要介護状態の最大の原因です。多くの皆さまに脳卒中の「予防」と「備え」への理解を深めていただくことに努めています。



受講者数
累計14,500名
(2016年3月末現在)

「脳卒中週間(5/25～31)」での取り組み

公益社団法人日本脳卒中協会が定める「脳卒中週間」では、生保課支社での『脳卒中セミナー』開催等により、脳卒中の症状や予防・治療などについて正しい知識の普及・啓発に努めています。

脳卒中発症予測シミュレーション

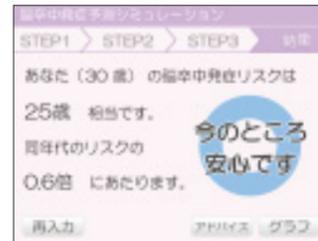
<http://www.senshiniryō.net/>

年齢や身長・体重・最大血圧を入力するだけで、簡単に脳卒中の発症リスクを調べることができます。

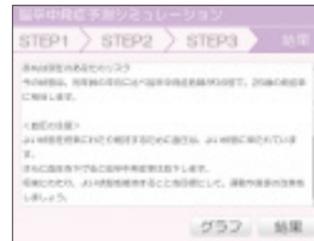
監修:秋田県立脳血管研究センター



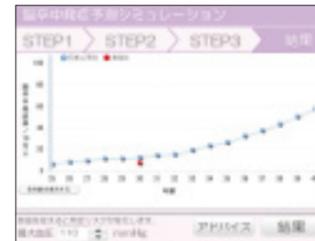
【結果】



【アドバイス】



【グラフ】



ご契約時のご案内



お客様の多様なニーズに合った保険商品をご案内するために、取扱商品についてまとめた「保険種類のご案内」や「各種特約のご案内」を作成しています。

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご用意しています。また、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載した「契約概要」を必ずご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。



ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載した「注意喚起情報」を、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識等を記載した「ご契約のしおり・約款」とともに、必ずご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。

お客さまのニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認書」を作成・交付しています。お申込みいただく内容について、お客さまが最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくものです。



当社・代理店

お客さま

重要なことをわかりやすくお伝えする取り組み

お客様の利便性向上への取り組みの一環として、重要なことをわかりやすくご案内し、十分にご理解いただくために、お客様向け説明資料や帳票の改善を図っています。

(1) CD-ROM約款

当社では、全商品の「ご契約のしおり・約款」※1を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を行っています。「CD-ROM約款」では、お客様にとっての利用品質を重視し、高い利便性とより一層のわかりやすさを追求しています。情報の検索性を向上させて、知りたい事項に無理なく到達しやすくすることでお客様の負担を軽減し、全体の概要がわかりやすいデザインとしています。

※1：団体保険を除きます。「ご契約のしおり・約款」は、ご契約内容や商品の特徴と仕組み、諸手続き等お客様に知っていただきたい重要事項を記載しているお客様向け説明資料です。

※2：お客様のご希望により「CD-ROM約款」「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。



CD-ROM約款



トップ画面

(2) 生命保険告知書

お客様に「安心と満足」をお届けするためには、ご契約のスタートにあたって、お客様にもれなく告知いただくことがとても重要です。じっくりと告知書を読み、記入いただくことで告知もれを防ぐことができるように、告知書はお客様に正しく、もれなく、少ない負担で記入できるデザインとしています。

この告知書の「伝わりやすさ」が高く評価され、2013年6月には、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会※3が主催する「UCDAアワード※4 生命保険 告知書部門」において、最優秀賞である「UCDAアワード2013」（情報の伝わりやすさ賞）を受賞しています。

2016年5月には「伝わりやすさ」に加え、「見やすさ、わかりやすさ、書きやすさ」をより追求した告知書に改定し、UCDAの認証を更新しています。



生命保険告知書

※3：一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会(UCDA)は、情報コミュニケーションにおけるデザインの「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の研究、普及・啓発活動を行っており、「わかりやすさ」の基準を策定し、コミュニケーションツールおよびコミュニケーションプロセスの審査・認証をしています。

※4：「UCDAアワード」は企業が提供する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価したものです。

お申し込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」

当社では、2012年度より「募集プロセス改革」と題し、IT技術の進歩や商慣行等を踏まえたお客さまの利便性向上やさらなる業務品質の向上に資する生命保険のお申し込み手続きの改革に取り組んでまいりましたが、2013年4月導入の「初回保険料後払制度」に続き、2015年5月よりお申し込みのペーパーレス(電子化)手続き「生保かんたんモード」の取り扱いを行っています。

これらにより、お客さまは端末でのお申し込み手続きのみでご契約の成立までの到達が可能となり、さらに生命保険のご提案時に必要な商品パンフレット等各種の紙媒体の電子化を行うことで、端末を通じさまざまな情報の取得や照会も可能となるなど、ご提案からお手続きまでの大幅な利便性や簡便性の向上を図っています。

お申し込みのペーパーレス手続き「生保かんたんモード」の概要

- 対象契約 個人契約の告知書扱契約(診査等が必要な契約は一部書面でのお手続きとなります)
- 利用環境 WindowsPC・タブレットおよびiPad、Androidタブレット(GALAXYTab等)
- 特徴
 - ① ペーパーレス(電子化)による適切・的確・簡便な手続きの実現
 - ・申込手続きの手順を標準化することで募集人の手順説明を均質化
 - ・入力項目のチェック機能により記入漏れ等の不備発生を撲滅
 - ・最大5契約まで電子自署一括でお申し込みが可能
 - ・口座振替扱のお申し込み手続きは金融機関による口座確認までインターネット端末上で完結
 - ② 正確で簡便な告知の実現
 - ・正確な病名や薬剤名、医療機関名をお忘れになった場合でも専用の検索機能によるサポートを実現
 - ・告知いただいた傷病に対し必要となる情報を質問形式で表示し告知不十分となることを防止
 - ③ わかりやすく識別性の高いサイト設計
 - ・文字拡大機能や音声ガイダンス機能によるサポート機能の設置
 - ・ユニバーサルデザインに準拠したシンプルなマニュアルレスの操作画面の構築
- その他 ペーパーレス(電子化)による手続きのため、従前の書面での手続きと比較して紛失や盗難がないうえ、お申し込みのデータは強固なセキュリティにより保護しているため情報漏えいリスクを大幅に低減化



お客さまメニュー画面



ご提案内容のご確認画面



告知事項画面

商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、ご契約時に「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などにより、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。主なものとしては、以下のとおりです。

(1)告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことがらについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。

当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、会社はご契約を解除することがあります。

また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、会社はご契約を解除することがあります。

(2)保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

(3)ご契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われないうちは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

①保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお払い込みいただけます。なお、払込期月中にお払い込みがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉

- 月払契約
 - …払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約
 - …払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。
 - ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(注1) 積立利率変動型終身・積立利率変動型終身(低解約返戻金型)、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

(注2) 「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

〈例〉2016年4月5日に契約された場合
契約日の応当日=保険期間中の毎年4月5日

②ご契約の復活

万一、保険料のお払い込みがなく契約の効力がなくなっても(失効)、各保険種類に応じた所定の期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、無選択タイプの契約を除き、健康状態等について改めて告知していただけます(ご契約によっては診査も必要です)。また、その際に失効期間中にお払い込みいただかなかった保険料等を当社所定の期日までにお払い込みいただけます。ただし、健康状態等によってはご契約の復活ができない場合があります。なお、ご契約を解約された場合はご契約の復活はできません。

(4)現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取り扱いできない場合があります。

※当社所定の利率で利息をいただきます。

(5) 保険料のお支払いが困難になったとき

保険料のお支払いが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で
一時的に保険料のお支払いができないとき	<p>保険料の自動振替貸付制度(お立替え)</p> <p>●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お支払いの猶予期間が過ぎても保険料のお支払いがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。(制度の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ・利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ・返済方法…全額返済のほか、分割返済も取り扱います。 ・精算…保険金や解約返戻金のお支払い時には、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお支払いを中止し、ご契約を有効に続けたいとき	<p>払済保険への変更</p> <p>●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。</p>
	<p>延長保険への変更</p> <p>●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。</p>
保険料のお支払い額を少なくされたいとき	<p>保険金額、入院給付金日額等の減額</p> <p>●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお支払い額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されると、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。</p>

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取り扱いができない場合があります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。

そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金・脱退返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

「注意喚起情報を受け取られた日」または「申込書受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みを撤回することができ、この場合にはお支払いいただいた金額をお返します。ただし、以下の場合には、このお取り扱いができません。

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

商品ラインアップ

(2016年7月1日現在)

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一の際の死亡保障に関しては、「積立利率変動型終身保険」「定期保険」「収入保障保険」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては、「新医療保険Aプラス」「新ガン保険α」で保障を確保できるほか、「積立利率変動型終身保険」などの死亡保障商品へ各種特約を付加してご準備いただくことも可能です。また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。

法人向けには、万一の際の死亡保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」「通増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2) 商品ブランド「&LIFE」を展開

当社では、商品ブランド「&LIFE」を展開しています。「&LIFE」は、個人向け主力商品を対象とした商品ブランドです。

『人生で出会うたくさんの「もしも=IF」を大きな「安堵」で守る』そんな頼りがいのある保険をご提案します。

対象商品	
積立利率変動型終身保険	新医療保険Aプラス
積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)	新ガン保険α
無解約返戻金型総合収入保障保険	特定疾病保障終身保険
収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)	こども保険
無解約返戻金型通増定期保険	個人年金保険



<ブランドメッセージ>

人生のさまざまな「もしも=IF」を「安堵」にかえる、そんな頼りがいのある保険
名前は、「&LIFE (アンドライフ)」。
いつでもお客さまのそばにいて全力でささえていく。
「&LIFE」は、お客さまと大切なご家族の毎日を、輝く未来につながる生命保険のブランドです。

お客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、万一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯の保障、病気やケガによる医療保障、老後の生活資金準備やライフプランをより充実させるための商品など、多様な商品をラインアップしています。

キャラクター

「&LIFE (アンドライフ)」のキャラクターには、幅広い世代に知られる「あらいぐまラスカル」と人気女優の桐谷美玲さんを起用し、親しみやすさやお客さま認知度の向上を目指しています。



©GRIPION ANIMATION CO. LTD.

(3) 個人向け商品

【主契約】

商品名	特徴
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 積立利率変動型終身保険 ●&LIFE 積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型) 	<p>一生涯保障という終身保険の特徴はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる仕組みを備えています。なお、「&LIFE 積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)」は、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とし、保険料を低廉にしたものです。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●積立型終身保険 ●5年ごと利差配当付積立型終身保険 	<p>保険料払込期間中の死亡・高度障害保障の額を抑えていますので、その分、終身保険よりも低廉な保険料で一生涯の保障を確保できます。特に、保険料払込期間を退職年齢に合わせていただきますと、退職後の一生涯の保障を割安な保険料で合理的にご準備いただけます。なお、保険料払込期間中の災害による死亡および高度障害についての上乗せ保障のある「A型」と上乗せ保障のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●定期保険 	<p>死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●低解約返戻金型定期保険 	<p>前記の定期保険と保障内容は同一ですが、一定期間の解約返戻金の額を前記の定期保険の70%水準に抑制することにより、保険料を低廉にしたものです。解約返戻金を抑制する期間は、豊富なパターンの中からお選びいただけるようになっており、さまざまなニーズにきめ細かく対応することができます。</p>

商品名	特徴
<ul style="list-style-type: none"> ●無解約返戻金型定期保険 	<p>前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障をご希望される場合に適しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 収入保障保険 	<p>死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 総合収入保障保険 	<p>死亡・高度障害状態だけでなく、約款所定の特定障害状態・要介護状態になられたときにも保険期間満了時まで年金をお支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときには、以後の保険料のお払い込みが不要となります。なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 通減定期保険 	<p>保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康優良割引」を適用し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●通増定期保険 	<p>保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●&LIFE 特定疾病保障終身保険 ●&LIFE 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険 	<p>悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご利用いただくことももちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。</p>

商品名	特 徴
<p>●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険</p> 	<p>万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー（解約返戻金）の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。</p>
<p>●&LIFE こども保険</p> 	<p>お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
<p>●&LIFE 新医療保険A^{エース}プラス</p> 	<p>日帰りの入院から保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。また、特約を付加することにより、三大疾病による入院時の一時金、女性特有の病気による入院・手術、先進医療の治療費、ガン^{がん}の診断時の一時金やガン^{がん}の治療のための通院、要介護状態該当時の年金・一時金に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。</p>
<p>●&LIFE 新ガン保険α</p> 	<p>ガン^{がん}で入院されたときに給付金をお支払いします。また、特約を付加することにより、ガン^{がん}の診断時の一時金、入院後の退院（在宅療養）時の保障、先進医療の治療費、死亡または高度障害状態に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。</p>
<p>●&LIFE 個人年金保険</p> 	<p>老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払い込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。</p>

【主な特約】

特約名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
定期保険特約	無理のない保険料で、死亡・高度障害状態の際の保障を大きくしたい方へ
無解約返戻金型収入保障特約	毎年安定した収入を遺族に残したいとお考えの方へ
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新災害入院特約	不慮の事故による入院の際の保障をご希望の方へ
新疾病入院特約	病気による入院や病気・不慮の事故による手術の際の保障をご希望の方へ
新成人病入院特約	成人病による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新女性疾病入院特約	女性に多い病気による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
終身介護保障特約（無解約返戻金型）	要介護状態等に対する年金や一時金の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病（悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中）、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
&LIFE こども保険用の特約	こども医療特約
&LIFE 新医療保険A ^{エース} プラス用の特約	入院時手術給付特約（無解約返戻金型）、先進医療特約（無解約返戻金型）、三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）、女性疾病給付特約（無解約返戻金型）、ガン ^{がん} 診断給付特約（無解約返戻金型）、ガン ^{がん} 治療通院給付特約（無解約返戻金型）、終身介護保障特約（無解約返戻金型）、新保険料払込免除特約
&LIFE 新ガン保険α用の特約	ガン ^{がん} 診断給付特約α、在宅療養給付特約α、ガン ^{がん} 先進医療特約α、ガン ^{がん} 死亡保障特約α、ガン ^{がん} 治療通院給付特約（無解約返戻金型）

（4）団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険 無配当総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度（弔慰金・死亡退職金等）の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険（団体型）	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

サービスピックアップ

HDI格付け調査「クオリティモニタリング」「サポートポータル」 両部門において、最高評価の三つ星を獲得

当社はHDI-Japan(ヘルプデスク協会、以下HDI)が実施する2015年度 問い合わせ窓口格付けにおいて、「クオリティモニタリング(電話)」「サポートポータル(Web)」の両部門で最高評価の三つ星を獲得いたしました。
当社お客様サービスセンター部での丁寧で親切な電話対応や、お客様視点で作られたオフィシャルホームページのわかりやすさが評価されたものです。



当社の格付けと評価内容

部門	格付け	評価内容
クオリティモニタリング (電話)	★★★	▽前向きな姿勢で顧客に対し、素早く協力的に対応できている ▽素早く要点を把握し、はっきりとわかりやすく説明できている ▽顧客のペースに合わせて、柔軟かつ親切丁寧に対応できている
サポートポータル (Web)	★★★	▽すっきりとまとまっており、探している情報を見つけやすい ▽常に電話番号が表示され気軽に問い合わせできる雰囲気を感じる ▽使う側に親切なWebであり安心して利用できる

「HDI問合せ格付け」について

本格付けは、HDIの定める国際基準に設定された評価基準に沿って、審査員が顧客視点で「顧客とのコール対応」をモニタリング評価するとともに、「サポートポータル(ウェブサイト上の照会窓口)」の評価を行い、それぞれについて「三つ星」～「星なし」の4段階で格付けするものです。

問い合わせ窓口(お客様サービスセンター)の評価基準は、クオリティ(品質)(コミュニケーション、対応スキルなど)、パフォーマンス(実績)(平均応答速度、電話放棄呼率など)、サポートポータル(Web)(使いやすさ、解決度、センター連携など)によって各単位4点満点で評価されます。

●良い:4点 / ●問題ない:3点 / ●改善の余地あり:2点 / ●悪い:1点

問い合わせ窓口の評価はクオリティ(品質)、パフォーマンス(実績)の平均点によって、格付けが決定されます。

3.5点以上	★★★
2.5点以上	★★
1.5点以上	★
1.5点未満	星なし

シニア専用ダイヤルの開設

お客様サービスセンターではお客様対応品質の高さを活かし、2016年1月から70歳以上のお客様専用の「シニア専用ダイヤル」(0120-789-658)を開設いたしました。

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「ご契約内容のお知らせ」

毎年1回、すべてのご契約者さま宛に、ご加入いただいているご契約内容や各種手続きの方法、会社情報等についてのご案内をお届けしています。

ご契約内容のご確認や保障の見直しにお役立ていただくほか、同封の変更届にて住所変更のお手続きも承っています。

※当社では「ご契約内容のお知らせ」や後記の「その他の各種ご案内」等の重要なご案内を確実にお届けするため、ご契約者さまの第二連絡先・親族連絡先をご登録いただく取組みを行っております。

その他の各種ご案内

その他にも、当社では下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

保険料のお払い込みについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料お払い込みについてのご案内 ● 口座振替不能のお知らせ ● 生命保険料お立替えのお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動更新のお知らせ ● 積立利率と増加保険金額のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者貸付金残高のお知らせ ● 満期に関するお知らせ

「お客様Webサービス」での各種照会・お手続き等

当社ホームページ上の「お客様Webサービス」をご利用いただくことで、ご契約内容の照会、住所変更手続き、保険金・給付金請求のお申し出等の各種照会・お手続きをインターネット経由で行うことができます。

<http://www.msa-life.co.jp>



ご利用いただけるサービス

- ご契約内容の照会*
 - 保険料控除証明書の再発行手続き*
 - 住所変更手続き*
 - 改姓・口座変更・保険証券再発行のお申し出
 - 受取人変更のお申し出*
 - 保険金・給付金請求のお申し出
 - 各種お問い合わせ
- ※ご利用にあたっては、別途お客様Webサービスにご登録(無料)いただく必要があります。当社ホームページ内にあるお客様Webサービスサイトにてお手続きください。

ご契約内容に関するお手続きについて

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更等の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

お手続き・お問い合わせ窓口

お客さま専用電話(無料)
0120-324-386
 シニア専用ダイヤル
 (70歳以上のお客さま)
0120-789-658

受付時間:月~金 9:00 ~ 18:00 土 9:00 ~ 17:00
 (日・祝日・年末年始を除きます)
 ※お問い合わせは契約者ご本人(保険金・給付金請求の場合はお受取人)からお願いします。

お手続き・お問い合わせの例

- 入院したので給付金を請求したい
- 住所を変更したい
- 保険料の振替口座を変更したい
- 契約者貸付を受けたい
- 契約の名義を変更したい
- 控除証明書を紛失したので再発行してほしい

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料(本冊子)

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。
 全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、ホームページにも掲載しています。

(2) ホームページ

当社ホームページでは、当社に関するさまざまな情報を公開しています。
<http://www.msa-life.co.jp>



(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。



ご契約者さま専用 無料電話相談サービス「満点生活応援団」

当社では、保険契約にご加入いただいているお客さまとその同居のご家族の皆さまへ、健康・医療、暮らし、介護に関するお悩みについての無料電話相談サービス「満点生活応援団」をご提供しています。
 保険金・給付金等のお支払いだけでなく、お客さまのお悩み解決のサポート、情報提供を通して、少しでもお客さまの生活を応援したいと考えています。



カテゴリー	概要	サービスメニュー
健康・医療	●健康や医療に関するご相談に看護師等、専門の相談員がお応えします。さらに状況に応じて専門医への電話相談、症状に見合った医師への紹介状(相談情報提供書)の発行等のサービスをご提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師相談 ●三大疾病専門相談 ●女性専門医の情報提供 ●おくすり相談 ●メディカルオピニオンサービス(看護師・専門医との3者間通話) ●医療機関総合情報提供 ●紹介状発行サービス ●人間ドック紹介 ●脳ドック検診紹介 ●PET検診紹介 ●ヘルスチェックサービス ●メンタルヘルス相談
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ●育児や妊娠中の悩み、子育てに関するご相談にお応えします。 ●弁護士、税理士、ファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士など専門家が日常生活上のお悩みにお応えします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児・子育て相談 ●暮らしの情報提供 ●パソコン・デジタル家電相談 ●税務相談 ●ペット相談 ●暮らしのトラブル相談 ●年金・資産運用相談 ●社会保険労務士相談
介護	●公的介護保険制度のしくみや介護方法等のご相談にお応えし、お近くの介護サービス事業者等の介護関連情報もご提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●介護相談 ●介護・福祉総合情報提供

※サービスの内容、時間等は2016年6月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合があります。
 ※サービスは提携会社を通じて行います。

ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1)ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承り、ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明します。

また、請求手続きに必要な書類をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。

また、その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。

ご高齢のお客さまには、文字を大きくして簡単にまとめた「お手続きかんたんガイド」も同封しています。

その後ご請求のないお客さまには、ご連絡を受けてから1ヵ月後に「ご請求サポートコール」*1でお電話によるご請求の確認を行っています。その後も定期的にお電話やお手紙による確認を行っています。

2014年10月には、当社の請求書類の「わかりやすさ」が高く評価され、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会*2が主催する「UCDA アワード*3生命保険・医療保険分野」において「情報のわかりやすさ賞」を受賞しています。

*1: 保険金等の請求を申し出られながら請求書を提出いただけていないお客さまへ、お客さまコンタクトセンター部ダイレクトサービスグループから、ご請求手続きのお勧めと手続き方法に関するご説明を行います。

*2: 一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会。企業・団体と生活者の間で行われる情報コミュニケーションの伝達効率を高める研究を行い、双方の利益に貢献することを目指す法人で、「わかりやすさ」を認証する唯一の第三者機関。

*3: 「UCDA アワード」は企業・団体が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。



〈ご請求に必要な書類について〉



〈保険金・給付金のご請求について〉



〈お手続きかんたんガイド〉

(2)ホームページでの請求書類のご提供

当社ホームページでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。日曜・夜間等のお客さまサービスセンターの受付時間外でもお申し出が可能です。



〈ホームページでの請求書類お取り寄せ〉

(3)お支払い時のご案内

お支払い時には「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」を郵送します。また、「お支払クイックコール」*でお電話によるご案内も行っています。

保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」に請求手続きのご案内をしています。

その後ご請求のないお客さまには、定期的にお手紙による確認を行っています。



〈お手続き完了(お支払明細)のお知らせ〉

*保険金等の請求書を提出されたお客さまへ、保険金サービス部保険金グループから、提出書類に不備がある場合における解消に向けた迅速なご連絡や手続き完了のご連絡を行います。

保険金等支払管理態勢とお支払い状況

当社は、保険金等支払の仕組みや支払可否について、お客さまにご理解いただけるよう、真摯にわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に遂行することを基本とし、これらを実現するための保険金等支払管理態勢の構築および確保に不断に取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢の整備にあたっては、お客さまの利便性を最優先に考え、保険金等を漏れなくお支払いするために、「契約加入時」「保険契約期間中」「請求受付・案内時」「支払期日到来時・契約失効時およびその後の請求可能期間中」の各段階において、保険金等のお支払いについて十分ご説明し、約款に定める保険金等をお支払いする事由が発生した場合に、個々のお客さまごとに迅速かつ適切にわかりやすいご請求の案内を行うよう努めています。

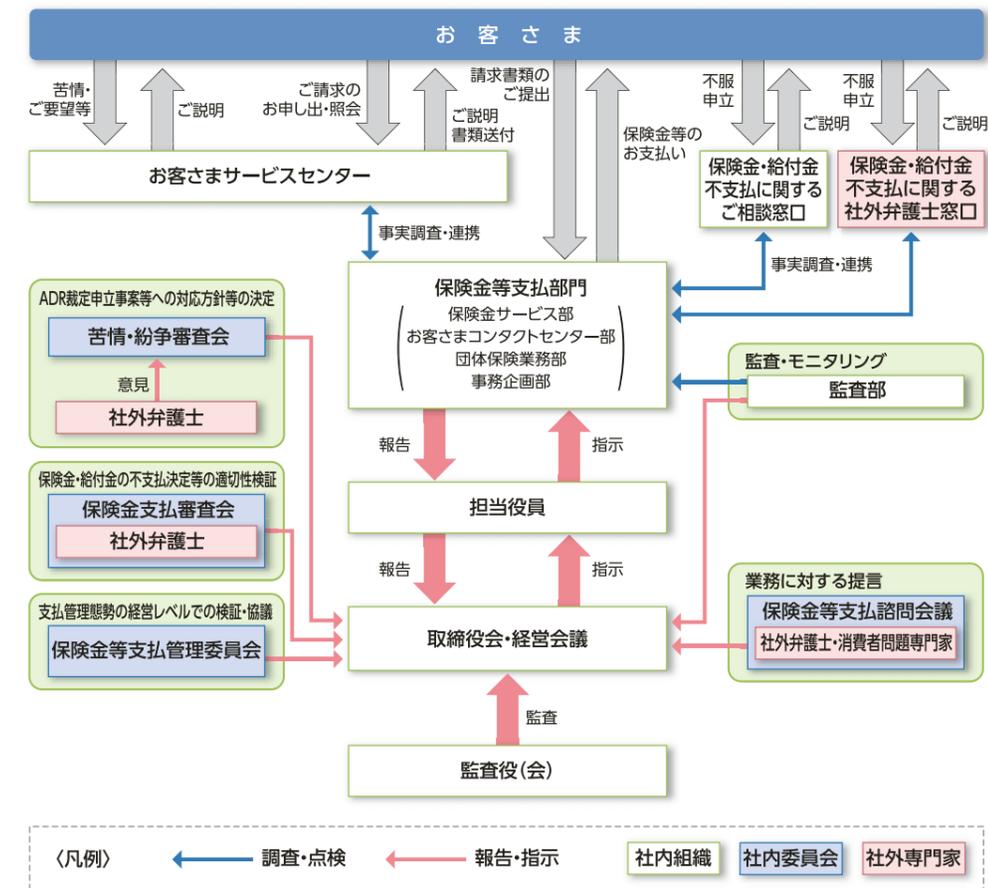
また、保険金等支払業務の正確性・客観性・透明性を確保する観点から、保険金等支払業務の適切性を社内および社外から監視・検証する態勢を整備するとともに、保険金等のお支払いに関する苦情を漏れなく把握して、お客さまの声を業務の改善に反映させる取り組みを行っています。

保険金等支払管理態勢

当社では保険金等のお支払いについて、以下の態勢を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。

- 保険金・給付金のお支払いにつきましては、業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、支払い誤りを防止するため、複数の担当者によるチェックならびに別組織によるお支払い前の全件点検・検証を実施しています。
- 「保険金等支払管理委員会」では、保険金等支払管理態勢についての課題を洗い出し、対応策等を協議しています。
- 「保険金等支払諮問会議」では、保険金等のお支払いに関して、社外弁護士や消費者問題専門家から意見を聴取し、業務運営の一層の向上に役立てています。
- 「苦情・紛争審査会」では、裁判外紛争解決(ADR)機関に裁定の申し立てがあった事案やそれに準ずる苦情事案について、社外弁護士の意見を聴取しつつ、会社としての適切な対応方法等について協議・決定しています。
- 「保険金支払審査会」では、社外弁護士の意見も聴取しつつ、保険金・給付金に関する個別案件の支払・不支払決定等の適切性について協議しています。
- 保険金・給付金のお支払いの可否等に関し、お客さまからの相談窓口を社内に設置するとともに、社外の弁護士を窓口とする「お客さま相談窓口」を別途設けています。
- お客さまと当社間で紛争解決が図れない場合、お客さまは「金融ADR制度」に基づき、一般社団法人生命保険協会(生命保険相談所内「裁定審査会」)をご利用いただくことができます。

【当社の保険金等支払管理態勢図】



保険金・給付金のお支払い状況

当社は、病気やケガなどによる万一の場合の保障として、2015年度において約13万件、393億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2015年度)

	保険金	給付金	合計
お支払い件数	4,019件	125,680件	129,699件
お支払い金額	25,728百万円	13,579百万円	39,307百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が3,884件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2015年度)

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺取消	0件	0件	0件
不法取得目的無効	0件	0件	0件
告知義務違反解除	12件	319件	331件
重大事由解除	0件	3件	3件
免責事由該当	62件	13件	75件
支払事由非該当	86件	3,389件	3,475件
合計	160件	3,724件	3,884件

※上記件数については一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則って集計しているため、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。

※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考：用語のご説明】

「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

- 詐欺取消
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 不法取得目的無効
保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 告知義務違反解除
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 重大事由解除
保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取る目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 免責事由該当
保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 支払事由非該当
責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

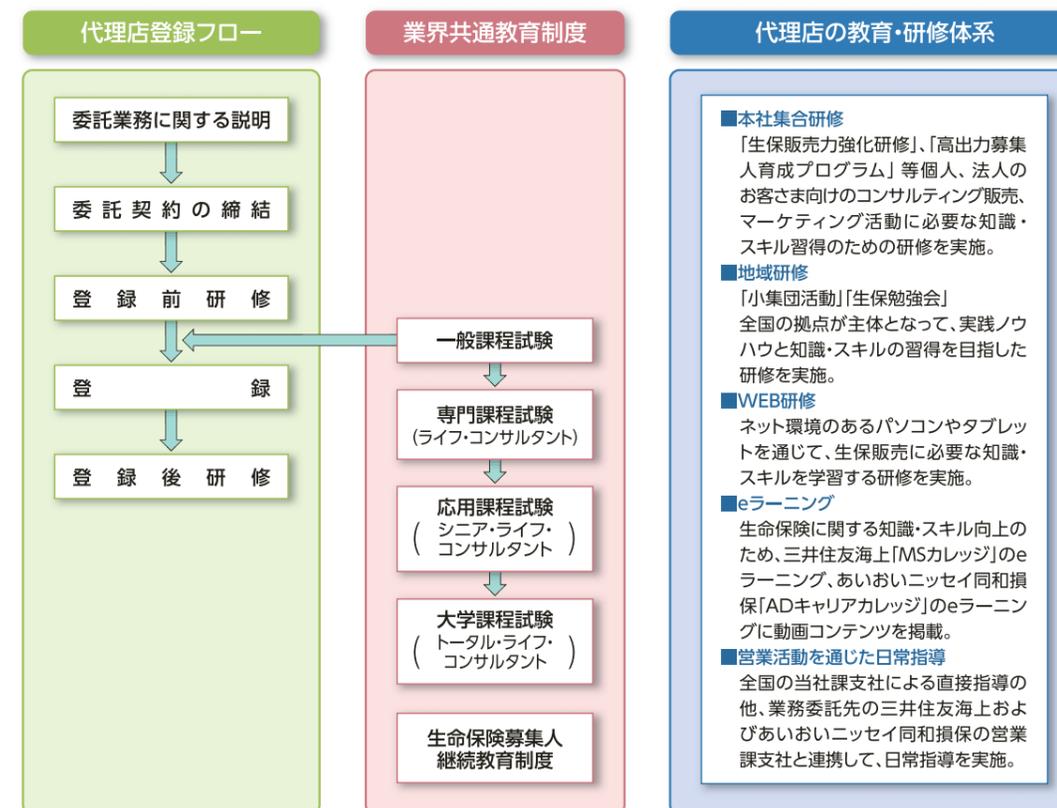
代理店教育・研修

お客さまに安心と満足を提供するため、以下のような生命保険代理店(募集人)のあるべき姿を基本として、代理店教育・研修に取り組んでいます。

- 生命保険販売に対する高い使命感を持って、自ら学び成長する
- コンサルティング力を向上させ、常に高い品質のサービスを提供する
- お互いの知恵とノウハウを発信・共有・伝授し、スキルアップする

(1)代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本社集合研修」、「地域研修」、「WEB研修」、「eラーニング」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。当社では、教育推進部門「MSA生命アカデミー」を設立して各種教育研修を企画・実施し、お客さまニーズに応える適正な募集活動・アフターフォローを自立して行える代理店の育成を図るべく、教育研修を企画・実施し、品質の一層の向上を目指しています。

FC社員・LIM社員について

FC (フィナンシャル・コンサルタント)社員、LIM (ライフ・インシュアランス・マネージャー)社員は、生命保険販売のプロフェッショナルです。お客さまのご希望や潜在的なニーズを分析して、独自に開発したコンサルティングソフト「ライフプランNavi®」を活用するなど、お客さまの人生設計(ライフプラン)に相応しい最適な保障のご提案を通じて、お客さまの人生の「良きアドバイザー」であることを使命としています。

FC (フィナンシャル・コンサルタント)社員とは

FC社員は、最高品質のフィナンシャル・コンサルティング・サービスを提供することをミッションとしています。保障の大切さをお伝えし、長期にわたる信頼関係の構築を目指して活動しています。生命保険のプロとして損害保険代理店との共同募集も推進しています。全国主要都市に設置された13のFCオフィスに所属しています。

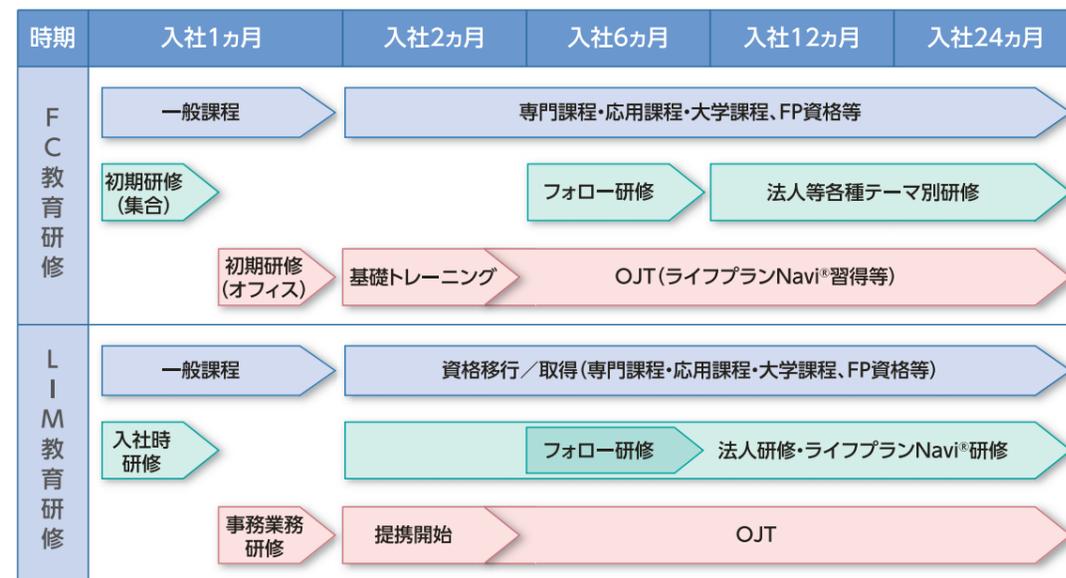
LIM (ライフ・インシュアランス・マネージャー)社員とは

LIM社員は、生命保険販売のプロとして身につけた税務・金融などの幅広い知識・高い業務品質を活かして、もっぱら損害保険代理店のお客さまに対する、代理店との共同募集を主体に活動しています。全国各地の生保支社に所属しています。

(2016年6月現在)

	FC社員	LIM社員
社員数	184名	133名
所属	東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、横浜、福岡などのFCオフィス(全国13オフィス)	各地の生保支社(全国61支社)

[FC/LIMの教育体系]



社会貢献活動

社会貢献活動やスポーツ振興、環境保護活動を通じて、豊かな社会づくりに貢献し、社会やお客さまから信頼される企業でありたいとの理念の下、さまざまな活動を行っています。

いのち・医療に関する活動

お客さまに医療情報をお伝えする活動

日々進化する医療についてわかりやすくお伝えすることも生命保険会社の使命と考え、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に取り組んでいます。先進医療を解説した冊子の製作、専用WEBサイト

での情報発信のほか、脳卒中の予防啓発活動として公益社団法人日本脳卒中協会と共同で「脳卒中プロジェクト」を立ち上げ、市民向けセミナーなどを行っています。詳しくは53・54ページをご参照ください。

世界の子どもにワクチンを贈る活動

かけがえのない「いのち」を大切に守り未来に受け継いでいきたいという思いを込めて、当社商品ブランド「&LIFE(アンドライフ)」の新規契約件数に応じた金額をワクチンなどの購入費用として、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」へ寄付しています。2015年度分としては、ポリオワクチン13万8千人相当分を寄付しています。



©JCV

認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会

世界でワクチンがないために命を落とす子どもは1日4,000人。世界の子どもにワクチンを日本委員会は、ワクチンで救える命のため、ユニセフやWHO、途上国の保健省と連携しながら途上国にワクチンを贈る民間の国際支援団体です。ワクチンだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存するための冷蔵庫などを贈り、支援国が継続的、主体的にワクチンを管理できるように活動をしています。
<http://www.jcv-jp.org>

地域貢献・社員活動

「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備など

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備を行っています。この活動は、よこはま動物園の園内緑化活動計画の一端を当社が担うもので、横浜市の目指す市と企業・市民の協働取り組みでもあります。



社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、社会貢献活動に取り組んでいます。活動内容は、「地域の清掃活動」「チャリティーバザーへの物品提供・参加」「使用済切手等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。



障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、障がい者作業所製品の販売会を開催しています。作業所で作られた製品を購入することで、障がい者の方々の自立を支援する活動として取り組んでいます。



ハートポイント制度による寄付

社員の自発的・積極的な社会貢献活動に対してポイントを付与し、そのポイント総数に応じて当社がNPO法人などに寄付を行う「ハートポイント制度」を実施しています。

取り組みテーマは、いのち・医療に関する活動への参画、地域のボランティア活動参加、募金・チャリティ商品の購入、スポーツ振興活動などとしています。

2015年度分は、この活動によるポイント総数に応じた金額について、公益財団法人 瓦礫を活かす森の長城プロジェクト*に寄付し、東日本大震災の復興支援活動を支援しています。

*2016年7月1日より「公益財団法人 鎮守の森のプロジェクト」に名称を変更しています。

東日本大震災に対する取り組み

当社独自の取り組み

2015年7月、当社本社ビルにおいて、東北地方の名産品を販売する「東北名産品販売会」を開催しました。

当日は、東北6県(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)の人気物産品を販売しました。その他、当社の「ハートポイント制度」において、東日本大震災の復興支援に役立つ活動に寄付を行っています。



MS&ADインシュアランス グループの取り組み

復興支援を継続的に行っていくことを目的に、トウキ苗植え・収穫や日本プロサッカー選手会との共催で南三陸町の小学生を対象に開催しているJリーガー(現役、OB)によるサッカースクールなどにボランティア活動として参画しています。

今後もさまざまな形で東北の復興支援につながる取り組みを継続的に行っていきます。

その他の活動

一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

また、MS&ADインシュアランス グループの企業が一体となって取り組んでいる以下の活動などに、参画しています。

*MS&ADラムサールサポーターズ ~いのち・つなげる・水辺から~

ラムサール条約に登録されている湿地を中心に、水辺の環境を保全する活動。



千葉・谷津干潟でのヨシ刈り

*MS&ADゆにぞんスマイルクラブ

社員有志が毎月の給与から任意の額を拠出し、その資金を社会貢献活動に役立てる活動。



葛西臨海公園での清掃

スポーツ振興

当社は、スポーツ界の第一線で活躍する選手をサポートし、日本のスポーツ界の強化・繁栄ならびに社会貢献の観点から、スポーツの振興に取り組んでいます。

サッカー・視覚障がい者柔道などの選手が当社に在籍し、競技と仕事を両立させながら、活躍しています。

サッカー

当社は、なでしこリーグ(日本女子サッカーリーグ)1部に加盟する「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」を応援しています。このチームに所属する千野晶子選手・安齋結花選手が当社に在籍しています。

2015年度、レギュラーシーズンは、全18試合で8勝8分2敗で第4位、エキサイティングシリーズ上位リーグは、全5試合で1勝3分1敗で第5位、女子サッカーチームの日本一を決める第37回皇后杯全日本女子サッカー選手権大会では、ベスト8の成績を収めています。

また、同リーグ2部の「スフィダ世田谷FC」に所属する花桐なおみ選手も当社に在籍し、活躍しています。今後も当社在籍選手をはじめ各チームを応援し、日本女子サッカーの発展に貢献していきたいと考えています。

また、当社を含むMS&ADインシュアランス グループでは、サッカー日本代表を応援しています。



©JEF UNITED



©SFIDA SETAGAYA

障がい者スポーツの普及・強化を支援

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、NPO 法人日本視覚障害者柔道連盟、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。障がいのある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えています。全日本視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加しています。



視覚障がい者柔道

当社には、米田真由美選手・石井亜弧選手の2名が在籍しています。2015年度は、5月に韓国・ソウルで開催された「ソウル2015 IBSA ワールドゲームス」に日本代表として出場し、米田選手が女子63kg級、石井選手が女子52kg級で5位。11月に開催された「第30回記念全日本視覚障害者柔道大会」では、両選手ともに準優勝の成績を収めました。



環境問題への取り組み

当社は、地球環境問題を経営の重要課題として位置づけ、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努めています。

「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」では社員の果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げ、MS&ADインシュアランスグループの一員として、環境問題への取り組みを積極的に推進しています。また、中期経営計画「Next Challenge 2017」にも、企業品質の向上のために「生命保険会社としての使命を果たし、一層の信頼を集めるCSRの推進」を掲げ、その一環として、以下の環境方針のもと地球環境の保全と改善に向けた取り組みを進めています。

MS&ADインシュアランスグループ環境基本方針

MS&ADインシュアランスグループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念(ミッション)に基づき、環境について経営戦略の一環として次の主要課題を定め、行動基準に沿った取り組みを推進します。環境マネジメントシステムによる継続的な改善に努め、環境関連法規制やMS&ADインシュアランスグループが同意する原則・指針等を遵守します。

主要課題

1. 気候変動の緩和および気候変動への適応
2. 持続可能な資源の利用
3. 環境負荷の低減
4. 生物多様性の保全

行動基準

1. **保険・金融サービス事業を通じた取り組み**
主要課題に貢献する保険・金融サービスを創出し、社会的課題の解決と企業価値の向上に努めます。
2. **事業プロセスにおける取り組み**
事業プロセスを革新的に見直し、資源・エネルギーの効率的利用を図りつつ、品質向上および業務の改善に努めます。
3. **環境啓発および保護活動**
役職員および地域社会や次世代への環境啓発を通じて、ステークホルダーとともに環境保護活動を推進し、信頼と共感を獲得します。

環境マネジメントシステムの推進

当社では、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を、2002年12月以降、維持しています。さらに、2013年4月から、MS&ADインシュアランス グループ共通のマネジメントシステム「MS&ADみんなの地球プロジェクト」を新たに開始して、環境取組のさらなる推進を図っています。



当社の環境活動は、全社員が省エネ・省資源、リサイクル活動の推進を目標に取り組み「全店共通活動」と、本社各部署が環境に配慮したサービスの提供や業務の進め方に関する具体的活動目標を設定し、年間計画を立案・実行する「本社部門活動」との2本柱で進めています。

全店共通活動

1. 紙使用量の削減

両面コピー、2イン1縮小コピー、裏紙の利用などに全社員で取り組んでいます。

2. 電力使用量の削減

最終退出者による共有機器電源オフ、長時間離席時の端末電源オフ、未使用区画の消灯、階段利用の促進、夏季期間中の冷房温度設定、冬季期間中の暖房温度設定などに全社員で取り組んでいます。

3. ガソリン使用量の削減

MS&ADインシュアランス グループとして、自動車保険のご契約者さまなどへお薦めしている「エコ安全ドライブ」に、当社の社有車を運転する社員自らも取り組んでいます。また、Web会議の活用により、社有車による移動自体を削減しています。

本社部門活動

生保かんたんモード(ペーパーレス申込手続き)

2015年5月にリリースした「生保かんたんモード」は、個人契約を対象に、パソコンやタブレット端末で、提案からお申し込み手続きまでをペーパーレスで完了することができる画期的なシステムです。「生保かんたんモード」によって、申し込み手続き書類等がなくなり、省資源・紙使用量の削減につながります。

会社データ

会社データにおいては、注釈がない限り、以下の表記としています。

*2011年度に関する数値は、年度末残高等の年度末状況を表す項目は、三井住友海上あいおい生命の数値を、期間損益等の通期の状況を表す項目は、2011年4月～9月までの旧三井住友海上きらめき生命の数値と三井住友海上あいおい生命の2011年10月～2012年3月の数値を合算して記載しています。

目次

I. 会社の概況および組織

1. 沿革	86
2. 経営の組織	88
3. 店舗網一覧	90
4. 資本金の推移	93
5. 株式の総数	93
6. 株式の状況	93
(1) 種類等	93
(2) 大株主	93
7. 主要株主の状況	93
8. 取締役、執行役員、および監査役	94
9. 会計監査人の氏名または名称	96
10. 従業員の内籍・採用状況	96
11. 平均給与(内勤職員)	96
12. 平均給与(営業職員)	96

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	97
(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い	97
(2) 資産の運用	97
2. 経営方針	97

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	98
2. お客さまからの相談・苦情の件数	101
3. お客さまに対する情報提供の実態	102
4. 商品に対する情報およびデメリット 情報提供の方法	102
5. 代理店教育・研修の概略	102
6. 新規開発商品の状況	102
7. 保険商品一覧	102
8. 情報システムに関する状況	102
9. 公共福祉活動の概況	102

IV. 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	104
2. 損益計算書	109
3. キャッシュ・フロー計算書	111
4. 株主資本等変動計算書	112
5. 債務者区分による債権の状況	113
6. リスク管理債権の状況	113
7. 元本補填契約のある信託に係る 貸出金の状況	113

8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	114
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	115
(1) 有価証券の時価情報	115
(2) 金銭の信託の時価情報	117
(3) デリバティブ取引の時価情報	117
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	119
11. 利源別損益	120
12. 社外の監査体制	120
13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	120
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容	120

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	121
(1) 2015年度決算業績の概況	121
(2) 保有契約高および新契約高	122
(3) 年換算保険料	122
(4) 保障機能別保有契約高	123
(5) 個人保険および個人年金保険契約 種類別保有契約高	124
(6) 異動状況の推移	125
(7) 契約者配当の状況	127
2. 保険契約に関する指標等	128
(1) 保有契約増加率	128
(2) 新契約平均保険金および保有契約 平均保険金(個人保険)	129
(3) 新契約率(対年度始)	129
(4) 解約失効率(対年度始)	129
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)	129
(6) 死亡率(個人保険主契約)	129
(7) 特約発生率(個人保険)	130
(8) 事業費率(対収入保険料)	130
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	130
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	130

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	131
(12) 未だ収受していない再保険金の額	131
(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	131
3. 経理に関する指標等	132
(1) 支払備金明細表	132
(2) 責任準備金明細表	132
(3) 責任準備金残高の内訳	133
(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	133
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	133
(6) 契約者配当準備金明細表	134
(7) 引当金明細表	134
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	134
(9) 資本金等明細表	135
(10) 保険料明細表	135
(11) 保険金明細表	136
(12) 年金明細表	136
(13) 給付金明細表	136
(14) 解約返戻金明細表	136
(15) 減価償却費明細表	137
(16) 事業費明細表	137
(17) 税金明細表	137
(18) リース取引	138
(19) 借入金等残存期間別残高	138
4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)	139
(1) 資産運用の概況	139
(2) 運用利回り	142
(3) 主要資産の平均残高	143
(4) 資産運用収益明細表	143
(5) 資産運用費用明細表	144
(6) 利息及び配当金等収入明細表	144
(7) 有価証券売却益明細表	145
(8) 有価証券売却損明細表	145
(9) 有価証券評価損明細表	145
(10) 商品有価証券明細表	145
(11) 商品有価証券売買高	145
(12) 有価証券明細表	146

(13) 有価証券の残存期間別残高	146
(14) 保有公社債の期末残高利回り	146
(15) 業種別株式保有明細表	147
(16) 貸付金明細表	148
(17) 貸付金残存期間別残高	148
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	148
(19) 貸付金業種別内訳	148
(20) 貸付金使途別内訳	148
(21) 貸付金地域別内訳	148
(22) 貸付金担保別内訳	148
(23) 有形固定資産明細表	149
(24) 固定資産等処分益明細表	149
(25) 固定資産等処分損明細表	150
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	150
(27) 海外投融資の状況	150
(28) 海外投融資利回り	152
(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)	152
(30) 各種ローン金利	152
(31) その他の資産明細表	152
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	152

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制	153
2. 法令遵守の体制	153
3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性	153
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称	153
5. 個人データ保護について	153
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	153

VIII. 特別勘定に関する指標等

IX. 会社およびその子会社等の状況

I. 会社の概況および組織

1. 沿革

旧三井住友海上きらめき生命保険株式会社

- 1996年 8月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社として「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」が資本金100億円で設立（三井海上火災保険株式会社の100%子会社として「三井みらい生命保険株式会社」が資本金100億円で設立）
- 1996年10月 営業開始
終身保険、定期保険、団体定期保険など12商品発売
- 1996年12月 「総合福祉団体定期保険」発売
- 1997年10月 「5年ごと利差配当商品（養老、個人年金など）」発売
- 1998年 4月 「増定期保険」発売
- 1999年 4月 「積立型終身保険」発売
- 2000年 4月 「100歳満了定期保険」発売
- 2001年 1月 「医療保険」「ガン保険」発売
- 2001年 4月 「収入保障特約」発売
「区分料率適用特約」（販売名称“元気You割”）発売
- 2001年10月 「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」と「三井みらい生命保険株式会社」が合併し、「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」発足（資本金230億円）
「定期保険（低解約返戻金型）」発売
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得
- 2002年 4月 「5年ごと利差配当付こども保険」発売
- 2003年 2月 「積立利率変動型終身保険」（販売名称“MS終身”“MS終身α”）発売
- 2003年 4月 「5年ごと利差配当付個人年金保険（無選択特則付）」発売
- 2004年 2月 「無解約返戻金型収入保障保険」「医療保障保険（団体型）」発売
- 2004年 9月 新株発行増資（増資後資本金355億円）
- 2005年 2月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
- 2005年10月 「FC事業部」新設（直販社員によるコンサルティング販売の開始）
- 2005年12月 「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」発売
- 2006年 4月 東京都千代田区神田錦町3-11-1に本社を移転
「無解約返戻金型総合収入保障保険」発売

旧あいおい生命保険株式会社

- 1996年 8月 大東京火災海上保険株式会社の100%出資により「大東京しあわせ生命保険株式会社」が設立
（千代田火災海上保険株式会社の100%出資により「千代田火災エビス生命保険株式会社」が設立）
- 1996年10月 営業開始
- 1997年 4月 「総合福祉団体定期保険」発売
「しあわせスーパー定期Ⅱ」、「しあわせニューライフ」発売
- 1999年10月 「優良体定期保険」、「しあわせスーパー定期Ⅱ99 [優良体]」、「しあわせスーパー終身 [優良体]」、「しあわせスーパー年金 [優良体]」発売
- 2001年 4月 「大東京しあわせ生命保険株式会社」と「千代田火災エビス生命保険株式会社」が合併し、「あいおい生命保険株式会社」発足
- 2002年 2月 「新入院関係特約」発売
- 2002年 4月 「無配当総合福祉団体定期保険」発売
- 2002年 6月 「低解約返戻金型定期保険」、「解約返戻金のない保険契約に関する特則付定期保険」および「解約返戻金のない特約に関する特則付平準定期保険特約」発売
- 2003年 6月 「5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険（低解約返戻金割合70%型）」発売
- 2004年 2月 「がん団信（がん診断保険金特約付団体信用生命保険）」発売
- 2004年 6月 「新収入保障保険ジャストワン（無配当新収入保障保険）」発売
- 2004年11月 「ずっとラック（交通災害割増特約付5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）」発売
- 2005年 4月 米国通貨建個人年金保険「ドル物語」発売
- 2005年 6月 「スーパー終身プレミアム（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」発売
- 2005年 9月 「環境ISO14001:2004」を本店で認証取得
- 2006年 4月 「三大疾病保障付き団体信用生命保険」発売
- 2006年 6月 「あいおい一時払終身保険“ドリームワン”（積立利率変動型一時払終身保険）」発売
- 2006年10月 開業10周年記念新商品「新スーパー終身プレミアム（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」「ジャストワンα（無配当新収入保障保険）」発売

旧三井住友海上きらめき生命保険株式会社

- 2006年10月 開業10周年
- 2006年11月 「新医療保険」発売
- 2007年 4月 「新ガン保険」発売
- 2007年 7月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
- 2008年 6月 保有契約100万件、総資産1兆円を達成
- 2008年 7月 三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる
- 2008年10月 三井住友海上グループ商品ブランド「GK」を導入し、「GK 生命の保険」を展開
- 2009年 4月 販売態勢を拡充し、営業拠点を全国で30ヵ所新設
- 2010年 3月 「新医療保険α」、「新ガン保険α」発売
- 2010年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングスの100%子会社となる
営業拠点を16ヵ所新設
- 2010年 5月 「あいおい生命保険株式会社」との合併合意
- 2010年11月 「あいおい生命保険株式会社」との合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区（旧あいおい生命本店所在地）」
新契約事務プロセス改革を開始
- 2010年12月 収入保障系商品の料率改定
- 2011年 4月 営業拠点を7ヵ所新設
「一時払終身医療保険（低解約返戻金型）」発売

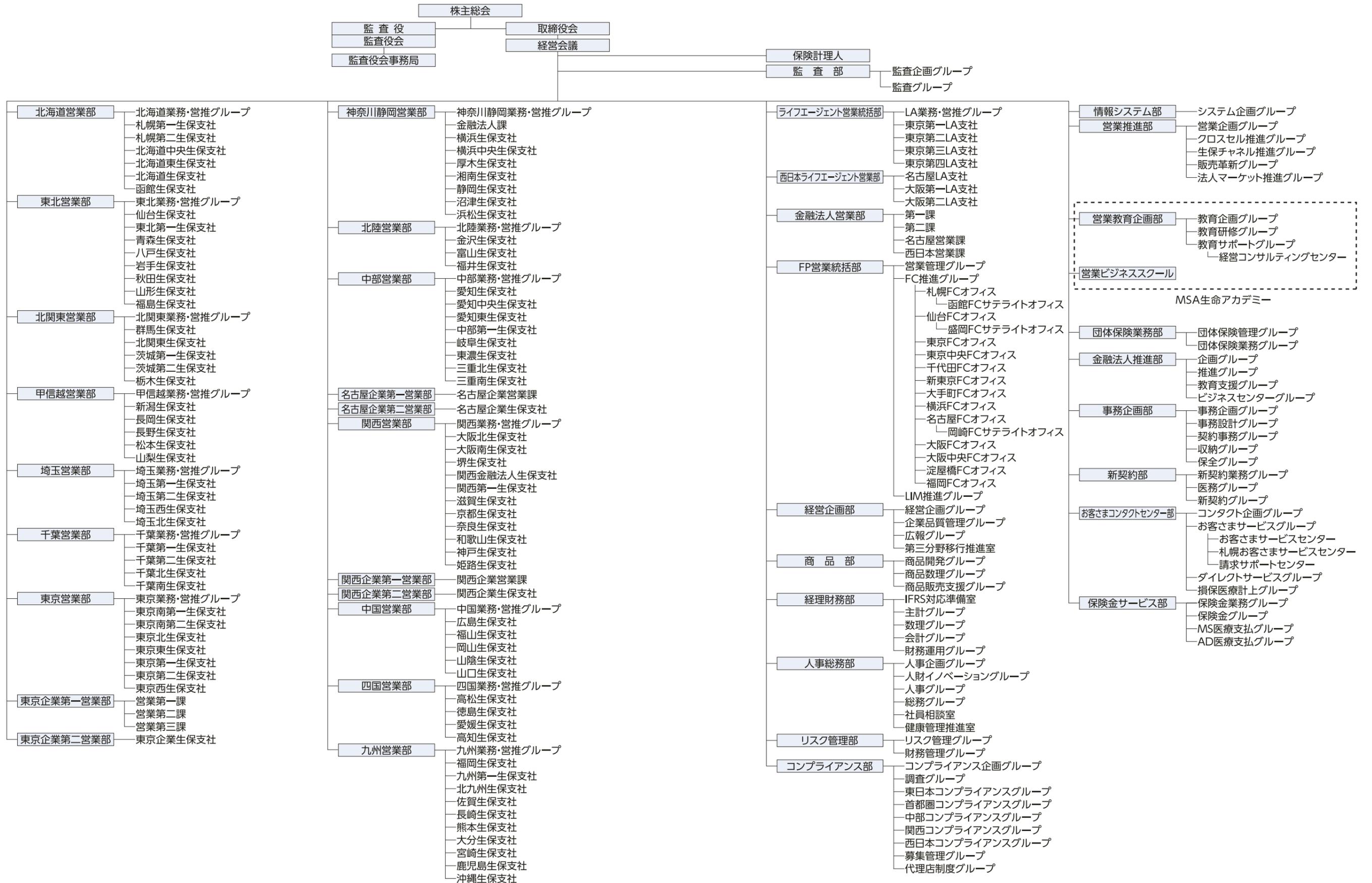
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

- 2011年10月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社誕生
- 2012年 4月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
金融窓販営業部を新設、営業拠点を4ヵ所新設
- 2012年10月 札幌お客さまサービスセンター開設
- 2012年12月 「終身介護保障特約（払込期間中無解約返戻金型）」発売
- 2013年 4月 「初回保険料後払制度」開始
団体保険業務部・業務革新部を新設、営業拠点を13ヵ所新設
- 2013年12月 「&LIFE 新医療保険A」発売
- 2014年 4月 営業拠点を5ヵ所新設
- 2014年10月 東京都中央区新川2-27-2に本社を移転
- 2015年 4月 ライフエージェント営業統括部・西日本ライフエージェント営業部を新設、営業拠点を14ヵ所新設
- 2016年 4月 営業教育企画部・営業ビジネススクールを新設、営業拠点を1ヵ所新設
- 2016年 5月 「&LIFE 新医療保険A⁺プラス」発売

旧あいおい生命保険株式会社

- 2007年 9月 100億円増資（標準責任準備金の一括積立実施）
- 2007年10月 「無選択加入特則付 積立利率変動型個人年金保険（無配当）」発売
- 2007年12月 「新積立利率変動型一時払個人年金保険（無配当）」発売
- 2008年 6月 「プレミアムW（低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険）」「ジャストワンW（無配当新収入保障保険）」発売
- 2008年 7月 新たな社会貢献活動「ハートLIFEプロジェクト」開始
- 2009年 4月 あいおい保険グループ「IOI環境宣言」の公表
- 2009年 6月 新商品女性のための保険「ルナメディカル（無解約返戻金女性総合医療特約付積立利率変動型終身保険）」発売
- 2010年 4月 「あいおい損害保険株式会社」と「ニッセイ同和損害保険株式会社」「三井住友海上グループホールディングス株式会社」が経営統合し、「MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社」を設立し、その傘下となる
- 2010年 5月 「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併合意
- 2010年 9月 東京都中央区日本橋3-1-6に本社を移転
- 2010年11月 「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」との合併に関する基本事項発表 社名「三井住友海上あいおい生命保険株式会社」、存続会社「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」、本店所在地「東京都中央区（旧あいおい生命本店所在地）」
- 2011年 3月 社内託児施設（あいおい生命きずガーデン）開設
- 2011年 4月 18営業部・26支社・2推進室に機構改編し、営業体制強化

2. 経営の組織 (2016年7月1日現在)



MS&ADインシニアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

3. 店舗網一覧(2016年7月1日現在)

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)
本社			
	104-8258	東京都中央区新川2-27-2	03-5539-8300 (大代表)
北海道営業部			
北海道業務・営推グループ	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル 011-213-3358
札幌第一生保支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル 011-213-3958
札幌第二生保支社	060-0807	北海道札幌市北区北七条西5-5-3	札幌千代田ビル 011-728-1351
北海道中央生保支社	070-0032	北海道旭川市二条通9-228-2	旭川道銀ビル 0166-24-4610
北海道東生保支社	085-0018	北海道釧路市黒金町7-4-1	釧路太平洋興発ビル 0154-23-3154
北海道生保支社	053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-1	王子不動産センタービル 0144-33-1311
函館生保支社	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー 0138-22-3726
東北営業部			
東北業務・営推グループ	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル 022-221-8826
仙台生保支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル 022-221-8850
東北第一生保支社	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10	あいおいニッセイ同和損保仙台ビル 022-227-2220
青森生保支社	030-0823	青森県青森市橋本2-19-3	三井住友海上青森ビル 017-734-7630
八戸生保支社	031-0041	青森県八戸市廿三日町28	八戸ウエストビル 0178-43-5765
岩手生保支社	020-0022	岩手県盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル 019-652-1258
秋田生保支社	010-0951	秋田県秋田市山王2-1-43	三井住友海上秋田ビル 018-863-0218
山形生保支社	990-0047	山形県山形市旅籠町3-2-10	三井住友海上山形ビル 023-624-1871
福島生保支社	963-8878	福島県郡山市堤下町11-6	三井住友海上郡山ビル 024-932-0735
北関東営業部			
北関東業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8097
群馬生保支社	371-0023	群馬県前橋市本町2-10-4	三井住友海上前橋ビル 027-223-6732
北関東生保支社	370-0071	群馬県高崎市小八木町895	あいおいニッセイ同和損保高崎ビル 027-361-3122
茨城第一生保支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-18	オカバ水戸ビル 029-222-2822
茨城第二生保支社	300-0037	茨城県土浦市桜町4-3-20	三井生命土浦ビル 029-823-1801
栃木生保支社	320-0035	栃木県宇都宮市伝馬町1-9	宇都宮KSビル 028-636-7217
甲信越営業部			
甲信越業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8123
新潟生保支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代4-4-8	COZMIXIIビル 025-244-0952
長岡生保支社	940-0033	新潟県長岡市今朝白1-8-18	長岡DNビル 0258-32-2352
長野生保支社	380-0935	長野県長野市中御所岡田町53-7	あいおいニッセイ同和損保長野ビル 026-227-1541
松本生保支社	390-0815	長野県松本市深志1-2-11	昭和ビル 0263-32-2835
山梨生保支社	400-0858	山梨県甲府市相生2-3-16	三井住友海上甲府ビル 055-228-5011
埼玉営業部			
埼玉業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8125
埼玉第一生保支社	330-0841	埼玉県さいたま市大宮区東町2-20	三井住友海上大宮東町ビル 048-644-5483
埼玉第二生保支社	330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心4-1	FSKビル 048-600-3651
埼玉西生保支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル 049-246-9503
埼玉北生保支社	360-0037	埼玉県熊谷市筑波1-204	048-521-4189
千葉営業部			
千葉業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル 03-5282-8128
千葉第一生保支社	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル 043-225-6447
千葉第二生保支社	260-0032	千葉県千葉市中央区登戸1-21-8	あいおいニッセイ同和損保千葉ビル 043-238-7039
千葉北生保支社	273-0011	千葉県船橋市湊町2-3-17	湯浅船橋ビル 047-437-0411
千葉南生保支社	292-0805	千葉県木更津市大和1-9-12	あいおいニッセイ同和損保木更津ビル 0438-20-8650
東京営業部			
東京業務・営推グループ	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1972
東京南第一生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1974
東京南第二生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1975
東京北生保支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル 03-3344-2291
東京東生保支社	111-0042	東京都台東区寿4-15-7	三井住友海上浅草寿町ビル 03-3845-6437
東京第一生保支社	103-0027	東京都中央区日本橋3-1-6	あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル 03-3243-1973
東京第二生保支社	170-0013	東京都豊島区池袋1-34-2	あいおいニッセイ同和損保池袋ビル 03-5957-0040
東京西生保支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル 042-526-7389

東京企業第一営業部				
営業第一課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3306
営業第二課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3307
営業第三課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	三井住友海上駿河台新館	03-3259-3308
東京企業第二営業部				
東京企業生保支社	151-8530	東京都渋谷区代々木3-25-3	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル	03-5371-5608
神奈川静岡営業部				
神奈川静岡業務・営推グループ	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-3577
金融法人課	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-7336
横浜生保支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-662-9701
横浜中央生保支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-662-9744
厚木生保支社	243-0018	神奈川県厚木市中町2-8-13	NBF厚木ビル	046-223-1734
湘南生保支社	251-0025	神奈川県藤沢市鶴沼石上1-1-15	藤沢リラビル	0466-23-3913
静岡生保支社	420-0035	静岡県静岡市葵区七間町8-20	毎日江崎ビル	054-221-7875
沼津生保支社	410-0801	静岡県沼津市大手町2-10-14	三井生命沼津大手町第二ビル	055-962-1505
浜松生保支社	430-0944	静岡県浜松市中区田町330-5	遠鉄田町ビル	053-454-1585
北陸営業部				
北陸業務・営推グループ	920-0906	石川県金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル	076-223-9919
金沢生保支社	920-0906	石川県金沢市十間町5	あいおいニッセイ同和損保金沢ビル	076-223-3351
富山生保支社	930-0083	富山県富山市総曲輪1-7-15	日本生命富山総曲輪ビル	076-439-5157
福井生保支社	910-0018	福井県福井市田原1-5-21	三井住友海上福井ビル	0776-22-1796
中部営業部				
中部業務・営推グループ	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2457
愛知生保支社	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-223-4320
愛知中央生保支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-9-15	三井住友海上名古屋しらかわビル	052-223-4340
愛知東生保支社	444-0043	愛知県岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル	0564-21-1141
中部第一生保支社	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄1-49-8	エフ・エムビル	052-238-0357
岐阜生保支社	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-31	岐阜スカイウイング37西棟	058-265-6656
東濃生保支社	507-0033	岐阜県多治見市本町3-101-1	クリスタルプラザ多治見	0572-23-7161
三重北生保支社	510-0074	三重県四日市市鶴の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル	059-351-4085
三重南生保支社	514-0009	三重県津市羽所町700	アスト津	059-227-1235
名古屋企業第一営業部				
名古屋企業営業課	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-203-3201
名古屋企業第二営業部				
名古屋企業生保支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2530
関西営業部				
関西業務・営推グループ	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2834
大阪北生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0086
大阪南生保支社	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3	マルチ難波ビル	06-6634-4311
堺生保支社	590-0952	大阪府堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル	072-222-8071
関西金融法人生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3365
関西第一生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0112
滋賀生保支社	520-0051	滋賀県大津市梅林1-3-10	滋賀ビル	077-522-4153
京都生保支社	600-8090	京都府京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル	075-343-6138
奈良生保支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町3-4-29	大宮西田ビル	0742-34-3911
和歌山生保支社	640-8153	和歌山県和歌山市三木町台所町7	三井住友海上和歌山ビル	073-424-6472
神戸生保支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル	078-331-8759
姫路生保支社	670-0964	兵庫県姫路市豊沢町140	新姫路ビル	079-289-2040
関西企業第一営業部				
関西企業営業課	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル	06-6229-3242
関西企業第二営業部				
関西企業生保支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-0115

MS&A Dインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

中国営業部				
中国業務・営推グループ	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8205
広島生保支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-5811
福山生保支社	720-0065	広島県福山市東桜町1-21	エストパルク	084-923-3332
岡山生保支社	700-0904	岡山県岡山市北区柳町1-12-1	岡山柳町ビル	086-225-1322
山陰生保支社	690-0003	島根県松江市朝日町589-2	マルデビル	0852-60-0622
山口生保支社	745-0073	山口県周南市代々木通2-48	三井住友海上徳山ビル	0834-21-5280

四国営業部				
四国業務・営推グループ	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2134
高松生保支社	760-0042	香川県高松市大工町1-1	あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル	087-825-2661
徳島生保支社	770-0856	徳島県徳島市中洲町2-6	三井住友海上徳島ビル	088-623-6207
愛媛生保支社	790-0878	愛媛県松山市勝山町2-12-7	三井住友海上松山ビル	089-931-6257
高知生保支社	780-0053	高知県高知市駅前町4-15	西山ビル	088-822-7112

九州営業部				
九州業務・営推グループ	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-1101
福岡生保支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0176
九州第一生保支社	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0115
北九州生保支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町2-2-1	新小倉ビル本館	093-541-1351
佐賀生保支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45	三井生命佐賀駅前ビル	0952-24-9144
長崎生保支社	850-0036	長崎県長崎市五島町3-25	松藤ビル	095-825-3131
熊本生保支社	860-0012	熊本県熊本市中央区紺屋今町1-5	熊本辛島公園ビル	096-353-3021
大分生保支社	870-0029	大分県大分市高砂町2-50	オアシスひろば21	097-534-2360
宮崎生保支社	880-0905	宮崎県宮崎市中村西1-1-6	あいおいニッセイ同和損保宮崎ビル	0985-64-0223
鹿児島生保支社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町18-1	南国センタービル	099-206-0751
沖縄生保支社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-7-1	琉球リース総合ビル	098-862-2229

ライフエージェント営業統括部				
LA業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7230
東京第一LA支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8862
東京第二LA支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7972
東京第三LA支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8864
東京第四LA支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8960

西日本ライフエージェント営業部				
名古屋LA支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2512
大阪第一LA支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-2753
大阪第二LA支社	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3010

金融法人営業部				
第一課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2		03-5539-8312
第二課	104-8258	東京都中央区新川2-27-2		03-5539-8313
名古屋営業課	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-15	スギビル	052-252-2492
西日本営業課	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3383

FP営業統括部				
札幌FCオフィス	060-8631	北海道札幌市中央区北三條西2-6	札幌MTビル	011-213-3970
函館FCサテライトオフィス	040-0063	北海道函館市若松町14-10	函館ツインタワー	0138-24-0013
仙台FCオフィス	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-212-2636
盛岡FCサテライトオフィス	020-0022	岩手県盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル	019-604-9730
東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京中央FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8747
千代田FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-7932
新東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
大手町FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8503
横浜FCオフィス	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-671-1544
名古屋FCオフィス	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル	052-238-1536
岡崎FCサテライトオフィス	444-0043	愛知県岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル	0564-65-2280
大阪FCオフィス	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0072
大阪中央FCオフィス	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0014
淀屋橋FCオフィス	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2810
福岡FCオフィス	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-6-36	あいおいニッセイ同和損保福岡大名ビル	092-752-0144

4. 資本金の推移

年 月	増資額	増資後資本金	摘 要
1996年 8 月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合 併
2004年 9 月	12,500百万円	35,500百万円	増 資

5. 株式の総数(2016年7月1日現在)

発行可能株式総数	1,000千株
発行済株式の総数	960千株
株 主 数	1名

6. 株式の状況(2016年7月1日現在)

(1) 種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	960千株	-

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	960千株	100%	-	-

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況(2016年7月1日現在)

名 称	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
本 社 所 在 地	東京都中央区新川二丁目27番2号
資 本 金	100,000百万円
主要な事業の内容	子会社の経営管理およびそれに付帯する業務
設 立 年 月 日	2008年4月1日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	100%

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

8.取締役、執行役員、および監査役 (2016年7月1日現在)

男性 18 名 女性 0 名 (取締役、執行役員および監査役のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	たんぼ ひとしげ 丹保 人重 (1960年2月2日生)	1982年 4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2013年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任 2016年 4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	・業務全般統括
取締 役 副社長執行役員 (代表取締役)	うえの しん 上野 晋 (1954年5月9日生)	1977年 4月 大東京火災海上保険株式会社(2001年に千代田火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社と合併しあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2007年 7月 あいおい損害保険株式会社常務役員 2008年 6月 あいおい損害保険株式会社取締役 執行役員 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 執行役員 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 2013年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員 2015年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 専務執行役員退任 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員退任 2015年 4月 当社取締役 副社長執行役員(現職)	・社長補佐 ・MSA生命アカデミー ・情報システム部 ・営業推進部 ・営業教育企画部 ・営業ビジネススクール
取締 役 専務執行役員 企業 担当	いしい ひろあき 石井 浩明 (1957年11月15日生)	1980年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2012年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 2015年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員退任 2015年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・東京企業第一営業部 ・東京企業第二営業部 ・名古屋企業第一営業部 ・名古屋企業第二営業部 ・関西企業第一営業部 ・関西企業第二営業部
取締 役 専務執行役員	ひらの みきと 平野 幹人 (1959年12月8日生)	1982年 4月 千代田火災海上保険株式会社(2001年に大東京火災海上保険株式会社と合併しあいおい損害保険株式会社に社名変更。さらに2010年、ニッセイ同和損害保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2006年 4月 あいおい生命保険株式会社執行役員 2011年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 2014年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 2015年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 2016年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員退任 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員退任 2016年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・商品部 ・団体保険業務部 ・事務企画部 ・新契約部 ・お客さまコンタクトセンター部 ・保険金サービス部
取締 役 専務執行役員 首都圏地区担当	かじ しろう 加治 資朗 (1960年4月28日生)	1983年 4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2016年 3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2016年 4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・埼玉営業部 ・千葉営業部 ・東京営業部 ・神奈川静岡営業部
取締 役 常務執行役員	おち しゅうへい 越智 修平 (1958年4月5日生)	1981年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2005年 4月 三井住友海上火災保険株式会社出向 人事総務部長 2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社復職 2011年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2011年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員 営業推進部長 2011年10月 当社執行役員 営業推進部長 2014年 4月 当社常務執行役員 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・経営企画部 ・経理財務部 ・人事総務部 ・監査部
常務執行役員 中 日 本・ 関西地区担当	あべ ひさお 安部 久雄 (1958年11月25日生)	1982年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2004年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 営業研修部長 2007年 7月 あいおい生命保険株式会社出向 契約業務部長 2009年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 執行役員 契約業務部長 2011年10月 当社出向 理事 事務企画部長 2013年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2013年 4月 当社執行役員 業務革新部長 2014年 4月 当社執行役員 2016年 4月 当社常務執行役員(現職)	・北陸営業部 ・中部営業部 ・関西営業部

役職名	氏名(生年月日)	略 歴	担当業務
取締 役 常務執行役員	こいずみ ようじ 小泉 曜司 (1958年9月29日生)	1981年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社出向 企画部長 2011年10月 当社出向 商品部長 2013年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2013年 4月 当社上席理事 商品部長 2014年 4月 当社取締役 執行役員 2016年 4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・リスク管理部 ・コンプライアンス部 ・監査部
執行 役員 東日本地区担当	しまむら ゆういち 島村 裕一 (1959年6月15日生)	1982年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2009年 4月 三井住友海上火災保険株式会社出向 企画部長 2009年11月 三井住友海上火災保険株式会社出向 企画部長兼統合推進室長 2011年10月 当社出向 企画部特命部長 2012年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2012年 4月 当社執行役員 2013年 4月 当社執行役員 東京企業第一営業部長 2014年 4月 当社執行役員(現職)	・北海道営業部 ・東北営業部 ・北関東営業部 ・甲信越営業部
執行 役員	はっとり てつお 服部 哲雄 (1959年6月8日生)	1982年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社出向 金融窓販推進部長 2011年10月 当社出向 金融窓販推進部長 2013年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2013年 4月 当社上席理事 金融窓販推進部長 2014年 4月 当社執行役員 営業推進部長 2016年 4月 当社執行役員(現職)	・金融法人営業部 ・FP営業統括部 ・金融法人推進部
執行 役員	たけはら ひでゆき 竹原 秀幸 (1961年1月21日生)	1983年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 2011年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 コンプライアンス・リスク統括部長 2011年10月 当社出向 コンプライアンス部長 2014年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2014年 4月 当社執行役員 企画部長 2015年 4月 当社執行役員 経営企画部長(現職)	
執行 役員 西日本地区担当	たなか かつじ 田中 克治 (1957年10月16日生)	1981年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 2012年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2012年 4月 当社理事 2013年 4月 当社理事 東京企業第二営業部長 2014年 4月 当社上席理事 東京企業第二営業部長 2015年 4月 当社執行役員(現職)	・中国営業部 ・四国営業部 ・九州営業部
執行 役員	ちが ひろあき 千賀 啓明 (1960年1月27日生)	1982年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2015年 3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2015年 4月 当社上席理事 情報システム部長 2016年 4月 当社執行役員(現職)	
取締 役 (非常勤)	えんどう たかおき 遠藤 隆興 (1960年9月30日生)	1983年 4月 千代田火災海上保険株式会社入社 2008年 4月 あいおい生命保険株式会社出向 執行役員 企画部長 2011年10月 当社出向 上席理事 企画部長 2013年 4月 当社出向 取締役 執行役員 企画部長 2015年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 総合企画部長(現職) 2016年 4月 当社取締役(現職)	
監 査 役 (常勤)	ぎくら もとき 櫻 基樹 (1955年12月27日生)	1979年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2009年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2012年 3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2012年 4月 当社取締役 専務執行役員 2016年 3月 当社取締役 専務執行役員退任 2016年 6月 当社監査役(現職)	
監 査 役 (非常勤)	はた ひろゆき 羽田 宏之 (1960年6月20日生)	1985年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2008年 6月 三井住友海上火災保険株式会社監査役 2010年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社経理部長 2011年10月 当社監査役(現職) 2016年 4月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社執行役員 経理部長(現職)	
社外監査役	やぎ あつし 八木 厚 (1953年7月17日生)	1977年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2009年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 (アジア持株会社事業)退職 (MSIG Holdings(Asia) 出向)CEO 2011年 1月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 (アジア持株会社事業)退職 (MSIG Holdings(Asia) 出向)取締役会長 兼 CEO 2011年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 兼 (アジア持株会社事業) MSIG Holdings(Asia)取締役会長 2012年 3月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員 退任 MSIG Holdings(Asia)取締役会長 退任 2012年 4月 三井生命保険株式会社専務執行役員 2012年 6月 三井生命保険株式会社取締役 専務執行役員 2016年 3月 三井生命保険株式会社取締役 専務執行役員退任 2016年 6月 当社監査役(現職)	
社外監査役	こばやし まさゆき 小林 昌之 (1960年8月2日生)	1984年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 2016年 3月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社退職 2016年 4月 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社監査役(現職) au損害保険株式会社監査役(現職) 2016年 6月 当社監査役(現職)	

MS&ADインシュアランス
グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

9. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数（年度末）		採用数		2015年度末	
	2014年度	2015年度	2014年度	2015年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	2,142名	2,190名	250名	208名	40.8歳	6.7年
（男 子）	1,036	1,050	105	98	44.5	7.1
（女 子）	1,106	1,140	145	110	37.4	6.3
営業職員	402	364	82	43	44.2	5.2
（男 子）	380	346	74	41	44.3	5.3
（女 子）	22	18	8	2	42.5	3.3

(注)上記には三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの出向者を含みます。

11. 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	2015年3月	2016年3月
内勤職員	408	418

(注)平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

12. 平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区分	2015年3月	2016年3月
営業職員	432	438

(注)平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスをわかりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ① 保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ② お客さまの声に基づく業務の改善、企業品質の向上
- ③ 社員・代理店に対する教育・指導
- ④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用対象の大部分を占める債券につきましては、格付けの高い銘柄に限定し、信用リスクの軽減に努めています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

M&Aグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当期のわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善傾向がみられたものの、中国をはじめとする新興国の景気減速や原油価格の下落の影響等により、景気回復に遅れが見られました。

生命保険業界におきましては、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化によって、生命保険に対するお客さまのニーズが多様化しており、よりきめ細かな商品・サービスの提供等、一層の企業努力が求められています。

このような情勢の中、当社は、MS&ADインシュアランスグループ(以下、「MS&ADグループ」といいます。)(の「経営理念、経営ビジョン、行動指針」の下で、業界トップ水準の品質と飛躍的な成長の実現を目的に、2014年4月、2014年度から2017年度を対象期間とする中期経営計画「Next Challenge 2017」を策定し、以下の「目指す姿」の実現に向けて取り組んでおります。

【目指す企業像】

- ・お客さま目線で、最高品質の商品・サービスを提供する
- ・グループ中核生保会社として、飛躍的な成長と持続的な収益向上を実現する
- ・社員一人ひとりが自ら考えチャレンジし、会社とともに成長する

当期の具体的な事業の経過および成果等は、以下のとおりであります。

営業態勢につきましては、2014年4月に営業拠点の拡充および要員の増強を実施するとともに、代理店における生保販売力の強化、お客さま対応力の向上、コンプライアンスの徹底等に取り組まれました。地域に密着し、常にお客さまと接点を持てる専業代理店を中心に、お客さまとの信頼関係のさらなる向上を目的としたアフターフォロー活動の取組みを強化いたしました。

また、当社を含むMS&ADグループの機能別再編の一環として、2014年4月以降、MS&ADグループとして新規に販売する第三分野長期契約の商品供給機能を当社に一元化し、順調に推移しております。さらに、三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が保有する第三分野長期契約に関する保全・保険料収納や保険金等支払業務を両社より受託し、2015年1月以降、順次着手し、2015年4月から全業務をスタートいたしました。

商品につきましては、お客さまのニーズに応えられるよう2015年9月に定期保険等の保険料率を改定いたしました。

契約引受態勢につきましては、社会情勢の変化に機敏に対応するとともに、業務運営の円滑化を目的とした事務・システム面の改善、高度な専門知識を有する人財の育成に引き続き努めました。また、満70歳以上のお客さまへの募集に際し、契約時にお客さまの親族等のご同席を原則必須とするとともに、募集人に募集状況の報告を求めるなど、募集ルールを2015年5月に改定いたしました。(当社は、人材は「財産」であるとの考えのもと、「人財」と表記しております。)

さらに、募集活動そのもののプロセスを抜本的に見直す「募集プロセス改革」に取り組んでいます。契約申込みに際して現金の用意が不要(キャッシュレス)な「初回保険料後払制度」(2013年度導入)に続き、

代理店が所有するパソコン、タブレット端末等の画面上で申込手続き(ペーパーレス)が完結する「生保かんたんモード」の導入を2015年5月から開始しました。

契約保全態勢につきましては、契約内容の変更を希望されるお客さまから専用電話で当社のお客さまサービスセンターへ直接申し出ただき、書類の郵送から手続完了までを取り扱う「ダイレクトサービス」を積極推進し、2015年度のお取扱い件数が約42万件になる等、利便性の高いサービスとして多くのお客さまにご利用いただきました。また、「ご高齢のお客さまの現況を定期的にフォローする」「携帯電話番号やご家族の連絡先等の『第二連絡先』をお届けいただく」等、超高齢社会の進展を踏まえた高齢者向けのサービスを2015年10月から開始いたしました。

保険金等支払管理態勢につきましては、専門知識を有する人財の育成、迅速かつ適切なお支払いに注力したほか、保険金等の請求をお申し出いただきながら請求書を提出されていないお客さまに対する手続きサポートを積極推進するなど、お客さま満足の向上に向けた取組みを強化いたしました。

システムにつきましては、「生保かんたんモード」の他、お客さまの携帯電話等を利用した「ネット口座振替登録」を導入し、ご契約時の利便性をさらに向上したほか、MS&ADグループ機能別再編に関連したシステム開発などを順次実施いたしました。また、サイバー攻撃への対策および訓練を実施しシステムセキュリティの実効性を高めるなど、システムの安定稼働の維持・向上を図っています。

資産の運用につきましては、安全性・流動性に留意しつつ、国内公社債を中心に、一部外国証券へも分散投資を実施いたしました。

また、2015年10月、保険金等の支払業務を行う拠点を大阪市に設け、首都直下地震の発災等、有事の際の事業継続態勢を強化いたしました。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、当期は、保険料等収入が4,622億円、資産運用収益が477億円、その他経常収益が25億円となり、これらを合計した経常収益は5,125億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,752億円、責任準備金等繰入額が2,303億円、資産運用費用が20億円、事業費が750億円、その他経常費用が111億円となりました結果、4,939億円となりました。

この結果186億円の経常利益となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は60億円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府の各種政策推進により雇用・所得環境の改善が続くことが期待されるものの、引き続き一部新興国の景気下振れや原油価格の下落の影響等により、楽観を許さない状況が続くものと思われれます。

また、生命保険業界におきましては、市場金利環境が変化中、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層の商品・サービスの充実、健全かつ適正な業務運営および財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが求められています。

このような事業環境の下、当社は、中期経営計画「Next Challenge 2017」の確実な実行に向けて、2016年度および2017年度を対象期間とする中期経営計画「Next Challenge 2017 ステージ2」を策定いたしました。この計画の実行を通じて、生命保険事業のより効率的な運営およびERM経営の推進を図るとともに、事業活動を通じて社会に貢献し、MS&ADグループの中核生保会社として、一層の品質の向上と成長・収益向上の両立に向けた取組みをさらに加速してまいります。

具体的には、ERM態勢の構築と収益力の向上により事業基盤を一層強化するとともに、多様なお客さまニーズに対応した商品を迅速に開発・提供いたします。品質面においては、事務指標の改善に加え、すべての業務プロセスにおいてお客さま目線で考え行動することで、最高の品質を実現し、お客さまの安心・信頼につなげてまいります。

また、第三分野長期契約の商品供給機能の当社への一元化および契約保全・保険料収納・保険金等支払業務の当社受託等を通じて、グループシナジーを発揮し、飛躍的な成長を実現してまいります。

当社は、引き続き、お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

(注)金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからの相談・苦情の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心掛け、お客さまへのサービスの充実に努めています。

<お客さまからのご相談(お申し出・ご照会)>

2015年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご相談(お申し出・ご照会)の件数は、676,005件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご相談(2015年4月~2016年3月お客さまサービスセンター受付分)
(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご加入相談・資料請求	2,434	0.4%
契約内容変更等の手続きに関して	391,171	57.9%
契約者貸付に関して	39,269	5.8%
保険料払込に関して	27,994	4.1%
保険金・給付金に関して	126,852	18.8%
税金・控除証明書に関して	30,098	4.5%
保険内容の照会・その他	58,187	8.6%
合 計	676,005	100.0%

<お客さまからの苦情>

2015年度に全店でお受けした苦情の件数は、4,625件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の表明」と定めています。

お客さまからの苦情(2015年4月~2016年3月全店受付分)
(単位：件)

内 容	件 数	占 率
ご加入手続きに関して	1,127	24.4%
契約内容変更等の手続きに関して	983	21.2%
保険料払込に関して	452	9.8%
保険金・給付金に関して	1,365	29.5%
その他のご不満に関して(注)	698	15.1%
合 計	4,625	100.0%

(注)「生命保険料控除証明書」に関するご不満、契約後のアフターフォローに関するご不満など。

3. お客さまに対する情報提供の実態

55ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

4. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

59ページに掲載しています「商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

75ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

2015年度は該当ありません。

7. 保険商品一覧

61ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

- (1) 保険料率計算で使用する予定利率や標準利率、事業費率、死亡率等の設定を簡易にする対応を行い、新商品開発や保険料率改定にかかる期間を短縮するなど当社基幹システムを改善しました。
- (2) お客さまのお申込み書類の成立処理などを行う「新契約イメージワークフローシステム」のサーバー等各種機器の入れ替えを実施し、システムの安定稼働の維持・向上を図りました。
- (3) お客さまの利便性向上やさらなる業務品質の向上に資する生命保険の申し込み手続きの改革として、2015年5月よりお申し込みのペーパーレス(電子化)手続き「生保かんたんモード」のシステムを開発しました。タブレット端末などでのお申し込み手続きにより、保険契約の成立までが可能となるなど、大幅に利便性および簡便性の向上を図りました。
- (4) 金融ISAC(金融機関間でサイバー攻撃に関する情報を共有する一般社団法人)に加盟して情報収集対策を行うなど、サイバーセキュリティ対策のさらなる強化を図りました。
- (5) 大規模災害発生時でもシステムを停止することなく業務を継続するために、当社基幹システムのオフサイトバックアップシステム基盤を大阪市に設置しました。これにより、災害発生時にも保険金のお支払いや保険契約のお引き受けなどの事業継続対応を可能にしました。

9. 公共福祉活動の概況

77ページに掲載しています「CSR活動」をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経常収益	356,313	465,664	461,125	487,594	512,568
経常利益	2,624	7,459	17,462	15,937	18,647
基礎利益	4,912	5,847	15,395	16,111	19,437
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 8,950	458	6,681	4,406	6,041
資本金	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500
(発行済株式の総数)	(960千株)	(960千株)	(960千株)	(960千株)	(960千株)
総資産	2,136,662	2,436,264	2,636,052	3,009,263	3,229,031
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	1,812,538	2,019,481	2,214,832	2,433,517	2,661,796
貸付金残高	46,325	47,656	49,470	51,282	52,677
有価証券残高	1,848,241	2,102,671	2,285,544	2,548,787	2,765,411
ソルベンシー・マージン比率	1,212.8%	1,309.8%	1,264.9%	1,429.9%	1,598.4%
従業員数	2,283名	2,366名	2,421名	2,544名	2,554名
保有契約高	23,058,864	25,240,250	26,230,024	27,195,528	29,094,733
個人保険	17,359,229	19,317,482	20,317,959	21,127,677	21,831,090
個人年金保険	703,269	757,139	787,086	766,354	744,933
団体保険	4,996,365	5,165,629	5,124,978	5,301,496	6,518,709
団体年金保険保有契約高	477	429	399	369	351

- (注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2014年度末	2015年度末	科目	2014年度末	2015年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	22,693	73,084	保険契約準備金	2,463,382	2,696,520
現金	0	0	支払備金	22,786	24,858
預貯金	22,693	73,084	責任準備金	2,433,517	2,661,796
コールローン	1,642	-	契約者配当準備金	7,077	9,865
債券貸借取引支払保証金	326,525	275,350	代理店借	5,395	5,013
有価証券	2,548,787	2,765,411	再保険借	272	262
国債	1,483,742	1,680,750	その他負債	341,806	289,830
地方債	115,568	123,431	債券貸借取引受入担保金	328,168	277,880
社債	758,835	710,132	未払法人税等	2,787	1,995
株式	1,633	1,315	未払金	114	137
外国証券	184,942	246,210	未払費用	5,729	5,788
その他の証券	4,064	3,570	前受収益	0	0
貸付金	51,282	52,677	預り金	81	87
保険約款貸付	51,282	52,677	金融派生商品	636	105
有形固定資産	5,509	4,752	リース債務	3,093	2,695
建物	681	673	資産除去債務	422	426
リース資産	2,853	2,474	仮受金	773	712
その他の有形固定資産	1,974	1,604	退職給付引当金	1,874	2,187
無形固定資産	14,674	16,768	役員退職慰労引当金	41	34
ソフトウェア	3,507	5,023	特別法上の準備金	4,527	5,230
その他の無形固定資産	11,167	11,745	価格変動準備金	4,527	5,230
代理店貸	211	139	繰延税金負債	22,823	30,221
再保険貸	1,207	860	負債の部合計	2,840,124	3,029,301
その他資産	36,794	40,062	(純資産の部)		
未収金	27,555	28,950	資本金	35,500	35,500
前払費用	1,761	1,632	資本剰余金	43,688	43,688
未収収益	6,666	7,098	資本準備金	13,214	13,214
預託金	316	324	その他資本剰余金	30,473	30,473
金融派生商品	104	1,673	利益剰余金	△ 4,501	1,539
仮払金	364	358	その他利益剰余金	△ 4,501	1,539
その他の資産	24	24	繰越利益剰余金	△ 4,501	1,539
貸倒引当金	△ 64	△ 76	株主資本合計	74,686	80,727
資産の部合計	3,009,263	3,229,031	その他有価証券評価差額金	94,452	119,001
			評価・換算差額等合計	94,452	119,001
			純資産の部合計	169,139	199,729
			負債及び純資産の部合計	3,009,263	3,229,031

注記事項

2014年度末	2015年度末
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法により行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により行っております。 ・リース資産(所有権移転外ファイナンスリース取引) リース期間に基づく定額法により行っております。 <p>4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年</p> <p>8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>(1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>「個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分した上で、小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。</p> <p>なお、国内外の会計・規制動向や最近の運用環境等を踏まえ、当年度より、当該保有目的区分を設定しております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法により行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により行っております。 ・リース資産(所有権移転外ファイナンスリース取引) リース期間に基づく定額法により行っております。 <p>4. 無形固定資産の減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務見込額並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10年</p> <p>8. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなることから、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p> <p>11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>(1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>

グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

2014年度末	2015年度末
<p>13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM（資産・負債の総合管理）を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部高格付けの外国公社債に投資しております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」として保有しております。</p> <p>金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。</p> <p>当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。</p> <p>a. 市場リスクの管理</p> <p>資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有残高や評価損率に適切な限度レベルを設定する等により管理しております。また、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベシスポイントバリュ）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかモニタリングしております。さらに、市場リスクのVaR（バリュアットリスク）を参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。</p> <p>b. 信用リスクの管理</p> <p>個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。債券発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別と信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。</p> <p>c. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保し、資金調達に係る流動性リスク管理を行っております。</p>	<p>13. 平成27年度において当社が属するMS&ADインシュアランスグループの有形固定資産の減価償却の方法に関する会計方針が変更されることを契機として当社における有形固定資産の使用実態を改めて検討した結果、その耐用年数にわたり安定的に利用される見込みであることから、耐用年数にわたって均等に費用配分を行う定額法を採用することが、有形固定資産の使用実態を適切に反映するものであり、当社におけるより適正な期間損益計算に資するものと判断されたため、当期より、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法を定率法から定額法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前当期純利益は283百万円増加しております。</p> <p>14. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM（資産・負債の総合管理）を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部高格付けの外国公社債に投資しております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>保有する金融商品は、内外の公社債を中心とした有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」及び「責任準備金対応債券」として保有しております。</p> <p>金融商品に係るリスクは、金利、為替等の変動による市場リスク、債券発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。</p> <p>当社は為替の変動による市場リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。</p> <p>a. 市場リスクの管理</p> <p>資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有残高や評価損率に適切な限度レベルを設定する等により管理しております。また、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベシスポイントバリュ）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかモニタリングしております。さらに、市場リスクのVaR（バリュアットリスク）を参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。</p> <p>b. 信用リスクの管理</p> <p>個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。債券発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報やマーケットデータの把握を定期的に行うとともに、格付別と信残高の限度レベルを設定する等により管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。</p> <p>c. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を十分に保有すると共に、当座借越等の資金調達手段を確保し、資金調達に係る流動性リスク管理を行っております。</p>

2014年度末	2015年度末																																																																																																
<p>また、流動性リスクに係る管理諸規程に従い、資金の流出入計画を作成し管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めております。平常時では、保険料等の入金で保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>22,693</td> <td>22,693</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>1,642</td> <td>1,642</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td>326,525</td> <td>326,525</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,548,344</td> <td>2,652,619</td> <td>104,275</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>910,370</td> <td>1,014,645</td> <td>104,275</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>1,637,974</td> <td>1,637,974</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>51,282</td> <td>51,282</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>51,282</td> <td>51,282</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品*1</td> <td>(531)</td> <td>(531)</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ益が確認されているもの</td> <td>(531)</td> <td>(531)</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金*2</td> <td>(328,168)</td> <td>(328,168)</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p>① 現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>② 有価証券</p> <p>これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。</p> <p>なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、442百万円です。</p> <p>③ 貸付金</p> <p>当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>④ 金融派生商品</p> <p>為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。</p> <p>14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、287,331百万円です。</p> <p>15. 有形固定資産の減価償却累計額は、3,282百万円です。</p> <p>16. 関係会社に対する金銭債権の総額は、63百万円です。</p> <p>17. 繰延税金資産の総額は15,504百万円、繰延税金負債の総額は38,205百万円です。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は122百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生の原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額8,757百万円、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,749百万円及び価格変動準備金1,303百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額38,205百万円です。</p> <p>18. 当期における法定実効税率は30.73%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は46.10%です。</p> <p>その差異の主な内訳は、税率変更による影響額12.61%、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異1.69%及び住民税均等割額に係る差異0.97%です。</p> <p>19. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	22,693	22,693	－	コールローン	1,642	1,642	－	債券貸借取引支払保証金	326,525	326,525	－	有価証券	2,548,344	2,652,619	104,275	満期保有目的の債券	910,370	1,014,645	104,275	その他有価証券	1,637,974	1,637,974	－	貸付金	51,282	51,282	－	保険約款貸付	51,282	51,282	－	金融派生商品*1	(531)	(531)	－	ヘッジ益が確認されているもの	(531)	(531)	－	債券貸借取引受入担保金*2	(328,168)	(328,168)	－	<p>また、流動性リスクに係る管理諸規程に従い、資金の流出入計画を作成し管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めております。平常時では、保険料等の入金で保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>73,084</td> <td>73,084</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td>275,350</td> <td>275,350</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,764,968</td> <td>3,015,931</td> <td>250,962</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>1,056,254</td> <td>1,293,985</td> <td>237,731</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>61,146</td> <td>74,377</td> <td>13,231</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>1,647,567</td> <td>1,647,567</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>52,677</td> <td>52,677</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>52,677</td> <td>52,677</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品*1</td> <td>1,568</td> <td>1,568</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ益が確認されているもの</td> <td>1,568</td> <td>1,568</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金*2</td> <td>(277,880)</td> <td>(277,880)</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p>① 現金及び預貯金、債券貸借取引支払保証金及び債券貸借取引受入担保金</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>② 有価証券</p> <p>これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。</p> <p>なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、442百万円です。</p> <p>③ 貸付金</p> <p>当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>④ 金融派生商品</p> <p>為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。</p> <p>15. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、218,572百万円です。</p> <p>16. 有形固定資産の減価償却累計額は、3,853百万円です。</p> <p>17. 関係会社に対する金銭債権の総額は、66百万円です。</p> <p>18. 繰延税金資産の総額は16,177百万円、繰延税金負債の総額は46,278百万円です。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は119百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生の原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額9,858百万円、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,280百万円及び価格変動準備金1,464百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額46,278百万円です。</p> <p>19. 当期における法定実効税率は28.80%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は31.93%です。</p> <p>その差異の主な内訳は、税率変更による影響額4.69%、過年度法人税等△1.99%、税額控除△1.91%、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異1.45%及び住民税均等割額に係る差異0.98%です。</p> <p>20. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げが行われることとなりました。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金及び預貯金	73,084	73,084	－	債券貸借取引支払保証金	275,350	275,350	－	有価証券	2,764,968	3,015,931	250,962	満期保有目的の債券	1,056,254	1,293,985	237,731	責任準備金対応債券	61,146	74,377	13,231	その他有価証券	1,647,567	1,647,567	－	貸付金	52,677	52,677	－	保険約款貸付	52,677	52,677	－	金融派生商品*1	1,568	1,568	－	ヘッジ益が確認されているもの	1,568	1,568	－	債券貸借取引受入担保金*2	(277,880)	(277,880)	－
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																														
現金及び預貯金	22,693	22,693	－																																																																																														
コールローン	1,642	1,642	－																																																																																														
債券貸借取引支払保証金	326,525	326,525	－																																																																																														
有価証券	2,548,344	2,652,619	104,275																																																																																														
満期保有目的の債券	910,370	1,014,645	104,275																																																																																														
その他有価証券	1,637,974	1,637,974	－																																																																																														
貸付金	51,282	51,282	－																																																																																														
保険約款貸付	51,282	51,282	－																																																																																														
金融派生商品*1	(531)	(531)	－																																																																																														
ヘッジ益が確認されているもの	(531)	(531)	－																																																																																														
債券貸借取引受入担保金*2	(328,168)	(328,168)	－																																																																																														
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																														
現金及び預貯金	73,084	73,084	－																																																																																														
債券貸借取引支払保証金	275,350	275,350	－																																																																																														
有価証券	2,764,968	3,015,931	250,962																																																																																														
満期保有目的の債券	1,056,254	1,293,985	237,731																																																																																														
責任準備金対応債券	61,146	74,377	13,231																																																																																														
その他有価証券	1,647,567	1,647,567	－																																																																																														
貸付金	52,677	52,677	－																																																																																														
保険約款貸付	52,677	52,677	－																																																																																														
金融派生商品*1	1,568	1,568	－																																																																																														
ヘッジ益が確認されているもの	1,568	1,568	－																																																																																														
債券貸借取引受入担保金*2	(277,880)	(277,880)	－																																																																																														

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

2014年度末	2015年度末																																																																												
<p>これに伴い、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.73%から28.80%となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,529百万円減少し、当期純利益は1,030百万円減少しております。</p> <p>20. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>当期首現在高</td><td>6,514百万円</td></tr> <tr><td>当期契約者配当金支払額</td><td>5,845百万円</td></tr> <tr><td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>6,407百万円</td></tr> <tr><td>当期末現在高</td><td>7,077百万円</td></tr> </table> <p>21. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は659百万円であります。</p> <p>22. 1株当たり純資産額は176,186円52銭であります。</p> <p>23. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、47,541百万円であります。</p> <p>24. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,552百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>25. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。</p> <p>(2)確定給付制度</p> <p>①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>1,785百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>303百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>38百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△ 76百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>2,066百万円</td></tr> </table> <p>②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>退職給付債務</td><td>2,066百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td>△ 191百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>1,874百万円</td></tr> </table> <p>③退職給付に関する損益</p> <table border="1"> <tr><td>勤務費用</td><td>303百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>341百万円</td></tr> </table> <p>④数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <p>期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>割引率</td><td>0.86%</td></tr> </table> <p>(3)確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、130百万円あります。</p> <p>26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	当期首現在高	6,514百万円	当期契約者配当金支払額	5,845百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	6,407百万円	当期末現在高	7,077百万円	期首における退職給付債務	1,785百万円	勤務費用	303百万円	利息費用	14百万円	数理計算上の差異の当期発生額	38百万円	退職給付の支払額	△ 76百万円	期末における退職給付債務	2,066百万円	退職給付債務	2,066百万円	未認識数理計算上の差異	△ 191百万円	退職給付引当金	1,874百万円	勤務費用	303百万円	利息費用	14百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	22百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	341百万円	割引率	0.86%	<p>これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.80%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.24%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.00%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金負債は906百万円、当期純利益は415百万円それぞれ減少しております。</p> <p>21. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>当期首現在高</td><td>7,077百万円</td></tr> <tr><td>当期契約者配当金支払額</td><td>6,251百万円</td></tr> <tr><td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>契約者配当準備金繰入額</td><td>9,037百万円</td></tr> <tr><td>当期末現在高</td><td>9,865百万円</td></tr> </table> <p>22. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は674百万円あります。</p> <p>23. 1株当たり純資産額は208,051円71銭であります。</p> <p>24. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、35,246百万円あります。</p> <p>25. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、4,950百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>26. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。</p> <p>(2)確定給付制度</p> <p>①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>2,066百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>345百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>43百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△ 76百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>2,395百万円</td></tr> </table> <p>②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>退職給付債務</td><td>2,395百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td>△ 208百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>2,187百万円</td></tr> </table> <p>③退職給付に関する損益</p> <table border="1"> <tr><td>勤務費用</td><td>345百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>389百万円</td></tr> </table> <p>④数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <p>期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>割引率</td><td>0.86%</td></tr> </table> <p>(3)確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、145百万円あります。</p> <p>27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	当期首現在高	7,077百万円	当期契約者配当金支払額	6,251百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	9,037百万円	当期末現在高	9,865百万円	期首における退職給付債務	2,066百万円	勤務費用	345百万円	利息費用	17百万円	数理計算上の差異の当期発生額	43百万円	退職給付の支払額	△ 76百万円	期末における退職給付債務	2,395百万円	退職給付債務	2,395百万円	未認識数理計算上の差異	△ 208百万円	退職給付引当金	2,187百万円	勤務費用	345百万円	利息費用	17百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	26百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	389百万円	割引率	0.86%
当期首現在高	6,514百万円																																																																												
当期契約者配当金支払額	5,845百万円																																																																												
利息による増加等	0百万円																																																																												
契約者配当準備金繰入額	6,407百万円																																																																												
当期末現在高	7,077百万円																																																																												
期首における退職給付債務	1,785百万円																																																																												
勤務費用	303百万円																																																																												
利息費用	14百万円																																																																												
数理計算上の差異の当期発生額	38百万円																																																																												
退職給付の支払額	△ 76百万円																																																																												
期末における退職給付債務	2,066百万円																																																																												
退職給付債務	2,066百万円																																																																												
未認識数理計算上の差異	△ 191百万円																																																																												
退職給付引当金	1,874百万円																																																																												
勤務費用	303百万円																																																																												
利息費用	14百万円																																																																												
数理計算上の差異の当期の費用処理額	22百万円																																																																												
確定給付制度に係る退職給付費用	341百万円																																																																												
割引率	0.86%																																																																												
当期首現在高	7,077百万円																																																																												
当期契約者配当金支払額	6,251百万円																																																																												
利息による増加等	0百万円																																																																												
契約者配当準備金繰入額	9,037百万円																																																																												
当期末現在高	9,865百万円																																																																												
期首における退職給付債務	2,066百万円																																																																												
勤務費用	345百万円																																																																												
利息費用	17百万円																																																																												
数理計算上の差異の当期発生額	43百万円																																																																												
退職給付の支払額	△ 76百万円																																																																												
期末における退職給付債務	2,395百万円																																																																												
退職給付債務	2,395百万円																																																																												
未認識数理計算上の差異	△ 208百万円																																																																												
退職給付引当金	2,187百万円																																																																												
勤務費用	345百万円																																																																												
利息費用	17百万円																																																																												
数理計算上の差異の当期の費用処理額	26百万円																																																																												
確定給付制度に係る退職給付費用	389百万円																																																																												
割引率	0.86%																																																																												

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2014年度	2015年度
経常収益	487,594	512,568
保険料等収入	443,141	462,251
保険料	441,821	461,125
再保険収入	1,319	1,126
資産運用収益	42,297	47,722
利息及び配当金等収入	39,914	43,459
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	38,079	41,571
貸付金利息	1,491	1,536
その他利息配当金	343	351
有価証券売却益	2,351	4,262
為替差益	16	-
貸倒引当金戻入額	13	-
その他経常収益	2,155	2,594
年金特約取扱受入金	554	460
保険金据置受入金	1,401	1,610
その他の経常収益	199	523
経常費用	471,656	493,920
保険金等支払金	164,469	175,220
保険金	36,241	38,732
年金	11,196	13,943
給付金	13,689	15,848
解約返戻金	98,608	102,443
その他返戻金	3,274	2,765
再保険料	1,458	1,487
責任準備金等繰入額	220,268	230,351
支払備金繰入額	1,582	2,071
責任準備金繰入額	218,685	228,279
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	676	2,090
支払利息	288	292
有価証券売却損	206	890
金融派生商品費用	146	846
為替差損	-	4
貸倒引当金繰入額	-	13
その他運用費用	34	41
事業費	75,819	75,084
その他経常費用	10,421	11,173
保険金据置支払金	1,109	1,445
税金	6,136	6,187
減価償却費	2,827	3,221
退職給付引当金繰入額	265	312
その他の経常費用	83	6
経常利益	15,937	18,647
特別利益	3	0
固定資産等処分益	3	0
特別損失	1,358	735
固定資産等処分損	743	32
価格変動準備金繰入額	614	703
契約者配当準備金繰入額	6,407	9,037
税引前当期純利益	8,175	8,874
法人税及び住民税	3,845	3,508
法人税等調整額	△ 76	△ 675
法人税等合計	3,768	2,833
当期純利益	4,406	6,041

GRMS&ADインシユアランス

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

注記事項

2014年度	2015年度
1. 関係会社との取引による費用の総額は326百万円です。	1. 関係会社との取引による費用の総額は、345百万円です。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,064百万円、外国証券287百万円です。	2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券3,086百万円、外国証券1,175百万円です。
有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券185百万円、外国証券20百万円です。	有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券89百万円、外国証券801百万円です。
3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は14百万円です。	3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は14百万円です。
4. 1株当たり当期純利益は、4,589円93銭です。	4. 金融派生商品費用には、評価益2,100百万円が含まれております。
算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに4,406百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株です。	5. 1株当たり当期純利益は、6,293円11銭です。
5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに6,041百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株です。
	6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2014年度	2015年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	8,175	8,874
減価償却費	2,827	3,221
支払備金の増減額(△は減少)	1,582	2,071
責任準備金の増減額(△は減少)	218,685	228,279
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	6,407	9,037
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 13	11
退職給付引当金の増減額(△は減少)	265	312
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 9	△ 6
価格変動準備金の増減額(△は減少)	614	703
利息及び配当金等収入	△ 39,914	△ 43,459
有価証券関係損益(△は益)	△ 2,145	△ 3,371
支払利息	288	292
為替差損益(△は益)	△ 16	4
有形固定資産関係損益(△は益)	1,001	42
代理店貸の増減額(△は増加)	13	71
再保険貸の増減額(△は増加)	△ 512	346
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 1,798	△ 2,945
代理店借の増減額(△は減少)	114	△ 382
再保険借の増減額(△は減少)	△ 9	△ 10
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,141	△ 502
その他	△ 259	2,949
小 計	196,439	205,540
利息及び配当金等の受取額	39,904	44,231
利息の支払額	△ 288	△ 292
契約者配当金の支払額	△ 5,845	△ 6,251
法人税等の支払額	△ 3,178	△ 4,300
営業活動によるキャッシュ・フロー	227,031	238,928
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 648,391	△ 534,004
有価証券の売却・償還による収入	438,313	343,554
貸付けによる支出	△ 64,231	△ 65,652
貸付金の回収による収入	62,419	64,257
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額(△は減少)	1,184	887
その他	△ 7,819	5,774
資産運用活動計	△ 218,526	△ 185,183
(営業活動及び資産運用活動計)	(8,505)	(53,744)
有形固定資産の取得による支出	△ 1,847	△ 275
有形固定資産の売却による収入	7	1
無形固定資産の取得による支出	△ 12,738	△ 4,186
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 233,104	△ 189,643
財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他	△ 879	△ 535
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 879	△ 535
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 6,952	48,748
現金及び現金同等物期首残高	31,288	24,335
現金及び現金同等物期末残高	24,335	73,084

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の(期首)期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。
(単位：百万円)

	2014年度末	2015年度末
現金及び預貯金	22,693	73,084
コールローン	1,642	-
現金及び現金同等物	24,335	73,084

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

4. 株主資本等変動計算書

2014年度

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		合計	合計	合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	合計	その他利益剰余金	合計				
										繰越利益剰余金
当期首残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 8,908	△ 8,908	70,279	61,719	61,719	131,999
当期変動額										
当期純利益	-	-	-	-	4,406	4,406	4,406	-	-	4,406
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	32,732	32,732	32,732
当期変動額合計	-	-	-	-	4,406	4,406	4,406	32,732	32,732	37,139
当期末残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 4,501	△ 4,501	74,686	94,452	94,452	169,139

2015年度

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		合計	合計	合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	合計	その他利益剰余金	合計				
										繰越利益剰余金
当期首残高	35,500	13,214	30,473	43,688	△ 4,501	△ 4,501	74,686	94,452	94,452	169,139
当期変動額										
当期純利益	-	-	-	-	6,041	6,041	6,041	-	-	6,041
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	24,549	24,549	24,549
当期変動額合計	-	-	-	-	6,041	6,041	6,041	24,549	24,549	30,590
当期末残高	35,500	13,214	30,473	43,688	1,539	1,539	80,727	119,001	119,001	199,729

注記事項

2014年度	2015年度
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 当期首株式数 960千株 当期増加株式数 -千株 当期減少株式数 -千株 当期末株式数 960千株 2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 当期首株式数 960千株 当期増加株式数 -千株 当期減少株式数 -千株 当期末株式数 960千株 2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
小計	-	-
(対 合 計 比)	(-)	(-)
正 常 債 権	339,256	271,915
合 計	339,256	271,915

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

グループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2014年度末	2015年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	330,141	380,460
資本金等	74,686	80,727
価格変動準備金	4,527	5,230
危険準備金	25,852	29,150
一般貸倒引当金	9	11
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	119,392	148,752
土地の含み損益×85%	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	134,117	142,443
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 28,747	△ 26,894
持込資本金等	-	-
控除項目	-	-
その他	304	1,038
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	46,175	47,604
保険リスク相当額 R_1	14,832	15,906
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	7,572	9,660
予定利率リスク相当額 R_2	3,011	3,049
最低保証リスク相当額 R_7	-	-
資産運用リスク相当額 R_3	35,269	35,576
経営管理リスク相当額 R_4	1,820	1,283
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	1,429.9%	1,598.4%

(注)上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈参考〉実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	2014年度末	2015年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	3,113,539	3,479,993
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	2,637,117	2,805,758
実質資産負債差額 (1)-(2)=(3)	476,421	674,235

(注)1. 実質資産負債差額は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
 2. 保険会社向けの総合的な監督指針II-2-2-6に基づき、実質資産負債差額から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額を控除した額は以下のとおりです。
 2014年度末:372,146百万円、2015年度末:423,272百万円

9. 有価証券等の時価情報(会社計)

(1)有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	2014年度末					2015年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益		帳簿価額	時価	差 損 益			
			うち差益	うち差損			うち差益	うち差損		
満期保有目的の債券	910,370	1,014,645	104,275	104,345	70	1,056,254	1,293,985	237,731	237,734	3
責任準備金対応債券	-	-	-	-	-	61,146	74,377	13,231	13,231	-
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	1,505,315	1,637,974	132,658	132,681	23	1,482,287	1,647,567	165,280	165,293	13
公 社 債	1,344,279	1,447,776	103,497	103,520	23	1,255,700	1,396,913	141,212	141,226	13
株 式	511	1,190	679	679	-	511	872	361	361	-
外 国 証 券	157,579	184,942	27,363	27,363	-	223,129	246,210	23,081	23,081	-
公 社 債	157,579	184,942	27,363	27,363	-	223,129	246,210	23,081	23,081	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	2,945	4,064	1,118	1,118	-	2,945	3,570	624	624	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2,415,685	2,652,619	236,933	237,027	93	2,599,688	3,015,931	416,243	416,259	16
公 社 債	2,254,649	2,462,421	207,772	207,866	93	2,373,101	2,765,277	392,175	392,191	16
株 式	511	1,190	679	679	-	511	872	361	361	-
外 国 証 券	157,579	184,942	27,363	27,363	-	223,129	246,210	23,081	23,081	-
公 社 債	157,579	184,942	27,363	27,363	-	223,129	246,210	23,081	23,081	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	2,945	4,064	1,118	1,118	-	2,945	3,570	624	624	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	872,781	977,126	104,345	1,055,060	1,292,794	237,734
公 社 債	872,781	977,126	104,345	1,055,060	1,292,794	237,734
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	37,588	37,518	△ 70	1,193	1,190	△ 3
公 社 債	37,588	37,518	△ 70	1,193	1,190	△ 3
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	61,146	74,377	13,231
公 社 債	—	—	—	61,146	74,377	13,231
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,486,208	1,618,889	132,681	1,474,989	1,640,283	165,293
公 社 債	1,325,171	1,428,692	103,520	1,248,402	1,389,628	141,226
株 式	511	1,190	679	511	872	361
外 国 証 券	157,579	184,942	27,363	223,129	246,210	23,081
そ の 他 の 証 券	2,945	4,064	1,118	2,945	3,570	624
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	19,107	19,084	△ 23	7,298	7,284	△ 13
公 社 債	19,107	19,084	△ 23	7,298	7,284	△ 13
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
そ の 他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	442	442
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	442	442
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	442	442

(2)金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

a. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引のみです。

b. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

c. 利用目的

為替予約取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

d. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)および取引先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)等が伴います。

当社では、為替予約取引を外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替による差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替による差損益と相殺されます。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

e. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程、ヘッジ会計適用に関する規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

f. 定量的情報に関する補足説明

以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

②定量的情報

a. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	1,568	—	—	—	1,568
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—
合計	—	1,568	—	—	—	1,568

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連1,568百万円)は、損益計算書に計上されています。

b. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

該当ありません。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

c. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

(2014年度末)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
			うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル(対円)	其他有価証券	87,818	—	△ 531
合計					△ 531

(2015年度末)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
			うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル(対円)	其他有価証券	140,211	—	1,568
合計					1,568

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

10. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2014年度	2015年度
基礎利益 A	16,111	19,437
キャピタル収益	2,368	4,262
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	2,351	4,262
金融派生商品収益	—	—
為替差益	16	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	353	1,742
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	206	890
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	146	846
為替差損	—	4
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	2,015	2,520
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	18,126	21,957
臨時収益	10	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	10	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	2,199	3,309
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	2,199	3,297
個別貸倒引当金繰入額	—	11
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 2,188	△ 3,309
経常利益 A+B+C	15,937	18,647

11. 利源別損益

(単位：百万円)

	2014年度	2015年度
危険差損益 (注) ①	50,319	51,524
費差損益 (注) ②	△ 22,777	△ 16,353
利差損益 (注) ③	1,378	2,016
三利源合計 ④=①+②+③	28,920	37,187
その他損益 ⑤	△ 12,809	△ 17,750
基礎利益 ⑥=④+⑤	16,111	19,437

(注)危険差損益、費差損益および利差損益は、各々以下の損益を表しています。

- ①危険差損益：「予定死亡率等に基づく保険金・給付金支払予定額」と「実際に発生した保険金・給付金支払額」の差により生じる損益
 ②費差損益：「予定事業費率に基づく経費支出予定額」と「実際にかかった経費」の差により生じる損益
 ③利差損益：「予定利率に基づく予定運用収益(利回り)」と「実際の運用収益(利回り)」の差により生じる損益
 (利差損益がマイナスの場合が「逆ざや」状態となります。)

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2015年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。

また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、ならびに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2015年度決算業績の概況

(契約の状況)

2015年度における個人保険および個人年金保険の新契約高は2兆4,233億円、解約・失効契約高は1兆2,787億円となり、この結果、2015年度末保有契約高は前期末に比べて6,819億円増加し2兆5,760億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は1兆59億円、解約・失効契約高は173億円となり、2015年度末保有契約高は、前期末に比べて1兆2,172億円増加し6兆5,187億円となりました。

また、個人保険および個人年金保険の2015年度末保有契約年換算保険料は前期末に比べて222億円増加し3,757億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が4,622億円、資産運用収益が477億円、その他経常収益が25億円となり、これらを合計した経常収益は5,125億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,752億円、責任準備金等繰入額が2,303億円、資産運用費用が20億円、事業費が750億円、その他経常費用が111億円となりました結果、4,939億円となりました。

この結果、経常利益は186億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税および住民税ならびに法人税等調整額を加減した結果、当期純利益は60億円となりました。

(責任準備金の状況)

当社は、保険業法に定められている標準責任準備金を積み立てており、2015年度の責任準備金繰入額は2,282億円となり、2015年度末の責任準備金は2兆6,617億円となりました。

(資産の状況)

2015年度末の総資産は前期末に比べて2,197億円増加し、3兆2,290億円となりました。

(2)保有契約高および新契約高

保有契約高 (単位：千件、百万円)

区 分	2014年度末				2015年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比	
個人保険	2,600	108.1%	21,127,677	104.0%	2,767	106.4%	21,831,090	103.3%
個人年金保険	186	99.8%	766,354	97.4%	185	99.3%	744,933	97.2%
団体保険	-	-	5,301,496	103.4%	-	-	6,518,709	123.0%
団体年金保険	-	-	369	92.3%	-	-	351	95.3%

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高 (単位：千件、百万円)

区 分	2014年度						2015年度					
	件数		金額				件数		金額			
	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	338	116.9%	2,444,852	94.3%	2,444,852	-	309	91.6%	2,398,807	98.1%	2,398,807	-
個人年金保険	6	63.4%	36,330	45.4%	36,330	-	5	80.4%	24,551	67.6%	24,551	-
団体保険	-	-	88,702	84.6%	88,702	-	-	-	1,005,973	1,134.1%	1,005,973	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3)年換算保険料

保有契約 (単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	309,861	107.1%	332,756	107.4%
個人年金保険	43,621	98.7%	42,964	98.5%
合計	353,482	106.0%	375,721	106.3%
うち医療保障・生前給付保障等	70,516	115.3%	78,778	111.7%

新契約 (単位：百万円)

区 分	2014年度		2015年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	44,220	115.9%	46,808	105.9%
個人年金保険	2,035	49.9%	1,335	65.6%
合計	46,255	109.6%	48,144	104.1%
うち医療保障・生前給付保障等	14,468	132.6%	13,525	93.5%

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4)保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分	保 有 金 額			
	2014年度末	2015年度末		
死亡保障	普通死亡	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	21,127,640 (232,731) 5,300,939 - 26,428,580	21,831,068 (242,500) 6,518,196 - 28,349,265
	災害死亡	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	(1,043,157) (484) (22,720) (-) (1,066,361)	(1,003,527) (477) (19,070) (-) (1,023,075)
	その他の条件付死亡	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	(45,405) (-) (512) (-) (45,917)	(43,468) (-) (460) (-) (43,928)
生存保障	満期・生存給付	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	(237,601) 710,891 4 - 710,896	(229,933) 681,858 13 - 681,871
	年金	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	(-) (94,715) (70) (-) (94,785)	(-) (92,729) (62) (-) (92,791)
	その他	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	(-) 55,462 557 369 56,388	(-) 63,075 512 351 63,939
入院保障	災害入院	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	(6,079) (4) (101) (-) (6,185)	(6,700) (4) (100) (-) (6,805)
	疾病入院	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	(6,249) (5) (-) (-) (6,254)	(6,861) (4) (-) (-) (6,866)
	その他の条件付入院	個人保険 個人年金保険 団体保険 団体年金保険 その他共計	(5,115) (1) (0) (-) (5,117)	(5,658) (1) (0) (-) (5,660)

(注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

グループ&ADインシチュアランス

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2014年度末	2015年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	84,564	82,459
	個 人 年 金 保 険	66	63
	団 体 保 険	170,075	140,511
	団 体 年 金 保 険	-	-
	そ の 他 共 計	254,705	223,033
手 術 保 障	個 人 保 険	1,512,648	1,715,816
	個 人 年 金 保 険	1,066	1,015
	団 体 保 険	-	-
	団 体 年 金 保 険	-	-
	そ の 他 共 計	1,513,714	1,716,831

(5)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2014年度末	2015年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	3,837,150	3,843,500
	定 期 付 終 身 保 険	-	-
	定 期 保 険	14,436,899	15,238,708
	そ の 他 共 計	19,977,369	20,633,317
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	182,576	175,230
	定 期 付 養 老 保 険	-	-
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	279	28
	そ の 他 共 計	1,150,271	1,197,751
生 存 保 険		36	22
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	766,354	744,933
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	560,031	539,840
	傷 害 特 約	412,664	398,802
	災 害 入 院 特 約	1,672	1,571
	疾 病 特 約	1,259	1,187
	成 人 病 特 約	114	105
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	3,689	4,228

(注)1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6)異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円)

区 分	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,406,378	20,317,959	2,600,946	21,127,677
新契約	338,364	2,444,852	309,979	2,398,807
更新	5,450	32,287	4,617	24,273
復活	7,213	87,306	8,339	83,311
保険金額の増加	8	56	7	49
転換による増加	-	-	-	-
その他の増加	316	88,563	325	76,770
死亡	3,818	24,310	4,249	26,109
満期	12,748	59,312	11,458	51,157
保険金額の減少	11,733	77,016	9,651	78,349
転換による減少	-	-	-	-
解約	118,914	1,002,444	117,638	1,023,496
失効	19,667	241,323	21,558	230,580
その他の減少	1,628	438,941	1,595	470,106
年末現在	2,600,946	21,127,677	2,767,708	21,831,090
(増加率)	(8.1%)	(4.0%)	(6.4%)	(3.3%)
純増加	194,568	809,718	166,762	703,413
(増加率)	(35.0%)	(△ 19.1%)	(△ 14.3%)	(△ 13.1%)

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	187,294	787,086	186,953	766,354
新契約	6,917	36,330	5,561	24,551
復活	40	510	19	129
保険金額の増加	116	69	111	24
転換による増加	-	-	-	-
その他の増加	5,219	21,709	5,587	22,547
死亡	257	1,095	253	1,287
支払満了	1,301	2,293	1,495	3,436
金額の減少	447	9,904	437	11,537
転換による減少	-	-	-	-
解約	5,578	28,090	5,051	24,180
失効	188	1,182	126	517
その他の減少	5,193	36,785	5,461	27,715
年末現在	186,953	766,354	185,734	744,933
(増加率)	(△ 0.2%)	(△ 2.6%)	(△ 0.7%)	(△ 2.8%)
純増加	△ 341	△ 20,732	△ 1,219	△ 21,420
(増加率)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注)1. 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

2. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(-)としています。

③ 団体保険 (単位：件、百万円)

区分	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在 (幹事・単独)	8,131,958 319,138	5,124,978 -	8,080,445 340,104	5,301,496 -
新契約 (幹事・単独)	142,356 15,910	88,702 -	131,354 63,622	1,005,973 -
更新	1,507,038	1,357,728	1,555,382	1,326,688
復活	-	-	-	-
中途加入	605,123	755,935	586,888	861,786
保険金額の増加	854,702	78,455	819,568	101,327
その他の増加	75	64	1,720	1,752
死亡	23,707	7,769	22,832	8,128
満期	1,563,839	1,442,013	1,604,413	1,363,195
脱退	710,530	271,711	667,635	288,335
保険金額の減少	458,664	367,920	498,925	401,392
解約	5,632	14,466	4,098	17,132
失効	48	221	118	185
その他の減少	2,349	265	3,213	1,946
年末現在 (幹事・単独)	8,080,445 340,104	5,301,496 -	8,053,480 418,945	6,518,709 -
(増加率)	(△ 0.6%)	(3.4%)	(△ 0.3%)	(23.0%)
純増加 (増加率)	△ 51,513 (-)	176,517 (-)	△ 26,965 (-)	1,217,212 (589.6)

- (注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
 2. 件数は、被保険者数を表します。
 3. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(-)としています。

④ 団体年金保険 (単位：件、百万円)

区分	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,076	399	1,873	369
新契約	0	0	0	0
年金支払	457	6	487	6
一時金支払	259	35	188	15
解約	0	0	0	0
年末現在	1,873	369	1,678	351
(増加率)	(-)	(-)	(-)	(-)
純増加 (増加率)	△ 203 (-)	△ 30 (-)	△ 195 (-)	△ 17 (-)

- (注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
 2. 「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
 3. 件数は、被保険者数を表します。
 4. 増加率は、前期もしくは当期の数値が負値の場合は(-)としています。

(7) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険

a. 契約者配当の仕組み

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りより予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

(単位：%)

保険料払込方法	契約年月日	2014年度	2015年度
年払・半年払・月払	1999年4月1日以前	1.35 ~ 1.50	1.50 ~ 1.65
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.35 ~ 1.50	1.45 ~ 1.60
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	1.45	1.50
	2013年4月2日以降	0.80	0.75
一時払	1999年4月1日以前	1.25 ~ 1.80	1.70 ~ 2.15
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.10 ~ 1.45	1.15 ~ 1.70
	2001年4月2日以降 2002年7月1日以前	0.90 ~ 1.20	0.90 ~ 1.35
	2002年7月2日以降 2013年4月1日以前	0.20 ~ 0.45	0.30 ~ 0.50
	2013年4月2日以降	0.20	0.40

(b) 旧あいおい生命契約

(単位：%)

該当契約	2014年度	2015年度	
5年ごと利差配当付養老保険 ^(注) (一時払かつ1999年4月2日以降契約の場合)	0.35 ~ 1.00	0.30 ~ 1.05	
上記以外の5年ごと利差配当付契約	1999年4月1日以前	2.05 ~ 2.55	2.15 ~ 2.65
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.60 ~ 2.00	1.65 ~ 2.05
	2001年4月2日以降 2013年4月1日以前	0.75 ~ 1.60	0.75 ~ 1.60
	2013年4月2日以降	0.70 ~ 1.15	0.65 ~ 1.10

(注) 配当基準利回りは契約年月に応じて異なります。

b. 配当金の例示

2015年度決算に基づく契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

〈例〉5年ごと利差配当付養老保険

30歳加入、30年満期、全期払、男性、年払、保険金1,000万円

(a) 三井住友海上あいおい生命契約および旧三井住友海上きらめき生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2001年10月1日	15年	310,980円	0円	10,000,000円
2006年10月1日	10年	310,980円	0円	10,000,000円
2011年10月1日	5年	310,520円	0円	10,000,000円

(b) 旧あいおい生命契約

契約年月日	経過年数	保険料	継続中の契約 (配当金)	死亡契約 (保険金+配当金)
2001年10月1日	15年	311,960円	0円	10,000,000円
2006年10月1日	10年	311,960円	0円	10,000,000円
2011年10月1日	5年	311,380円	0円	10,000,000円

(注) 1. 経過年数とは2016年4月1日から2017年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

2. 「死亡契約」欄は契約応当日に死亡した場合の受領金額を示しています。

② 団体保険

団体保険につきましては、保険期間満了の日まで有効に継続し、保険料の払込みが完了したご契約に対し、お払込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします(無配当型商品を除きます)。

2015年度決算におきましても、団体の規模、保険金支払い実績等に基づいて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2014年度	2015年度
個人保険	4.0	3.3
個人年金保険	△ 2.6	△ 2.8
団体保険	3.4	23.0
団体年金保険	△ 7.7	△ 4.7

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	2014年度	2015年度
新契約平均保険金	7,225	7,738
保有契約平均保険金	8,123	7,887

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区 分	2014年度	2015年度
個人保険	12.0	11.4
個人年金保険	4.9	3.5
団体保険	1.7	19.0

(注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区 分	2014年度	2015年度
個人保険	6.1	5.9
個人年金保険	5.2	5.1
団体保険	5.9	6.0

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)

(単位：円)

2014年度	2015年度
97,805	104,244

(注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2014年度	2015年度	2014年度	2015年度
1.52	1.58	1.17	1.21

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：‰)

区 分		2014年度	2015年度
災害死亡保障契約	件数	0.07	0.11
	金額	0.13	0.25
障害保障契約	件数	0.32	0.18
	金額	0.09	0.07
災害入院保障契約	件数	3.59	3.69
	金額	75.40	74.06
疾病入院保障契約	件数	43.75	45.59
	金額	650.09	661.80
成人病入院保障契約	件数	11.35	13.67
	金額	285.97	320.06
疾病・傷害手術保障特約	件数	36.23	38.53
	金額		
成人病手術保障特約	件数	6.59	7.64
	金額		

(注) 入院保障契約の特約発生率(金額)は、 $\frac{\text{発生(支払)金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額} + \text{年度末保有入院給付日額}) \div 2}$ により算出した率です。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2014年度	2015年度
17.2	16.3

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2014年度	2015年度
6社	6社

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2014年度	2015年度
98.8	98.7

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2014年度	2015年度
AA+	7.36	7.11
AA-	26.49	25.62
A+	66.15	67.27
A	-	-

(注) 1. 格付はS&Pによるものに基づいています。

2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2014年度	2015年度
91	47

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2014年度	2015年度
第三分野発生率	31.4	31.8
医療(疾病)	31.0	32.1
がん	43.3	39.6
その他	19.7	19.0

(注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。

2. 発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2014年度末	2015年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	5,748	6,267
	災 害 保 険 金	134	75
	高 度 障 害 保 険 金	1,075	1,352
	満 期 保 険 金	89	41
	そ の 他	736	1,224
	小 計	7,784	8,962
年 金	44	50	
給 付 金	1,921	2,369	
解 約 返 戻 金	12,990	13,381	
保 険 金 据 置 支 払 金	5	2	
そ の 他 共 計	22,786	24,858	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2014年度末	2015年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	2,134,497	2,344,040
	(特別勘定)	(-)	(-)
	個 人 年 金 保 険 (一般勘定)	271,927	287,414
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 保 険 (一般勘定)	869	839
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 年 金 保 険 (一般勘定)	369	351
	(特別勘定)	(-)	(-)
	そ の 他 (一般勘定)	0	0
	(特別勘定)	(-)	(-)
	小 計 (一般勘定)	2,407,665	2,632,646
	(特別勘定)	(-)	(-)
危 険 準 備 金	25,852	29,150	
合 計 (一般勘定)	2,433,517	2,661,796	
(特別勘定)	(-)	(-)	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2014年度末	2,280,964	126,700	-	25,852	2,433,517
2015年度末	2,497,847	134,798	-	29,150	2,661,796

(4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

(単位：%)

		2014年度末	2015年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	平成8年大蔵省告示 第48号に定める方式	同左
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	同左
積立率(危険準備金を除く)		100.0	100.0

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。

なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	517,468	1.65%～3.10%
2001年度～2005年度	582,522	1.30%～1.75%
2006年度～2010年度	843,867	1.00%～1.75%
2011年度	219,319	0.80%～1.75%
2012年度	210,719	0.80%～1.75%
2013年度	117,240	0.70%～1.75%
2014年度	89,655	0.70%～1.25%
2015年度	50,660	0.50%～1.25%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保 険	その他の 保 険	合 計
2014 年度	当 期 首 現 在 高	427	272	5,812	0	-	2	6,514
	利 息 に よ る 増 加	0	0	0	-	-	-	0
	配 当 金 支 払 に よ る 減 少	44	29	5,769	0	-	1	5,845
	当 期 繰 入 額	△2	△3	6,412	0	-	1	6,407
	当 期 末 現 在 高	380	239	6,456	0	-	2	7,077
		(378)	(238)	(39)	(-)	(-)	(-)	(657)
2015 年度	当 期 首 現 在 高	380	239	6,456	0	-	2	7,077
	利 息 に よ る 増 加	0	0	0	-	-	-	0
	配 当 金 支 払 に よ る 減 少	37	31	6,178	0	-	2	6,251
	当 期 繰 入 額	0	0	9,035	0	-	3	9,037
	当 期 末 現 在 高	342	207	9,312	0	-	2	9,865
		(341)	(207)	(35)	(-)	(-)	(-)	(584)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由および 算定方法(注)
貸倒引当金	一般貸倒引当金	9	11	2	
	個別貸倒引当金	55	64	9	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
退職給付引当金		1,874	2,187	312	
役員退職慰労引当金		41	34	△6	
価格変動準備金		4,527	5,230	703	

(注) 計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記事項(105ページ)に記載しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		35,500	-	-	35,500	
うち 既発行株式	普通株式	(960千株)	(-千株)	(-千株)	(960千株)	
	計	35,500	-	-	35,500	
資本 剰余金	資本準備金	13,214	-	-	13,214	
	その他資本剰余金	30,473	-	-	30,473	
	計	43,688	-	-	43,688	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
個人保険	389,502	408,872
(うち一時払)	(14,495)	(5,054)
(うち年払)	(132,419)	(150,083)
(うち半年払)	(1,477)	(1,526)
(うち月払)	(241,110)	(252,207)
個人年金保険	34,684	32,956
(うち一時払)	(23)	(12)
(うち年払)	(8,381)	(8,494)
(うち半年払)	(277)	(210)
(うち月払)	(26,002)	(24,239)
団体保険	17,614	19,275
団体年金保険	14	13
その他共計	441,821	461,125

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2015年度 合 計	2014年度 合 計
死亡保険金	19,015	—	5,383	—	—	0	24,398	23,537
災害保険金	255	—	4	—	—	—	259	139
高度障害保険金	2,182	—	444	—	—	—	2,627	1,400
満期保険金	8,962	—	—	—	—	—	8,962	9,627
その他	—	—	2,483	—	—	—	2,483	1,536
合 計	30,417	—	8,315	—	—	0	38,732	36,241

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2015年度 合 計	2014年度 合 計
年 金	3,046	10,819	70	6	—	—	13,943	11,196

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2015年度 合 計	2014年度 合 計
死亡給付金	0	574	—	0	—	—	574	466
入院給付金	6,307	2	3	—	—	0	6,314	5,397
手術給付金	4,492	4	—	—	—	—	4,497	3,881
障害給付金	29	—	0	—	—	—	30	38
生存給付金	2,146	0	—	—	—	—	2,146	2,131
その他	2,269	0	—	15	—	—	2,285	1,772
合 計	15,245	582	4	15	—	0	15,848	13,689

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2015年度 合 計	2014年度 合 計
解約返戻金	96,219	6,224	—	—	—	—	102,443	98,608

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	8,606	1,128	3,853	4,752	44.8%
建物	928	66	254	673	27.4%
リース資産	3,098	506	624	2,474	20.2%
その他の有形固定資産	4,578	556	2,974	1,604	65.0%
無形固定資産	26,223	2,092	9,455	16,768	36.1%
その他	—	—	—	—	—
合 計	34,829	3,221	13,308	21,520	38.2%

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
営業活動費	34,609	34,134
営業管理費	5,684	5,608
一般管理費	35,525	35,341
合 計	75,819	75,084

(注) 1. 2014年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 327百万円
2. 2015年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 355百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
国 税	4,309	4,117
消費税	3,626	3,615
地方法人特別税	589	421
印紙税	90	79
登録免許税	—	—
その他の国税	1	1
地 方 税	1,827	2,069
地方消費税	978	968
法人住民税	—	—
法人事業税	763	1,012
固定資産税	16	21
不動産取得税	—	—
事業所税	62	60
その他の地方税	6	6
合 計	6,136	6,187

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(18)リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

2014年度および2015年度とも該当する取引はありません。

(19)借入金等残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2014年度末	借入金	-	-	-	-	-	-
	債券貸借取引 受入担保金	328,168	-	-	-	-	328,168
2015年度末	借入金	-	-	-	-	-	-
	債券貸借取引 受入担保金	277,880	-	-	-	-	277,880

4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)

(1)資産運用の概況

①2015年度の資産の運用概況

a. 運用環境

2015年度のわが国経済は、政府・日銀による金融・経済政策等を背景に企業収益や雇用情勢等で改善の動きが見られたものの、個人消費は依然低迷し、また、新興国経済の減速により輸出が減少する等、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

国内金利(10年国債利回り)は、米金利の年内利上げ観測の高まりを背景に、6月には0.5%台まで上昇しましたが、8月以降、中国経済の減速懸念から金利は低下し、1月末の日銀のマイナス金利政策の導入により、2月中旬からマイナス金利が恒常化し、期末は-0.029%となりました。

為替市場は、円の対ドル相場は120円台で始まった後、5月には米金利の年内利上げ観測の高まりから125円台まで上昇しましたが、夏場以降、中国等の新興国経済等の減速懸念や米国金利の利上げペースの不透明感から円は急騰し、期末は112.68円となりました。

株式市場(日経平均株価)は、1万9千円台で始まった後、円安進行や堅調な企業業績等を背景に上昇し、6月には20,868円の高値となりましたが、8月以降、中国ショックによる世界同時株安から株価は乱高下しました。年明け以降、世界経済に対する先行き懸念の高まりや原油安等を背景に下落基調となり、期末は16,758円となりました。

b. 当社の運用方針

[基本方針]

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としています。

[運用対象]

上記の基本方針に基づき、負債特性を踏まえて、当社では運用資産の大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資については、現在行っていません。

c. 運用実績の概況

2015年度末における一般勘定資産の残高は、3兆2,290億円となりました。資産配分は公社債を中心にいき、その結果、公社債は2兆5,143億円(総資産に占める比率は77.9%)となりました。

また、2015年度は資産運用収益を477億円、資産運用費用を20億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.54%となりました。

②ポートフォリオの推移

a. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	24,335	0.8%	73,084	2.3%
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	326,525	10.9%	275,350	8.5%
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	2,548,787	84.7%	2,765,411	85.6%
公 社 債	2,358,146	78.4%	2,514,314	77.9%
株 式	1,633	0.1%	1,315	0.0%
外 国 証 券	184,942	6.1%	246,210	7.6%
公 社 債	184,942	6.1%	246,210	7.6%
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	4,064	0.1%	3,570	0.1%
貸 付 金	51,282	1.7%	52,677	1.6%
保 険 約 款 貸 付	51,282	1.7%	52,677	1.6%
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	681	0.0%	673	0.0%
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	57,715	1.9%	61,909	1.9%
貸 倒 引 当 金	△ 64	△ 0.0%	△ 76	△ 0.0%
合 計	3,009,263	100.0%	3,229,031	100.0%
うち外貨建資産	186,148	6.2%	247,677	7.7%

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
現預金・コールローン	△ 6,952	48,748
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	97,819	△ 51,175
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	263,242	216,624
公 社 債	163,081	156,167
株 式	611	△ 318
外 国 証 券	98,647	61,267
公 社 債	98,647	61,267
株 式 等	—	—
その他の証券	902	△ 493
貸 付 金	1,812	1,394
保 険 約 款 貸 付	1,812	1,394
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	421	△ 7
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	16,854	4,194
貸 倒 引 当 金	13	△ 11
合 計	373,211	219,767
うち外貨建資産	99,259	61,528

M&A
グループについて経営
について

商品・サービス

C
S
R
活動会
社
デ
ータ

(2)運用利回り

(単位：%)

区 分	2014年度	2015年度
現預金・コールローン	0.02	0.01
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	0.02	0.02
買 入 金 銭 債 権	—	—
商品有価証券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1.75	1.78
うち公社債	1.65	1.68
うち株式	5.96 (5.96)	3.59 (3.59)
うち外国証券	3.58	3.01
貸 付 金	2.98	2.95
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	1.54 (1.54)	1.54 (1.54)
-----------	-------------	-------------

- (注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3)主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
現預金・コールローン	30,417	39,799
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	255,003	289,905
買 入 金 銭 債 権	—	—
商品有価証券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	2,305,035	2,525,296
うち公社債	2,190,778	2,328,495
うち株式	520	954
うち外国証券	110,791	192,901
貸 付 金	50,053	52,062
うち一般貸付	—	—
不 動 産	327	713

一 般 勘 定 計	2,695,318	2,964,093
うち海外投融資	110,791	192,901

(4)資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
利息及び配当金等収入	39,914	43,459
商品有価証券運用益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	2,351	4,262
有 価 証 券 償 還 益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為 替 差 益	16	—
貸倒引当金戻入額	13	—
その他運用収益	—	—
合 計	42,297	47,722

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
支 払 利 息	288	292
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	206	890
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	146	846
為 替 差 損	—	4
貸倒引当金繰入額	—	13
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	34	41
合 計	676	2,090

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
預 貯 金 利 息	0	0
有価証券利息・配当金	38,079	41,571
公 社 債 利 息	34,313	36,038
株 式 配 当 金	31	34
外国証券利息配当金	3,682	5,440
貸 付 金 利 息	1,491	1,536
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	39,914	43,459

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
国 債 等 債 券	2,064	3,086
株 式 等	—	—
外 国 証 券	287	1,175
そ の 他 共 計	2,351	4,262

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
国 債 等 債 券	185	89
株 式 等	—	—
外 国 証 券	20	801
そ の 他 共 計	206	890

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

M&A
グループ
について経営
について商品・
サービスC
S
R
活動会
社
デ
ータ

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金額	占率	金額	占率
国 債	1,483,742	58.2%	1,680,750	60.8%
地 方 債	115,568	4.5%	123,431	4.5%
社 債	758,835	29.8%	710,132	25.7%
うち公社・公団債	414,323	16.3%	437,029	15.8%
株 式	1,633	0.1%	1,315	0.0%
外 国 証 券	184,942	7.3%	246,210	8.9%
公 社 債	184,942	7.3%	246,210	8.9%
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	4,064	0.2%	3,570	0.1%
合 計	2,548,787	100.0%	2,765,411	100.0%

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2014年度末							2015年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
有価証券	74,900	179,658	220,041	245,306	644,253	1,184,626	2,548,787	73,199	175,530	242,150	283,447	571,941	1,419,142	2,765,411
国 債	45,348	59,792	53,893	115,475	186,607	1,022,626	1,483,742	26,874	37,589	117,255	109,035	171,497	1,218,498	1,680,750
地 方 債	-	1,039	12,080	13,363	34,966	54,117	115,568	-	1,756	14,174	10,328	38,890	58,281	123,431
社 債	28,938	110,995	135,750	99,346	281,620	102,184	758,835	45,973	124,461	87,812	149,199	165,209	137,476	710,132
株 式						1,633	1,633						1,315	1,315
外 国 証 券	613	7,831	18,317	17,121	141,059	-	184,942	351	11,723	22,907	14,884	196,343	-	246,210
公 社 債	613	7,831	18,317	17,121	141,059	-	184,942	351	11,723	22,907	14,884	196,343	-	246,210
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	4,064	4,064	-	-	-	-	-	3,570	3,570
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2014年度末	2015年度末
公 社 債	1.56	1.53
外 国 公 社 債	2.68	2.54

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	-	-	-	-	
鉱業	-	-	-	-	
建設業	-	-	-	-	
製 造 業	食 料 品	-	-	-	
	織 維 製 品	-	-	-	
	パ ル プ ・ 紙	-	-	-	
	化 学 品	-	-	-	
	医 薬 品	-	-	-	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	-	-	-	
	ゴ ム 製 品	-	-	-	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	-	-	-	
	鉄 鋼	-	-	-	
	非 鉄 金 属	-	-	-	
	金 属 製 品	-	-	-	
	機 械	-	-	-	
	電 気 機 器	-	-	-	
輸 送 用 機 器	-	-	-		
精 密 機 器	-	-	-		
そ の 他 製 品	-	-	-		
電 気 ・ ガ ス 業	-	-	-	-	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	-	-	-	
	海 運 業	-	-	-	
	空 運 業	-	-	-	
	倉庫・運輸関連業	-	-	-	
情 報 ・ 通 信 業	-	-	-	-	
商 業	卸 売 業	-	-	-	
	小 売 業	-	-	-	
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	528	32.4%	388	29.5%
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	662	40.5%	484	36.8%
	保 険 業	440	26.9%	440	33.4%
	そ の 他 金 融 業	2	0.2%	2	0.2%
不 動 産 業	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	
合 計	1,633	100.0%	1,315	100.0%	

MS&ADインシュアランスグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
保 險 約 款 貸 付	51,282	52,677
契 約 者 貸 付	45,017	46,382
保 険 料 振 替 貸 付	6,265	6,295
一 般 貸 付	-	-
(うち非居住者貸付)	(-)	(-)
企 業 貸 付	-	-
(うち国内企業向け)	(-)	(-)
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
消 費 者 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	51,282	52,677

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2014年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-
	建 物	259	605	74 (-)	110	681	22.2%
	リ ー ス 資 産	698	2,971	696 (-)	119	2,853	4.0%
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-
	その他の有形固定資産	924	1,601	51 (-)	499	1,974	60.1%
	合 計	1,882	5,178	822 (-)	729	5,509	3,282
	うち賃貸等不動産	-	-	- (-)	-	-	-
2015年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-
	建 物	681	71	12 (-)	66	673	27.4%
	リ ー ス 資 産	2,853	127	- (-)	506	2,474	20.2%
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-
	その他の有形固定資産	1,974	207	21 (-)	556	1,604	65.0%
	合 計	5,509	405	33 (-)	1,128	4,752	3,853
	うち賃貸等不動産	-	-	- (-)	-	-	-

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分	2014年度末	2015年度末
不 動 産 残 高	681	673
営 業 用	681	673
賃 貸 用	-	-
賃貸用ビル保有数	-	-

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
有 形 固 定 資 産	3	0
土 地	-	-
建 物	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
そ の 他	3	0
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	3	0
うち賃貸等不動産	-	-

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度		2015年度	
	金額	占率	金額	占率
有形固定資産	738		32	
土地	—		—	
建物	10		12	
リース資産	680		—	
その他	47		20	
無形固定資産	5		—	
その他	—		—	
合計	743		32	
うち賃貸等不動産	—		—	

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

a. 外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	184,942	100.0%	246,210	100.0%
株 式	—	—	—	—
現 預 金・その他	—	—	—	—
小 計	184,942	100.0%	246,210	100.0%

b. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	—	—	—	—
現 預 金・その他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—

c. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—

d. 合 計

(単位：百万円)

海外投融資	金額	占率	金額	占率
	184,942	100.0%	246,210	100.0%

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

② 地域別構成

(単位：百万円)

区 分	2014年度末								2015年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率		
北 米	122,934	66.5%	122,934	66.5%	—	—	—	—	173,514	70.5%	173,514	70.5%	—	—		
ヨーロッパ	38,040	20.6%	38,040	20.6%	—	—	—	—	53,696	21.8%	53,696	21.8%	—	—		
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
中南米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国際機関	23,967	13.0%	23,967	13.0%	—	—	—	—	19,000	7.7%	19,000	7.7%	—	—		
合 計	184,942	100.0%	184,942	100.0%	—	—	—	—	246,210	100.0%	246,210	100.0%	—	—		

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金額	占率	金額	占率
米 ド ル	179,682	97.2%	241,207	98.0%
ユ ー ロ	5,260	2.8%	5,003	2.0%
合 計	184,942	100.0%	246,210	100.0%

M&Aグループについて

経営について

商品・サービス

CSR活動

会社データ

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2014年度	2015年度
3.58	3.01

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会 員 権	24	—	—	—	24	
そ の 他	0	—	—	—	0	
合 計	24	—	—	—	24	

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V. 9. 有価証券等の時価情報(会社計)」の内容と相違ありません。V. 9. をご参照ください。

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制

37ページに掲載しています「リスク管理体制」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

34ページに掲載しています「コンプライアンス(法令等遵守)の体制」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法ならびにその合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積み立てがそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定にしたがい、保険計理人がこれを確認しています。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

46ページに掲載しています「金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について~生命保険相談所のご案内~」をご参照ください。

5. 個人データ保護について

39ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

30ページに掲載しています「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をご参照ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

ディスクロージャー誌 三井住友海上あいおい生命の現状 2016

2016年7月発行

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 経営企画部

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

TEL:03-5539-8300 (大代表)

URL:<http://www.msa-life.co.jp>

www.msa-life.co.jp

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

【MS】B9388 【AD】99-388 13,500 2016.05.26 (新) 62

